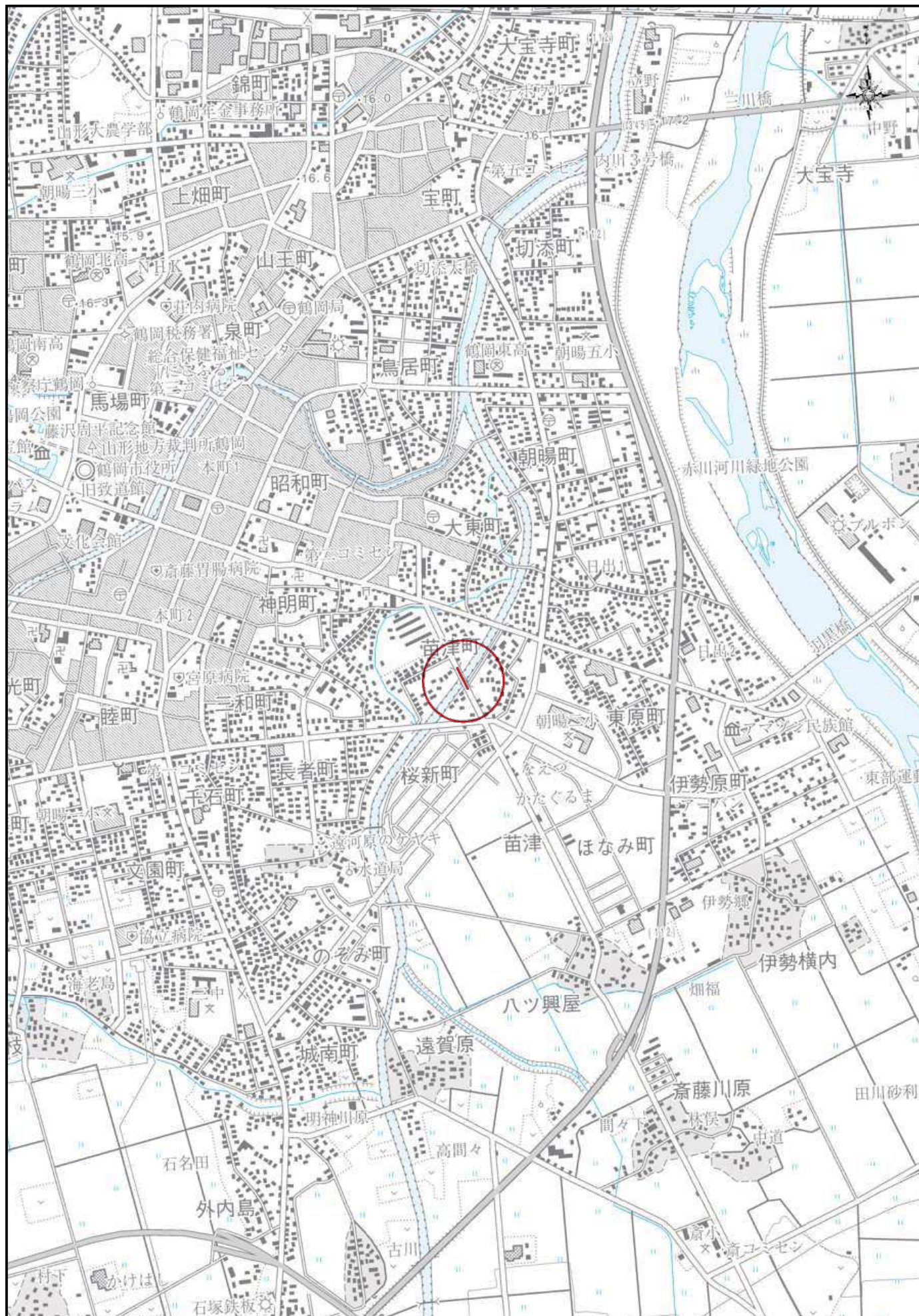


市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事設計書



0 100 200 300 400 500 m

1:15000

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平24 情保、第244-30078号)」

工 事 番 号		施 工 年 度	令和8年度
工 事 名 称	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事		
工 事 場 所	鶴岡市苗津地内		
施 工 主	鶴岡市	工事概要 橋梁補修工 構造物補修工 N=1橋 鋼部材再塗装 A=582m2 支承補修工 N=16基 高欄・防護柵取換え工 L=88m 橋面防水工 A=258m2 表面含侵工 A=79m2 足場工一式	
設 計 区 分			
路 線 名	市道一日市町天神町苗津線		
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 日 数	日		
部 課 名	土木課		
適 用 世 代	令和8年4月		
合 計 額			
工 事 価 格			
消費税相当額			

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	橋梁保全工事					週休2日 月単位	労務費 1.02	
	現場塗装工			式	1			
		塗装塗替え工	Rc- I	式	1			第 1号明細書
		建設廃棄物処分費	廃塗膜等	式	1			第 2号明細書
	橋梁補修工			式	1			
		ひび割れ注入工	低圧注入工法	式	1			第 3号明細書
		ひび割れ注入工	リハビリシリンダー工法	式	1			第 4号明細書
	断面修復工			式	1			
	断面修復工		式	1			第 5号明細書	
地覆補修工			式	1				
	地覆取壊し工		式	1			第 6号明細書	
	地覆工		式	1			第 7号明細書	
	水切り板工		式	1			第 8号明細書	

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	支承補修工			式	1			
		支承補修工		式	1			第 9号明細書
	伸縮装置補修工			式	1			
		伸縮装置補修工	乾式止水材	式	1			第 10号明細書
	高欄補修工			式	1			
		高欄取換え工		式	1			第 11号明細書
	橋面防水工			式	1			
		橋面防水工		式	1			第 12号明細書
		表面含浸工		式	1			第 13号明細書
		橋面排水工		式	1			第 14号明細書
		排水管補修工		式	1			第 15号明細書
	舗装工			式	1			
		舗装版取壊し工		式	1			第 16号明細書

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		橋面舗装工		式	1			第 17号明細書
	履歴板・標識工			式	1			
		占用許可標識設置工		式	1			第 18号明細書
		履歴板工		式	1			第 19号明細書
	仮設工			式	1			
		橋梁足場工		式	1			第 20号明細書
		交通管理工		式	1			第 21号明細書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
	安全費			式	1			第 15号内訳書
	技術管理費			式	1			第 17号内訳書
	共通仮設費			式	1			
	現場環境改善費			式	1			第 19号内訳書

第 1号

塗装塗替え工

Rc- I

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
曲面加工費	R面取り R=2mm以上	m	756			第 1号単価表
清掃・水洗い		m ²	582			第 2号単価表
素地調整(1種ケレン)	循環式ブラスト工法 NETIS登録 KT-230028-A	m ²	582			第 3号単価表
研削材(グリット)及びケレンかす	場内集積・選別・積込	m ²	582			第 4号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り塗装 昼間	有機シンクリッチェント スプレー 制約無	m ²	582			第 5号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り塗装 昼間	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 スプレー2層 制約無	m ²	582			第 6号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 中塗り塗装 昼間	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩 制約無	m ²	582			第 7号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 上塗り塗装 昼間	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩 制約無	m ²	582			第 8号単価表
計						

第 7号

地覆工

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート削孔	φ16×100	孔	864			第 17号単価表
樹脂カプセル	R-12N 13×85	本	864			第 18号単価表
鉄筋工	一般構造物	t	1.03			第 19号単価表
ねじ鉄筋工	場所打杭用かご筋	t	0.26			第 20号単価表
コンクリート	鉄筋構造物、人力打設、24-8-25(高炉)、一般養生	m ³	11			第 21号単価表
型枠	一般型枠、鉄筋・無筋構造物	m ²	45			第 22号単価表
目地工	樹脂発泡体 t=20mm	m ²	4			第 23号単価表
Vカット目地	シリコン系シーリング	m	16			第 24号単価表
計						

第 16号

舗装版取壊し工

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	117			第 60号単価表
濁水運搬	機械積込(小規模土工)、DID有り、24.0km以下	m ³	0.1			
	殻発生作業:舗装版破碎 積込工法区分:機械積込(小規模土工) DID区間の有無:有り					
	運搬距離:24.0km以下					
舗装版切断 濁水処理費		m ³	0.1			
舗装版破碎	アスファルト舗装版、15cm以下	m ²	285			第 61号単価表
殻運搬(舗装版破碎)	機械積込(騒音対策不要,厚15cm以下)、6.0km以下	m ³	20			
	殻発生作業:舗装版破碎 積込工法区分:機械積込(騒音対策不要,舗装版厚15cm以下) DID区間の有無:有り					
	運搬距離:6.0km以下					
アスファルト塊処分費	(鶴岡建設)	m ³	20			
計						

第 22号

鉛対応環境対策資機材

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鉛対応集塵装置賃料	ダストミックFXN-VIII B160m3/min 相当	台・月	1			第 72号単価表
鉛対応集塵機用カートリッジフィルタ、パッキン		本	16			第 73号単価表
エアシャワー賃料	KAS-P04型 相当	台・月	1			第 74号単価表
エアシャワー用1次フィルタ		枚	2			第 75号単価表
エアシャワー用HEPAフィルタ		枚	1			第 76号単価表
クリーンルーム	簡易セキュリティールーム	箇所	1			第 77号単価表
真空掃除機賃料		台/月	1			第 78号単価表
真空掃除機用1次フィルタ		枚	2			第 79号単価表
掃除機用2次フィルタ		枚	1			第 80号単価表
掃除機用HEPAフィルタ		個	1			第 81号単価表
諸雑費		式	1			
計						

第 23号

鉛対応安全衛生保護具

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
エコクリーン クールスーツ（上）	3日1着使用/人	着	60			令和5年度NETIS推奨技術CB-190009-VE 第 82号単価表
エコクリーン クールスーツ（下）	3日1着使用/人	着	60			令和5年度NETIS推奨技術CB-190009-VE 第 83号単価表
送気ユニット 接続器共		組	12			第 84号単価表
定置式ろ過筒（4人用）	ろ過フィルター含む	台	3			第 85号単価表
エアラインホース	φ9 L=20m	本	12			第 86号単価表
エアラインホース	φ19 L=25m 定置ろ過筒3組分	本	3			第 87号単価表
防じんマスク	タ17° RL2-2相当	個	12			第 88号単価表
防じんマスク用フィルター（交換用含む）	4日2個組使用/人	個	96			第 89号単価表
防護手袋	1日2組使用/人	組	312			第 90号単価表
防護長靴		足	12			第 91号単価表
諸雑費		式	1			
計						

鶴岡市建設部土木課

土木工事特記仕様書

市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料)令和7年4月」にもとづき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和7年4月以降に一部改訂された内容は以下のホームページに掲載されているので、最新版を適用するものとする。

※共通仕様書の一部改訂内容は以下ページから確認できます。

(<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書(土木工事)

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1-1. 余裕期間制度

1-2. 監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱い

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という)の配置を行う場合は、「鶴岡市発注工事における監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて」によるものとする。
2. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

1-3. 工事種別

工事種別は、一般土木工事(橋梁保全工事)とする。

1-4. 工事の下請け

受注者は、下請け契約の請負金額によらず工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書、下請け業者一覧表及び当該工事に係る下請け契約書の写しを提出しなければならない。また施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1-5. 技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との協議により定める。

2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

~~1-6. 舗装技術者の配置~~

~~1-7. 鋼橋塗装技能士の配置~~

1-8. 標準断面での発注

標準断面で発注された工事は現況を測量し、側溝(水路)縦断計画及び舗装面積の展開図等の施工図を作成し、監督職員と協議の上、承諾を得ること。監督職員の承諾を得る前に、工事着工している場合は、工事の一時中止及び改造を命じる場合もありうる。なお、承諾の回答には、発注者側での検討があるため、1週間程度見込むこと。

また、計画時には路面排水を考慮するとともに、上下流の側溝勾配等を必ず調査し、流入、流出先の排水路等も調査すること。

1-9. 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集(令和7年2月改訂)山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1-10. 揚重作業機械について

揚重作業機械は、クレーン車又はクレーン機能付バックホーを標準とする。やむを得ず、その他の機械を使用する場合は、書面により監督職員の承諾を得ること。

1-11. 沿線住民への周知

工事着工前に施工箇所を示した住宅地図を添付した工事のお知らせを作成し、監督職員の承

諾後に地元の町内会長と沿線住民、小学校、学童に配布すること。また、全面通行止めで施工を行う際には、前もって予告看板等を設置し周知を図るとともに、関係機関(幼稚園、保育園、デイサービス等)に通知すること。

1-12. 官民境界

1-13. 工事支障物件について

1. 地下埋設物等

- (1) 現況測量時に周囲の状況(電力、NTTなどの架空電線)を確認し、埋設物に関しては、必ず地下埋設物証明申請書兼証明書により確認すること。
- (2) 必要に応じて試掘を行い、地下埋設物等の種類、位置等を調査し地下埋設物等との離隔を、図面及び写真等により監督員に報告すること。
- (3) (2)の結果、施工に支障する場合、監督員より地下埋設物等の施設管理者へ移設依頼し、施設管理者の支障物件移設工事完了後、本工事に着手すること。

2. 施工にともなって支障となる物件(公共汚水桝、量水器など)が判明した場合は、設計図書に関して、すみやかに監督員と協議しなければならない。

1-14. 工事現場発生品(工事現場再使用品)

従来施設の撤去により発生した二次製品等については、監督職員と処理方法及び数量確認について協議を行うこと。協議内容について工事打合簿により記録し提出すること。

1-15. 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材)は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーラン(RC-40)として再資源化している再資源化施設

【アスファルト塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設(アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可)

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。なお、搬出完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

【コンクリート塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00～17:00
○	鶴岡市斎藤川原字石川端 77-1	田川砂利工業(株)	8:00～17:00
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00～17:00
	鶴岡市田代字広瀬 16-2	(株)渡会電機土木	8:00～17:00

【アスファルト塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
○	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00

【舗装版切断時に発生する濁水】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
○	東田川郡庄内町堤興屋字中島 38	(株)安藤組	8:00～17:00

3. 受注者は、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等による場合においては、土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-12建設副産物第2項に規定する契約前の説明において説明を行うものとする。なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。
4. 受注者は、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)廃棄物の再資源化等が完了した場合、共通仕様書で定める建設廃棄物処理結果報告書に特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用を追記し、監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石等)を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、「再生資源利用計画書」を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令に基づき、「再生資源利用計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
6. 受注者は、建設副産物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、建設発生土等)を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令に基づき、「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
7. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進実施書」

を監督職員に提出しなければならない。

8. 土木共通特記仕様書第1編共通編1-1-11建設副産物第4項に規定する再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)作成は、「コブリス・プラス」((一財)日本建設情報総合センター(JACIC)Web版入力システム)により行う。なお、システムの操作に要する費用は、共通仮設費率分(技術管理費)に含まれている。
9. 建設資材廃棄物の搬出時には、過積載を防止し、運搬車輛に「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、産業廃棄物運搬の表示及び書面を備え付けること。

1-16. 中間検査

本工事では、次の段階において中間検査を実施するものとする。

工種	実施段階	実施回数
橋梁下部	足場撤去前	1回

1-17. 履行報告

受注者は、当初の請負代金が1件1,000万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書(鶴岡市、様式第10号の3)により監督職員に提出しなければならない。

1-18. 前金払について

1. 中間前金払

契約約款第36条第3項に基づき中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書(鶴岡市、様式第10号の2)に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書(鶴岡市、様式第10号の3)の写しを添えて提出するものとする。

2. 債務負担行為工事の前払金請求

1-19. 工事名標示板に関する事項(安全確保関係)

工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。なお、本工事は道路工事であることから、工事名看板記載の「工事期間」は交通上支障を与える実際の期間とする。

工事の種類	(例) 橋梁補修工事中
工事内容の説明	(例) 古くなった橋を新しくしています

1-20. 交通安全に関する事項(交通安全管理関係)

1. 施工方法

本工事の施工にあたっては、片側交互通行により施工するものとする。

2. 交通誘導員の配置

交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とする。なお、交通管理者との協議により配置計画について条件が付された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。本工事では、工事期間中の交通整理として、交通整理員71名を計上している。

1-21. 事業損失に関する事項(環境対策関係)

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-22. 他工事との関連事項について(工程関係)

1. 別途発注の他工事について、本工事の施工に際して支障が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-23. 施工時期、時間、施工方法に関する事項(工程関係)

1. 本工事の作業時間帯は、8:30～17:00とする。なお、受注者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は作業時間帯に関して、速やかに監督職員と協議しなければならない。
2. 工期には雨休率0.83※を見込んでいる。
※施工に必要な日数に対し、土日・祝日・年末年始休暇(6日)夏季休暇(3日)を休日とした日数及び天候による作業不能日(1日の降雨・降雪量10mm/日以上及び8時～17時までのWGBT値31以上の時間を合計して換算した日数(過去5年平均))を見込むための係数

1-24. 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

- (1) 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
- (2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。
- (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
- (4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施する。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-25. 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第1報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事務報告書(山形県、参考様式5)をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に係る「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公

衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。

3. 工事事務報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書(土木工事)

1-26. 工事写真に関する事項

1. 工事完成後、完成写真のデータを監督職員に提出すること。データの形式は、監督職員と協議すること。
2. 工事写真のデータは、監督職員の指示により提出を求める場合もありうる。

1-27. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の第1項から第4項の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という)については、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL:<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)

に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

(URL:https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)

を参照とすること。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限

定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、共通仕様書 写真管理基準(デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-4 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

1-28. 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について発注者と協議することができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業を組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際に費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際に費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
5. 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
6. 1日未満積算基準「3. 判定方法 (3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う場合は、「1-19 施工箇所が点在する工事の積算」第1項の箇所とする。

1-29. 労働者確保に関する積算方法の試行工事

1. 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用について(以下「実績変更対象間接費」という)、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書(山形県県土整備部)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更する施行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(土木工事標準積算基準書に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。

- (1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費

(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:22.04%

- (2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費

(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.82%

3. 受注者は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領

収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、すべての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
7. 受注者は、実績変更対象間接費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1-30. 不可抗力による損害に関する事項

本工事における天災等は、共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-45第2項の各号に掲げる基準を超えるものとする。

1-31. 建設現場における遠隔臨場について

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』(山形県県土整備部)の内容に従い実施する。

ただし通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、この限りではない。

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することができるものとする。受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』別表1~3を参考とする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声を、Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し、決定するものとする。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、詳細については、最新の遠隔臨場に関する事務連絡等を参照とすること。

(6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『山形県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

1-32. 週休2日確保工事について

●発注者指定型の場合

1. 本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては『鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領』に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 発注者は、当初(発注)時において月単位の4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が完全週休2日(土日)を達成した場合、完全週休2日(土日)の補正係数に変更するものとする。なお、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
3. 発注者は、週休2日確保工事において月単位の4週8休以上又は完全週休2日(土日)の現場閉所を達成した場合、主任(監理)技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行するものとする。
4. 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日(土日)の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするとし、監督職員と協議し決定する。

●発注者指定型(交替制)の場合

1. 本工事は発注者指定型(交替制)の月単位の週休2日確保工事である。実施にあたっては『鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領』に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。

2. 発注者は、当初(発注)時において月単位の4週8休以上の休日率に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、完全週休2日(交替制)を達成した場合、完全週休2日(交替制)の補正係数に変更するものとする。なお、休日率が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
3. 発注者は、週休2日確保工事において月単位の4週8休以上又は完全週休2日の交替制を達成した場合、主任(監理)技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を発行するものとする。
4. 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合は工事名標示板に月単位又は完全週休2日(交替制)の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。



(図) 工事名標示板への明示の例

1-33. ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。

2. 作業依頼の配慮

- (1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
- (3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

- (1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4. 留意事項

- (1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- (2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1-34. 情報共有システム利用の対象工事

1. 本工事は、情報共有システムを利用する対象工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線を確保出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。
2. 使用する工事情報共有システムは、LGWAN 環境で使用できるものを選定し、監督員の承諾を得たうえで決定すること。
3. 情報共有システムの利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
4. 情報共有システムの利用については、「鶴岡市情報共有システム利用要領」に基づき実施すること。
5. これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。

6. 情報共有システムの運用にあたっては、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」を準用し実施するものとする。ガイドラインは山形県のホームページから入手できる
 山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)
 → 県政情報 → 山形県の紹介 → 組織案内 → 県土整備部 → 建設企画課
 → CALS/EC → 山形県の情報共有

1-35. その他

1. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡し、指示をあくこと。了解を得ずに増工(増額)したものについては変更の対象としない。
2. 当初工程表より現場着工時期(実作業期間)に遅れが生じた場合は、現場着工前に変更工程表を作成し、監督職員に提出すること。
3. 当該工事期間中に、建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、工事完成時に追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。また、工事完成時に建設業退職金共済組合の証紙の受払状況の確認できる書類を監督職員に提示すること。

第2章 土 工

2-1. ~~残土受入地~~

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

3-1. 配 合

1. 下記工種のコンクリートは、共通仕様書(参考資料) レディーミクストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。

工 種	区分番号	呼び強度	摘 要

第2編 材料編

第1章 一般事項

1-1. 指定材料の確認

受注者は、下記の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

区 分	確 認 材 料 名	摘 要

1-2. 工事材料の確認

市が一括承認済みの資材については、承認図等の添付を省略することができる。一括承認済みの資材は発注担当部署にて確認すること。

1-3. 納入時の材料確認

使用材料は、納入された時点で必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は、返却等の処置を施すこと。検査時に不良品を発見した場合、撤去再設置等の手直しを指示する場合がある(例えば二次製品、路盤材料の入替えなど)。

第2章 土木工事材料

2-1. 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材 料 名	規 格	使用箇所	摘 要

1. 再生クラッシャーランは、廃棄物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊を破碎、選別、混合物除去、粒土調整等を行うことにより再資源化された資材をいい、これら以外の材料(新材の碎石、ズリ、コンクリートを製造し破碎したもの等)が混合されていない状態のものをいう。
2. 下層路盤材、歩道路盤材に使用する再生碎石(RC-40)は下記の品質基準を満足するものとする。
3. 修正 CBR
下層路盤材 修正 CBR 値 40%以上
歩道路盤材 修正 CBR 値 20%以上

2-2. 購入土

1. 適用用途に応じた土質区分の再利用土砂の使用を原則とし、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 路床に使用する購入土は、CBR12%以上とし監督職員の承諾を得なければならない。

2-3. セメント

工事に使用するセメントは、高炉セメント(JIS R5211)B種とし、その種類については監督職員の承諾を得なければならない。

2-4. セメントコンクリート製品等

本工事で使用する材料については、監督職員の承諾を得なければならない。

防音ゴム付側溝蓋を使用する場合は、防音ゴムの一部がコンクリート内に埋設されたアンカータイプを使用すること。鋼製溝蓋についても防音ゴムが容易にはがれないねじ式等を使用すること。

2-5. 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
砕石	RC-40	庄内地区
砕石	M-40	庄内地区
土砂	山砂	庄内地区

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

1-1. 段階確認

共通仕様書 第3編 共通編 1-1-2 監督職員による確認・立会等により指定された工種に、次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期
鋼部材再塗装工	素地調整	ケレン完了時
鋼部材再塗装工	現場塗装工	随時
橋梁支承工	支承防錆工	随時
地覆工	鉄筋工	配筋組立時
構造物補修工	断面修復工・ひび割れ補修工	施工前箇所確認
構造物補修工	断面修復工・ひび割れ補修工 支承補修工	はつり完了・鉄筋防錆処理後
橋面防水工	橋面防水工	防水層設置前

1-2. 工事中の安全確保

土木工事にあつては、共通仕様書 第1編 1-1-30 施工管理の規定に加え、以下の規定によらなければならない。請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。なお、詳細については監督職員と協議を行うこと。

また、受注者は鶴岡警察署に申請する道路使用許可申請書の道路使用許可条件に従い、施工すること。

第2章 一般施工

2-1. 濁水処理

1. 舗装版切断時に発生する濁水等については、周囲に流出しないよう、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、適正に処理を行わなければならない。なお、回収に要する

費用は設計図書に含まれる。

2. 「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者(受注業者)は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供することが必要である。

2-2. 舗装工

道路改良工事等において、排水構造物と接する舗装仕上げ面は、排水構造物天端より低くなつてはならない。

2-3. 瀝青材料の散布

プライムコートの使用量は1.26 L/m²を標準とする。

タックコートの使用量は0.43L/m²を標準とする。

2-4. 工事現場の現場環境改善費

1. 本工事は、工事の現場環境改善費を計上する工事である。
この現場環境改善とは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ工事関係者の意識を高め、現場労働者の作業環境改善を行うものであり、受注者は、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事の円滑な執行を実施しなければならない。
2. 実施内容は、「現場環境改善(安全関係)3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策」を必須とするほか、下記の4計上費目ごとに1内容ずつの計5つの内容を選定のうえ、実施するものとする。

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室) 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献

3. 受注者は、具体的な実施内容と実施時期を事前に監督職員と協議し、その結果を報告すること。
4. 以下の項目については、現場環境改善の内容に含まれないことから、実施にあたっては留意

すること。

- (1) 仮設関係: 仮囲い、模様フェンス、仮歩道マット
- (2) 営繕関係: デザインボックス、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、シャワー施設、ウォータークーラー、観葉植物、意見箱の設置
- (3) 安全関係: バリケード、転落防止柵

2-5. 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。なお、快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

◆快適トイレに求める機能

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

◆付属品として備え付けるもの

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

◆推奨する仕様と付属品

- (12) 内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用について、当初設計では計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す資料を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、設計変更時に見積書を提出するものとする。上記(1)～(11)の費用については従来品相当額を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限については、男女別で各1基ずつ2基/1工事(施工箇所)までとする。また、運搬費は、共通仮設費(率)に含むものとし、2基/1工事(施工箇所)よりも多く設置する場合や上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)での支出を認めるものとして、別途計上は行わない。

一 般 明 示 事 項

1-1. 提出書類

受注者は、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

また、工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。承諾後は、施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1-2. 施工計画書

受注者は、工事着手前に本工事の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、維持工事や小規模工事(請負金額200万円以下)においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

また、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の場合は、後日の提出で良いものとする。

1-3. 環境対策

当該工事を施工するにあたり、排出ガス対策型の建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械の使用ができない場合は、その理由を書面により監督職員に提出し承諾を得ること。なお、対策型を使用しない場合は、変更の対象とする。

また、工事写真により使用機械を判定するため、現場との整合が図れるように記録すること。

第17章 道路修繕（橋梁補修）

17-1 橋梁補修工

1. 橋梁補修工においては、損傷箇所だけでなく、その原因となる周辺の対策も合わせて実施することが重要である。工事を行う中で、設計で想定していない損傷や劣化原因が見つかった場合は、監督職員に報告すること。
2. 橋梁の長寿命化対策は、劣化・損傷の要因、メカニズムを多様な視点から分析したうえで、その要因を確実に除去(軽減)することで、長期的に継続する補修効果が確保される。橋梁長寿命化対策の基本的な考え方については、「山形県橋梁補修ガイドライン」による。なお、受注者は、契約締結後、監督職員から「補修設計記録調書」を受け取り、調書に記載されている劣化要因に対する工法・材料選定根拠及び仕様等を確認したうえで施工計画を作成すること。

(山形県橋梁補修ガイドライン)

<https://www.pref.yamagata.jp/180035/kurashi/kendo/douro/maintenance/bridge.html>

17-2 落橋防止装置工

- ~~1. 受注者は、工事着手前に鉄筋探査器等により配筋状況を確認したうえで、施工図を作成し、監督職員へ提出するものとする。
なお、アンカー孔削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督職員と設計図書に関して協議するものとする。~~
- ~~2. あと施工アンカーの施工は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の認定する作業資格認定者のもとで行わなければならない。受注者は、当該技術者の資格を証する書類の写しを監督職員に提出するものとする。~~
- ~~3. 受注者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してから、アンカーを定着させなければならない。~~
- ~~4. 受注者は、アンカー定着後、所定のアンカー定着長が確保されているか確認のための試験を、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領（案）（平成15年11月）に基づき、超音波探傷試験に精通した第三者機関が全数実施し測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある探傷器を使用した場合は、プリント出力）するものとし、その規格値は、出来形管理基準10-4-8-3 落橋防止装置工によるものとする。~~
- ~~5. 前項に規定する第三者機関とは、超音波探傷試験に精通した受注者以外の業者とし、受注者が選定するものとする。
また、本測定に従事する技術者は、(社)日本非破壊検査協会によって認定された2種以上の超音波検査技術者とし、受注者は当該技術者の資格を証する書類の写しを監督職員に提出するものとする。~~
- ~~6. アンカー定着後における定着長に係る段階確認は、全数行うものとし、その確認の方法は、超音波探傷器による確認、及び受注者の施工管理資料の書面確認を組合せ実施するものとする。~~

17-3 防水層施工

1. 橋梁補修における防水層設置について、舗装撤去後、床版の状況を確認するとともに、防水層設置前に監督職員と立ち会いを行うものとする。その上で、施工内容に変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 防水層の施工をする際は、道路橋床版防水便覧に基づき、高周波水分計等を用いて、コンクリート床版の水分量が10%程度以下になっていることを確認してから施工を行うものとする。

17-4 塗装回数及び使用量

塗料の種類、塗装回数及び各層毎の標準使用量は、鋼道路橋塗装・防食便覧のA～F塗装系によるものとし、その区分は次のとおりとする。

塗装箇所	塗装系	摘要
桁等鋼部材	Rc-1塗装系	

17-5 ケレン

1. ケレンは第1種とする。
2. 第1種のケレンを行う場合は、その除せい度はISO Sa 2 1/2以上を確保することとし、ISO8501の判定見本写真と処理面とを目視で対照することにより確認することとする。

17-6 鋼橋塗装

- ~~1. 作業足場は、〇〇工事で設置した足場を使用するものとするが、工事完了後は解体して〇〇地内に集積するものとする。
なお、足場損料は〇月〇日までとする。~~
- ~~2. 現場塗装を別途発注予定である。なお、塗装工の工期は〇月〇日である。~~
- ~~3. 作業足場は別途発注予定の塗装工事にも使用予定であるので、使用後も解体せずに存置するものとする。
また、作業足場は塗装工事において使用後は、塗装工事の受注者が解体して返納するが、返納場所は〇〇地内の監督職員の指示する場所とするものとする。
なお、足場損料は〇月から〇月までとする。~~
4. 塗り替え塗装時の部材角部曲面加工については、部材角部の塗膜厚確保を目的とするものであり、専用加工機もしくはグラインダー等の電動工具により、2R以上の端部処理を行うこととする。施工管理は、Rゲージ等を用いて2R以上の確認を行う。ただし、腐食等によりすでに2R相当以上の角落ちが見られ、十分塗膜厚が確保できる状態である場合は、監督職員に協議すること。
なお、施工時期はケレン作業前に行うことを原則とし、施工管理は、Rゲージ等を用

いて2R以上あることを1面取線上最低3箇所以上確認すること。

5. 足場設置完了後及びケレン作業後において、腐食により鋼材の減厚や孔食等が確認された場合は、監督職員と協議すること。

6. 全面(部分)塗り替え塗装完了後、主桁端部の腹板等の見やすい位置に塗装記録表を残すことを原則とし、将来の維持管理に最低限必要な事項を記載するものとする。

また、旧塗膜の塗装記録が塗り替え塗装により消去された場合には、新塗膜の塗装記録表の直近に復元するものとする。

なお、塗装記録における最低限必要な事項とは、塗装範囲、塗装年月、塗装系、塗装材料、上塗り色、塗料製造及び塗装施工会社名等である。

17-7 構造物取り壊し工

1. コンクリートはつり工事においては、振動が既設コンクリート・鉄筋に悪影響を与えることに十分留意し施工すること。

2. コンクリートはつり後、内部の鋼材やコンクリートに損傷が見られる場合は、監督職員と協議すること。

17-8 コンクリート部材断面修復工

1. 受注者は、施工管理として、「山形県橋梁補修ガイドライン」の付録3「施工状況把握チェックシート(断面修復工)」を施工日ごとに作成するものとし、チェック項目に対応する施工写真(代表箇所各1枚以上)を添付の上、施工完了後に品質管理資料として監督職員に提出すること。

2. はつり完了・鉄筋防錆処理後に、監督職員が1橋あたり10%以上段階確認する。確認内容は、施工状況把握チェックシートのチェック項目に基づくものとする。

17-9 防護柵工

1. 受注者は、工事着手前に鉄筋探査機等により配筋状況を確認することとし、アンカー孔削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督職員と協議すること。

2. あと施工アンカーの施工は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の認定する作業資格認定者のもとで行わなければならない。受注者は、当該技術者の資格を証する書類の写しを監督職員に提出するものとする。

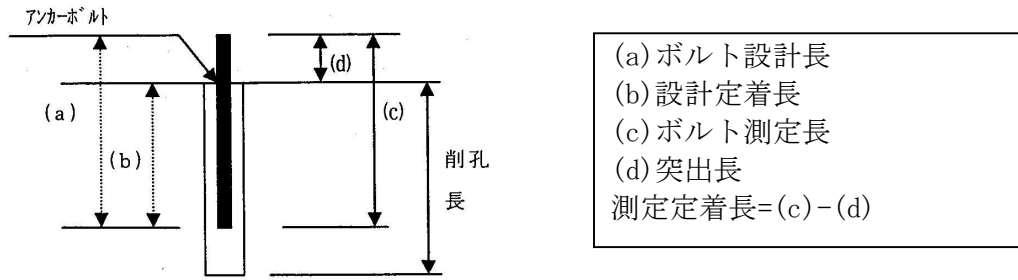
3. 受注者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してから、アンカーを定着させなければならない。

4. 受注者は、アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ、径、材質について全数確認するものとし、アンカーボルト長の規格値は、設計長の98%以上とする。

5. 受注者は、出来形管理として削孔長を曲がらない定規で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。また、接着剤の充填が十分であること(地覆上面まで充填されていること)を目視にて全数確認することとする。

6. 受注者はアンカーボルト定着長の出来形確認として、アンカーボルトの突出長を全数確認し、ボルト測定長-突出長で管理を行うこととする。その規格値は、設計定着長の98%以上とする。なお、ボルト測定長は材料搬入時の全数測定値の最小値として

良い。



7. 材料搬入時のボルト長・径、削孔長、アンカー定着後の突出長及び接着剤の充填状況については、監督職員が1橋あたり10%以上段階確認する。なお、確認の方法は、曲がらない定規を用いて受注者の施工管理資料の書面確認を組み合わせる実施することとし、確認の時期は、全数確認できる状態で行うことを原則とする。

17-10 補修履歴

1. 受注者は、山形県県土整備部土木工事共通特記仕様書に規定する記録の他、「橋梁補修履歴帳票.xls」の作成を行うこととする。「橋梁補修履歴帳票.xls」については、契約締結後、監督職員から受け取るものとし、「山形県橋梁補修ガイドライン 資料2 橋梁補修履歴帳票作成要領」に基づき入力し、工事完了時に電子データにて監督職員に提出するものとする。
2. 補修年度、補修箇所、補修内容、設計会社、施工会社名を明記した補修履歴版を設置するものとし、腐食しにくい材質により400mm×300mmのものとする。
3. なお、これによりがたいときは別途監督職員と協議するものとする。

現場説明事項書

市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事

[共通事項]

1. 現場説明事項書について

現場説明事項は、制約をうける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について現場説明参加業者が十分な見積りができるよう条件明示するものです。

[工事の施工関係]

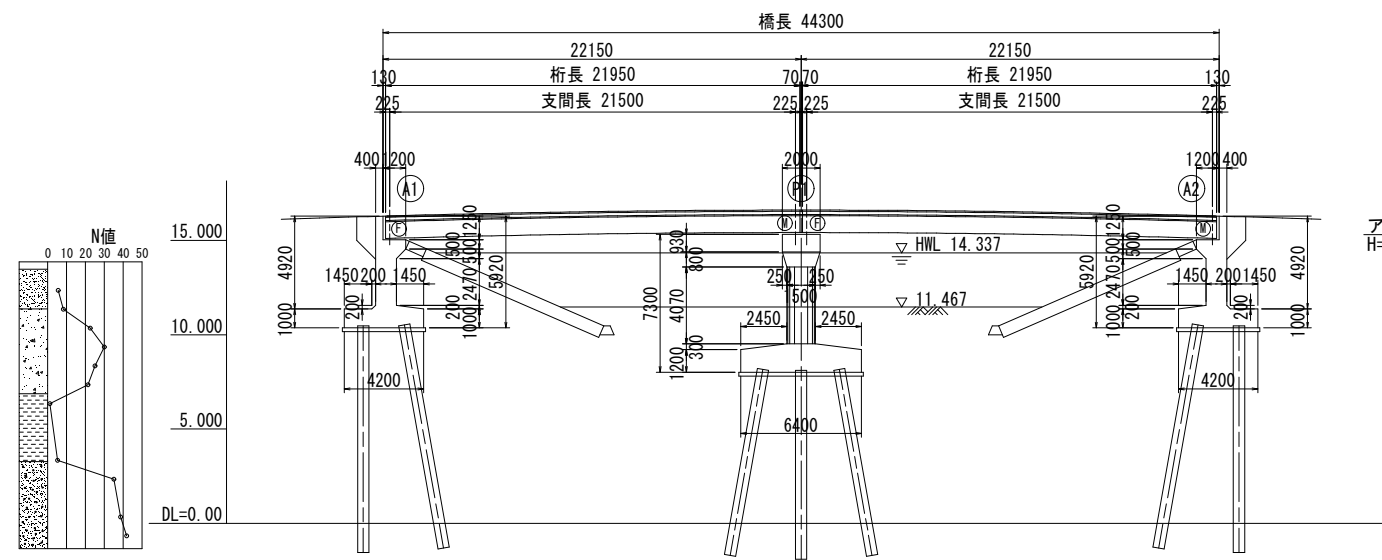
1. ケレン作業による発生材の処分量については設計変更の対象とします。また、発生材に鉛等有害物質を含むことから、関係法令を遵守し処分する必要があるため、施工完了後の処分方法・発生数量を確認し、監督職員と協議を行うこととします。
2. 鋼部材再塗装工の素地調整については、鉛中毒予防規則等関連法令に準拠する工法として「循環式エコクリーンブラスト工法」を参考工法としています。その他の工法による場合はこれと同等の効果が得られるものとし、施工前に監督職員と協議を行うこととします。
3. 当初計上されていない損傷や劣化等が確認された場合や、その補修に伴う作業足場が必要になる場合は監督職員と協議を行うこととします。
4. ブラスト装置の設置箇所については左岸下流側に設置することを想定していますが、これに寄りがたい場合は監督職員と協議を行うこととします。
5. 着工前に現場確認が必要な場合は、橋梁点検車の配置について監督職員と協議を行うこととします。

[工程関係]

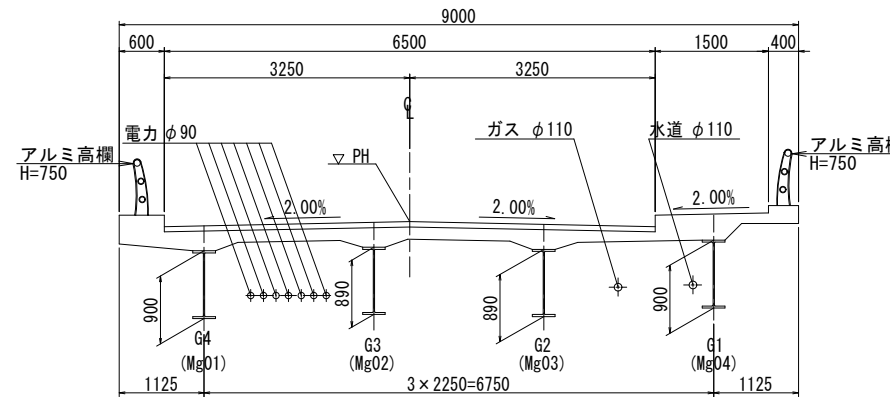
1. 足場の設置期間について、吊足場は 4.41 か月、橋脚回り足場は 0.25 か月としており、非出水期（10/1～3/31）での施工となります。なお、条件に変更があった場合は監督職員と協議を行うこととします。

腰前橋全体一般図 S=1:200

側面図



上部工標準断面図 S=1:50



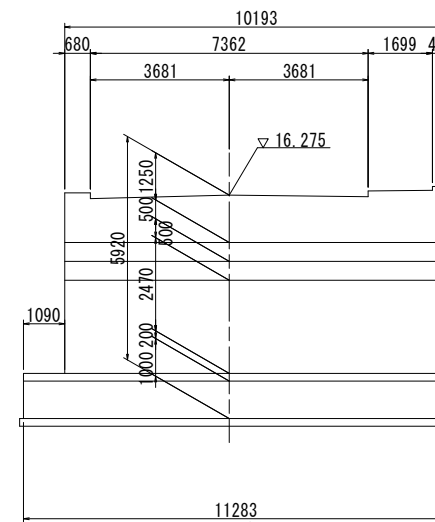
設計条件

路線名	市道一日市町天神町苗津線
架橋位置	鶴岡市苗津町5-4
橋長	22.15m + 22.15m
桁長	21.95m + 21.95m
支間長	21.50m + 21.50m
有効幅員	6.500 m
斜角	62°
平面線形	R=∞
縦断勾配	j=1.50% i=1.50%
横断勾配	車道: 2.00% 2.00% 歩道: 2.00%
舗装	アスファルト舗装 t=70mm
形式	上部工 鋼単純H鋼合成桁橋
	下部工 橋台: 逆T式橋台 橋脚: 張り出し式橋脚
	基礎工 杭基礎
竣工年度	1975年(昭和50年)

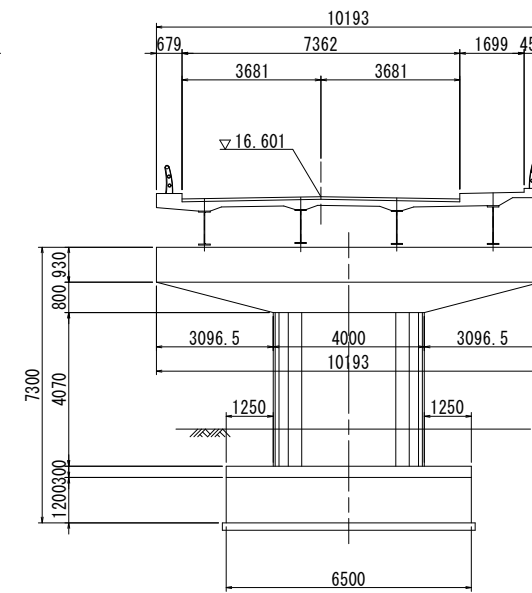
横断面図 S=1:100

縦断勾配	16.188	$i=1.500\%$ $L=27.550m$	16.601	$i=1.500\%$ $L=27.550m$	16.188
計画高	16.128	16.269	16.601	16.275	16.128
地盤高	14.018	14.024	14.032 (11.467)	14.048	14.032
追加距離	114.050	109.050	108.650	106.350	105.850
単距離	0.000	5.000	22.150	5.000	0.000
測点	No. 55 +14.050	No. 55 +9.050 +8.65 (A1)	P1 No. 54 +6.500	A2 No. 53 +4.350 +3.950	No. 52 +18.950
平面曲線	R=∞				
横断勾配	2.00%		2.00%		2.00%

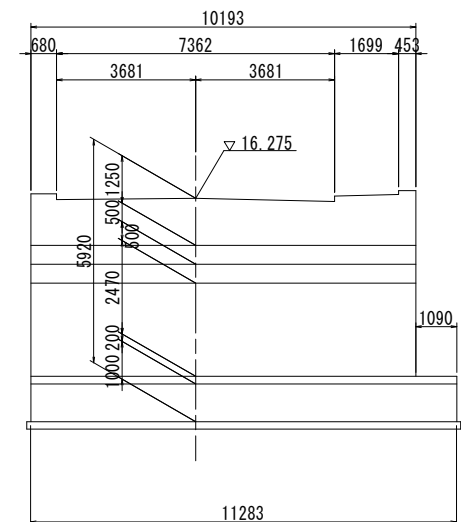
A1 橋台



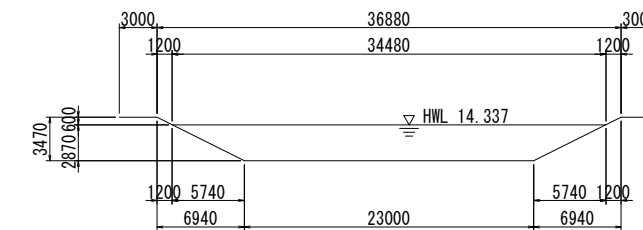
P1 橋脚



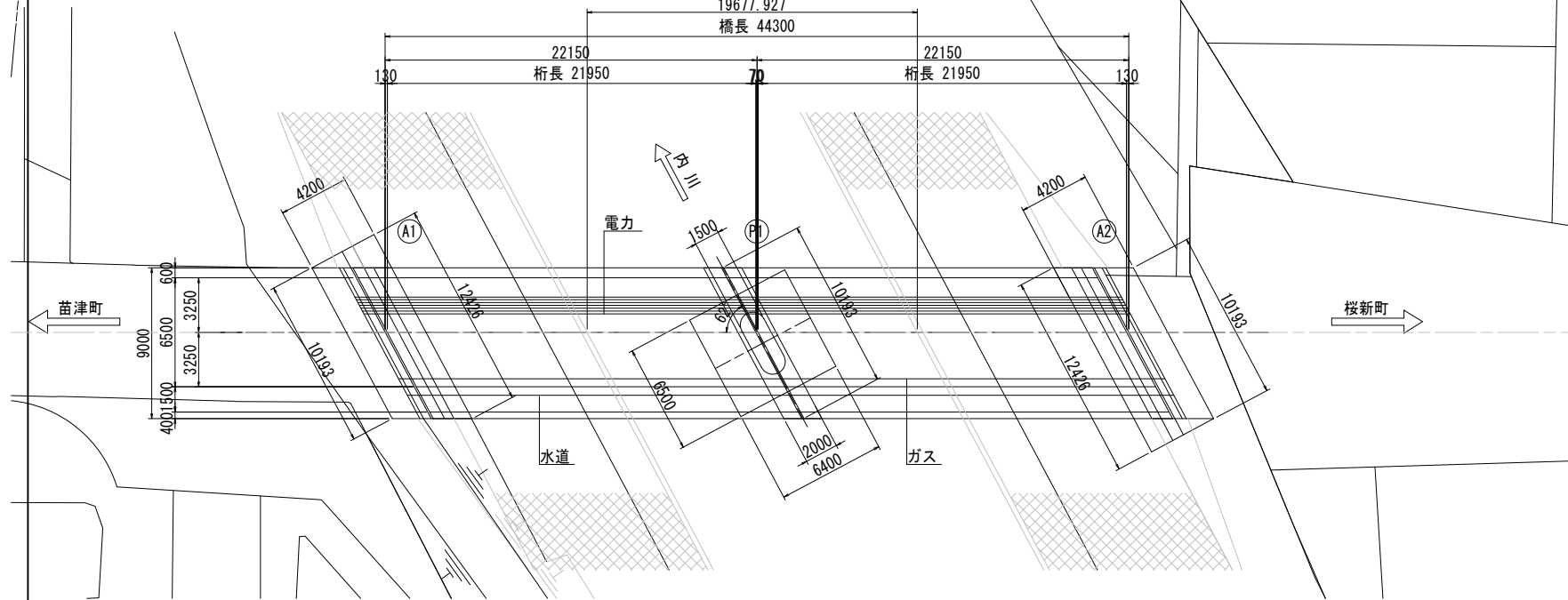
A2 橋台



内川河川断面図 S=1:300



平面図



全体一般図作成時に於ける確認事項

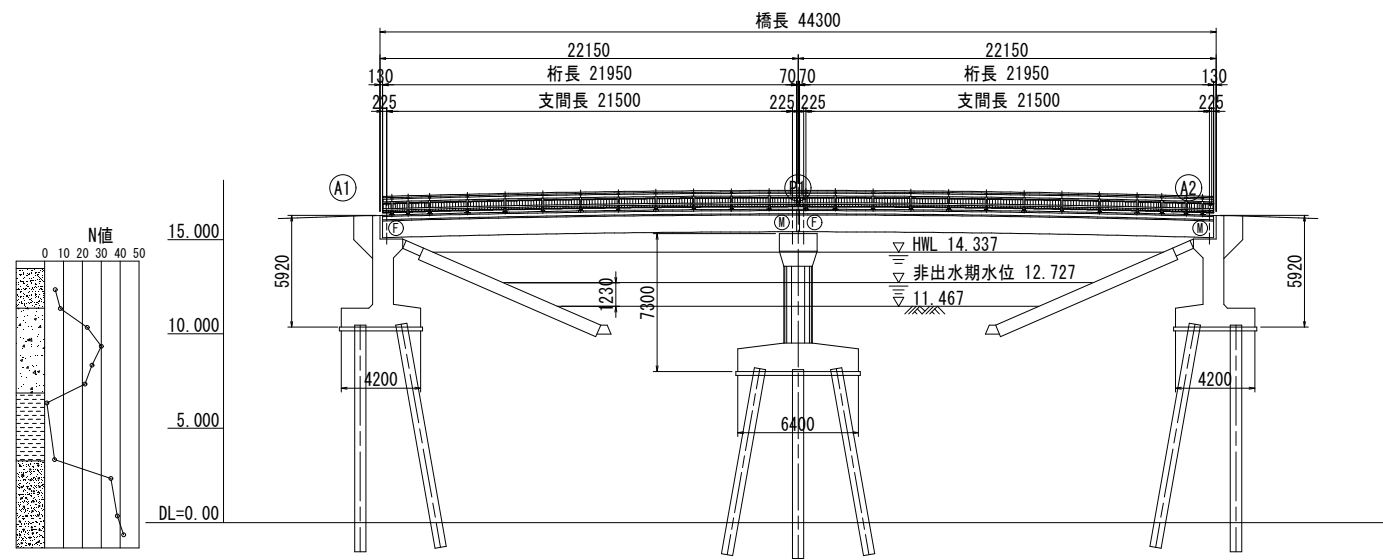
- 1: 上部工断面及び主桁配置は、上部工一般図より作成。
- 2: 橋台形状は、一般図及び配筋図より作成。
- 3: 橋脚形状は、一般図及び配筋図より作成。
(但し直角方向柱寸法は、不明なので、図面より測定した)
- 4: 橋台及び橋脚の基礎構造は不明。
- 5: 道路の始終点は、道路点検報告書に合わせる。
- 6: 道路測点は、道路縦断面図より作成。
- 7: 主桁番号Gnは、上部工一般図より又(Mgn)は、定期点検に於ける損傷等級判定基準に基づいた。
- 8: 地盤高は、取付道路縦断面図より記載。
(かっこ内の地盤高は、竣工図より記載)

当初

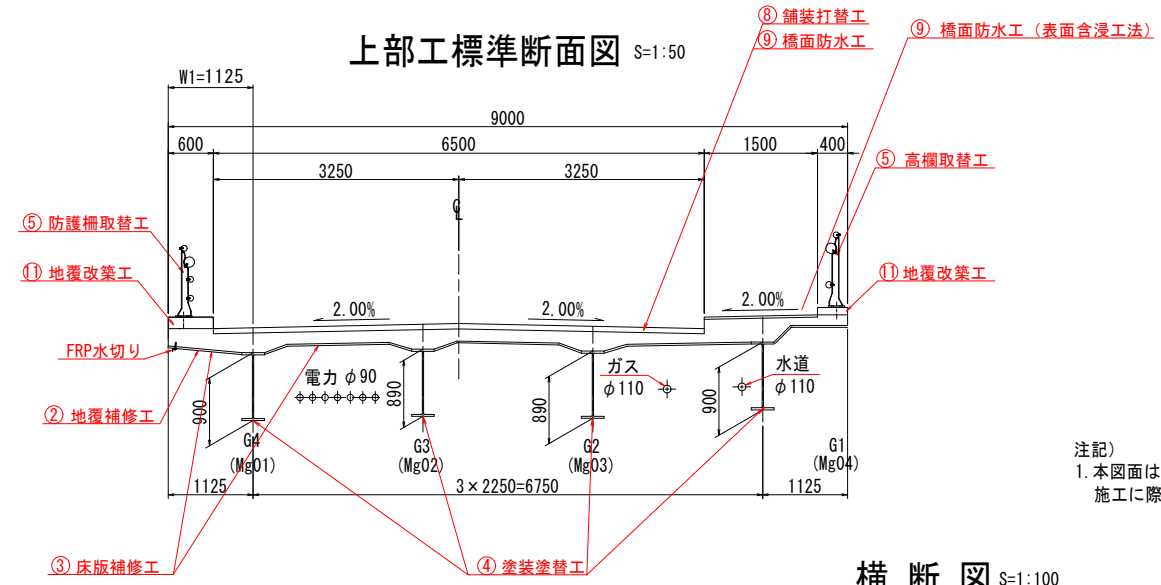
令和8年度	図番	27葉1
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
腰前橋全体一般図		
図示	鶴岡市	

腰前橋補修一般図

側面図 S=1:200



上部工標準断面図 S=1:50



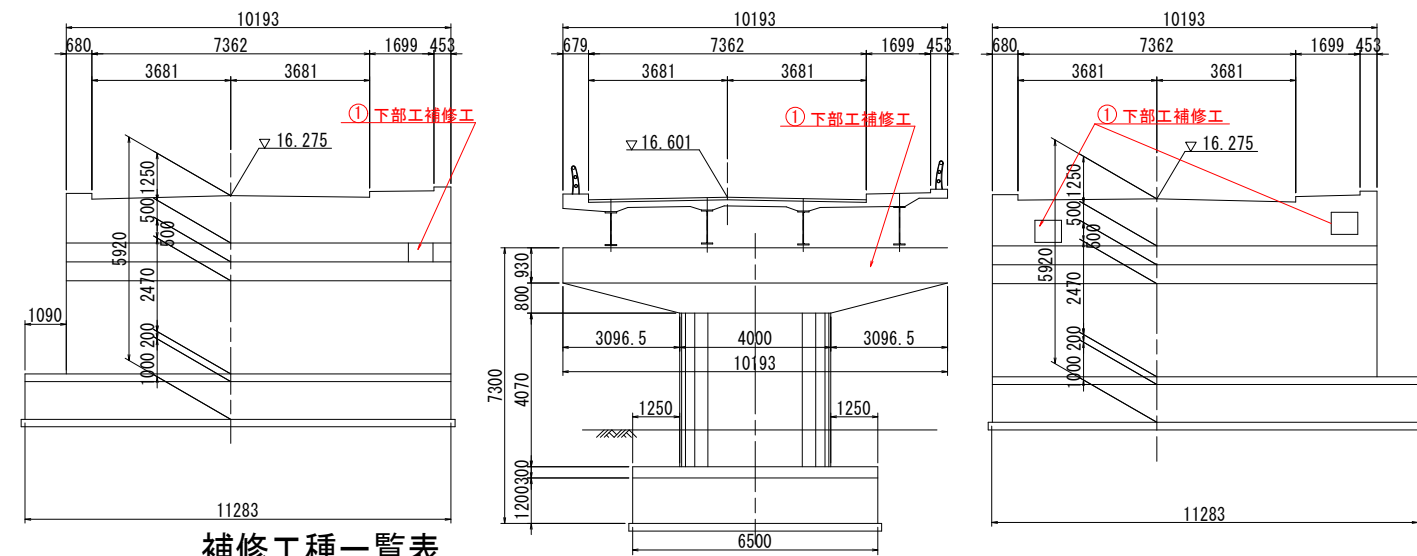
注記
1. 本図面は、既存資料、現地調査により作成している。
施工に際しては、現地測量を行い標高・寸法等を確認する。

横断面図 S=1:100

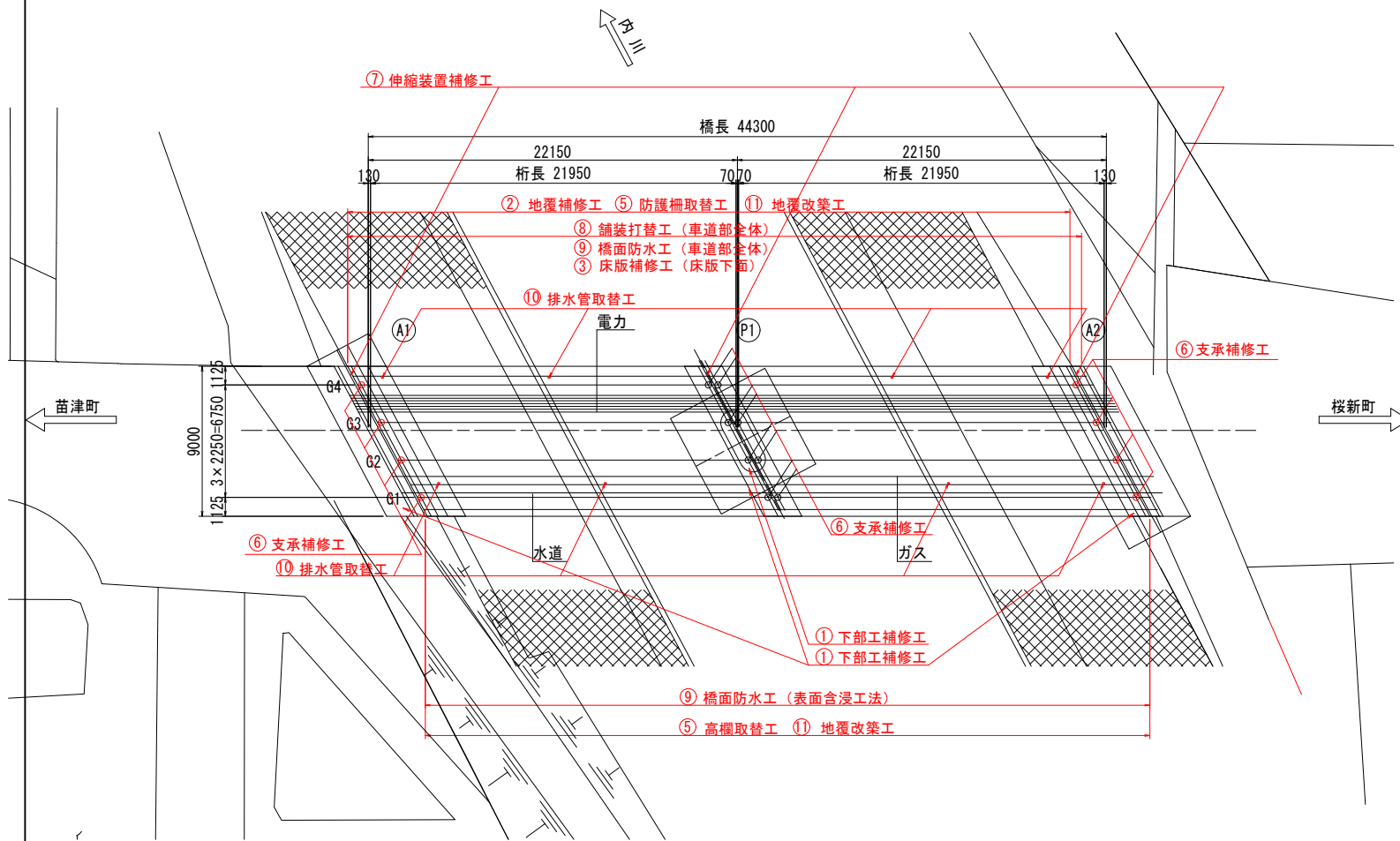
Ⓐ1 橋台

Ⓐ1 橋脚

Ⓐ2 橋台



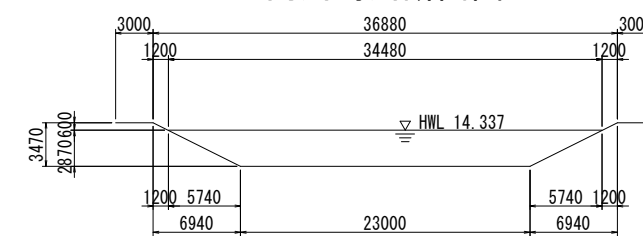
平面図 S=1:200



補修工種一覧表

補修工種	補修工法、仕様など	補修対策箇所
① 下部工補修工	ひびわれ注入工（有機系材料）・（亜硝酸リチウム）、断面修復工（有機系材料）	A1橋台、P1橋脚、A2橋台
② 地覆補修工	断面修復工（有機系材料）	地覆
③ 床版補修工	ひびわれ注入工（有機系材料）、断面修復工（有機系材料）	上部工床版下面
④ 塗装塗替工	鋼部材塗装塗替工（RC-11）、循環式プラスト工法（TERIS：KT-230028-A）	上部工鋼部材
⑤ 高欄・防護柵取替工	鋼製防護柵（歩道側：縦格子形式・車道側：横ビーム形式）	車道側防護柵・歩道側高欄
⑥ 支承補修工	アンカーボルト突出部機能復旧、金属溶射、沓座モルタル復旧	P1橋脚支承アンカーボルト、支承（全部）
⑦ 伸縮装置補修工	乾式止水材	上部工（A1橋台部、P1橋脚部、A2橋台部）
⑧ 舗装打替工	アスファルト舗装（橋面舗装2層t=7cm）	橋面車道部
⑨ 橋面防水工	塗膜系防水層（車道部）、表面含浸工法（橋面歩道部）	橋面全体
⑩ 排水管取替工	排水管（VP管）	上部工排水管
⑪ 地覆改築工	地覆撤去・新設	車道側・歩道側

内川河川断面図 S=1:300

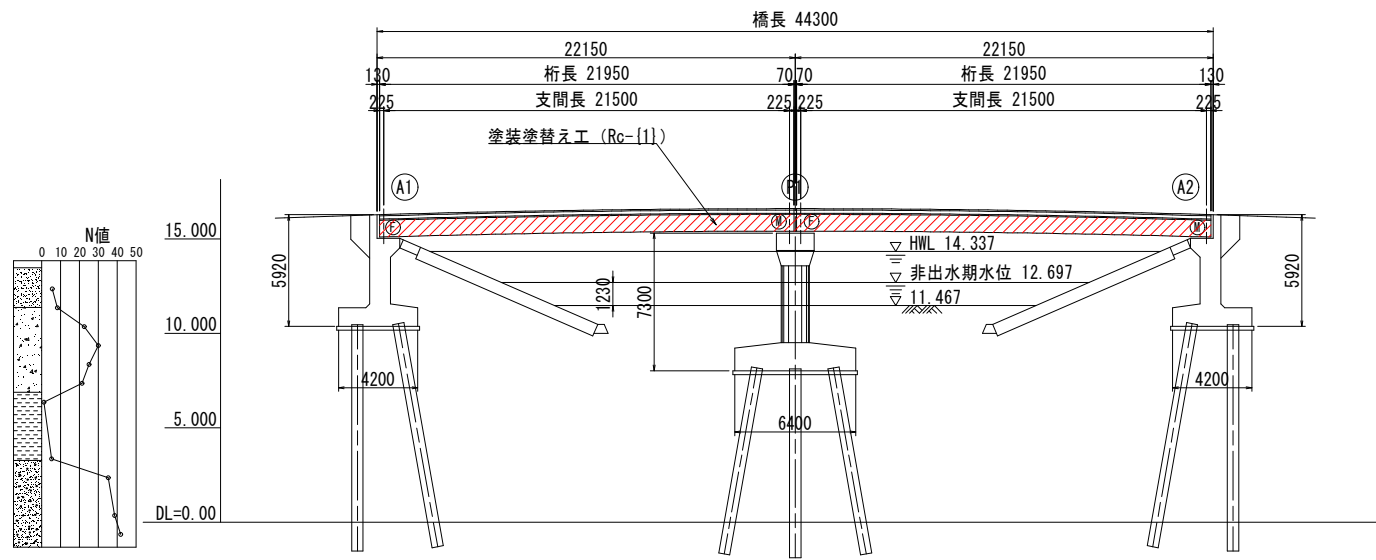


当初

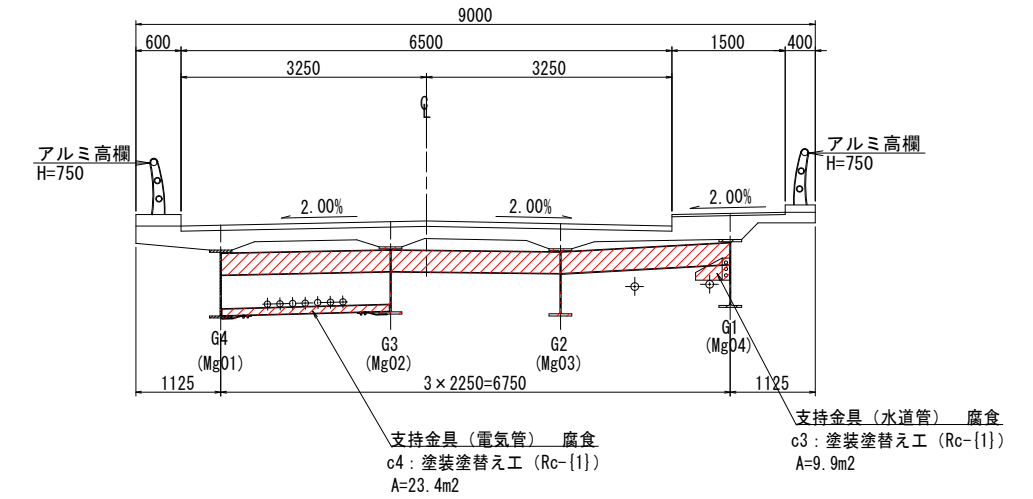
令和8年度	図番	27葉2
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
腰前橋補修一般図		
図示	鶴岡市	

腰前橋塗装塗替え工図 S=1:200

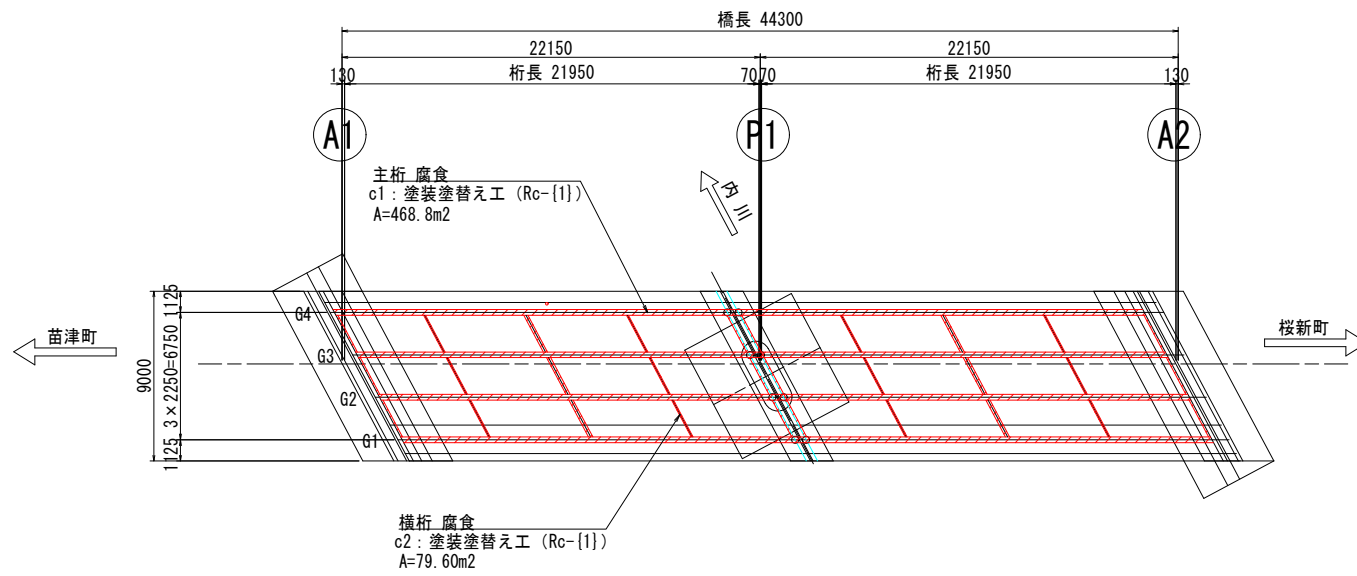
側面図



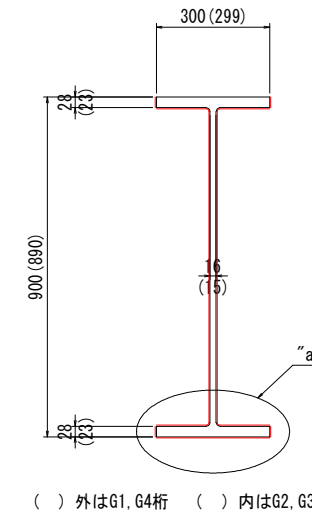
上部工標準断面図 S=1:50



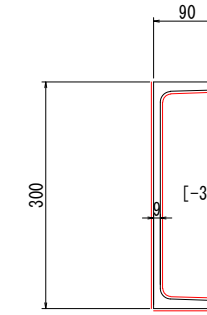
平面図



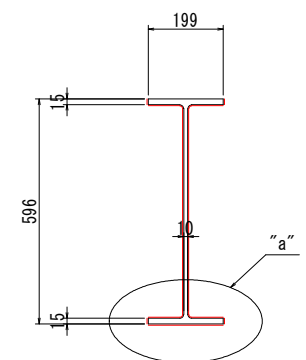
主桁断面図 S=1:10



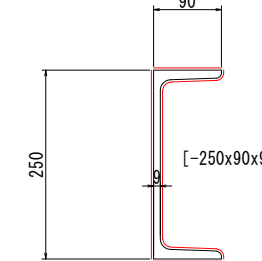
端横桁 S=1:5



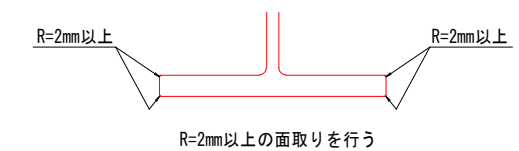
分配横桁 S=1:10



中間横桁 S=1:5



"a"部詳細 S=1:5



数量表 (塗装塗替え工法)

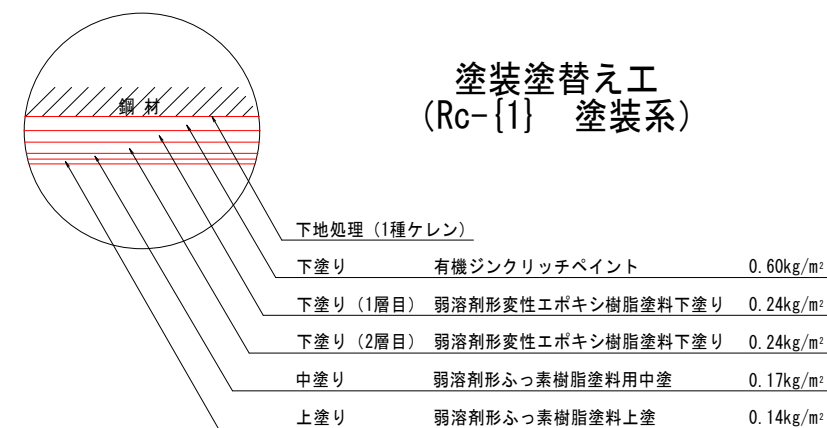
部位・部材	箇所	面積 (m²)	損傷状況	備考
桁下面 主桁 G1~G4	c1	468.8	塗装劣化	Rc-[1]
桁下面 横桁 A1~A2	c2	79.6	塗装劣化	Rc-[1]
桁下面 支持金具 水道管	c3	9.9	塗装劣化	Rc-[1]
桁下面 支持金具 電気管	c4	23.4	塗装劣化	Rc-[1]
合計		581.7		

塗装仕様 (Rc-1)

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m²)	塗装間隔
素地調整	1種 *3		4時間以内
防食下地	有機ジンクリッチペイント	600	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り	170	1日~10日
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り	140	1日~10日

*1: 原則はスプレー塗装とするが、発注者との協議の上で、はけ、ローラーに変更もできる。
 *2: 現場の施工条件に応じて塗装間隔を別途取り決める場合もある。
 *3: プラスト処理による除せいはISO Sa 2 1/2 とする。
 *4: 塗色はグレーベージュ「101R6.0/1.0」を基本とする。

() 外はG1, G4桁 () 内はG2, G3桁を示す。



- 注記
- 現地にて寸法を確認の上施工する事。
 - 塗膜除去は新技術である循環式プラスト工法 (NETIS:KT-230028-A) を参考にしています。
 - 塗膜除去時・下地処理時は、調査結果より有害物質が確認されていることから作業員の安全確保のため確実な防護対策をして作業する事。
 - 塗膜除去時・下地処理時・塗装塗替え時は、作業時の粉塵等を飛散させないようにばく露対策を行うとともに、塗装剥離で発生した粉塵は、集塵して適切に処分すること。

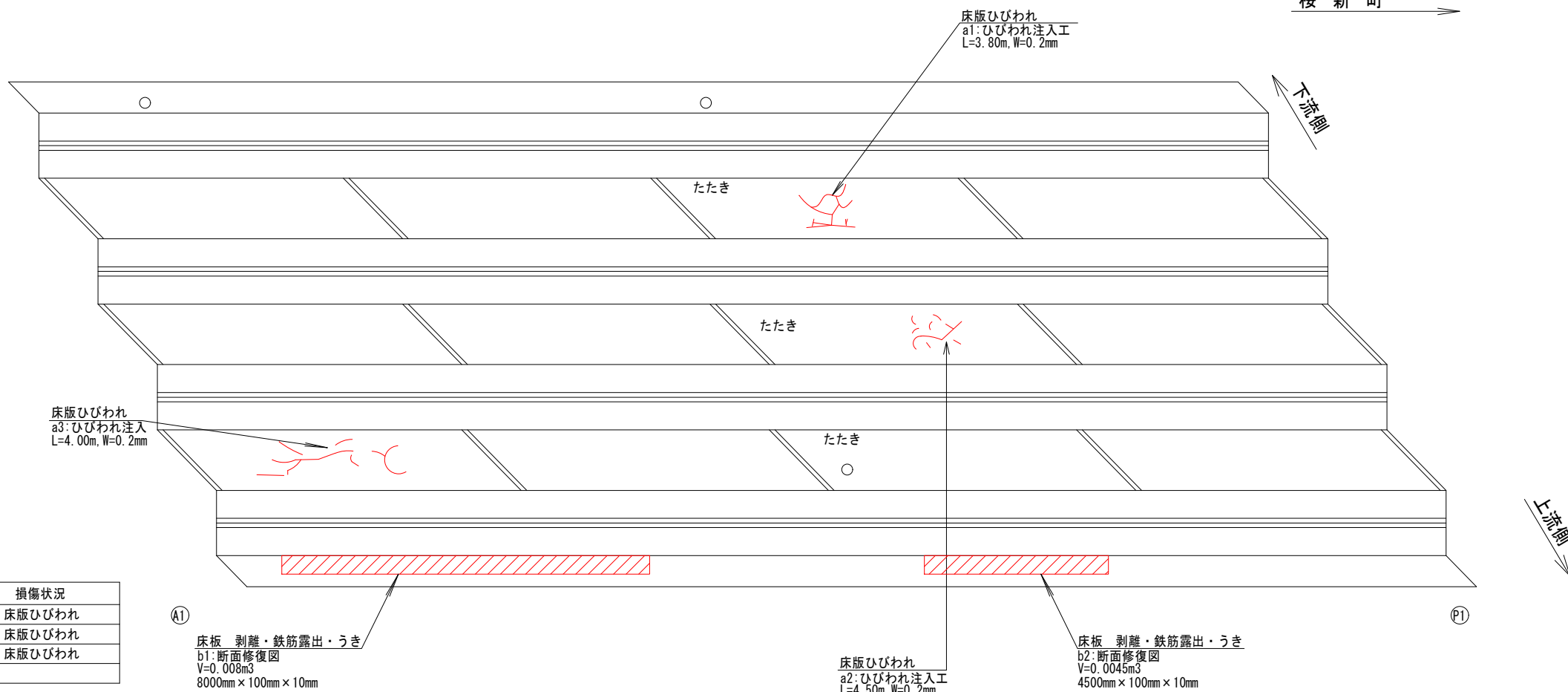
当初		
令和8年度	図番	27葉3
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
腰前橋塗装塗替え工図		
図示	鶴岡市	

上部工補修図 (その1) S=1:50

第1径間 [床版]

← 苗津町

→ 桜新町



凡	例
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
漏水	
洗掘	
その他	

数量表 ひびわれ注入工法

部位・部材	箇所	長さ(m)	損傷状況
第1径間 床版 a1	1	3.80	床版ひびわれ
第1径間 床版 a2	1	4.50	床版ひびわれ
第1径間 床版 a3	1	4.00	床版ひびわれ
合計	3	12.3	

断面修復工法

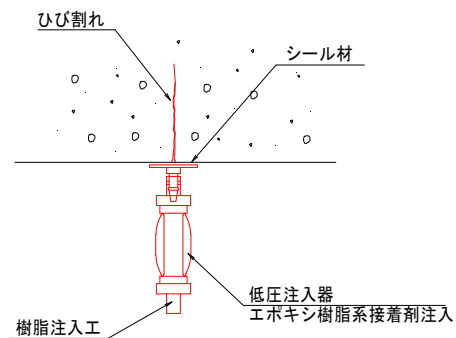
部位・部材	箇所	体積(m ³)	損傷状況
第1径間 床版 b1	1	0.008	剥離・鉄筋露出・うき
第1径間 床版 b2	1	0.0045	剥離・鉄筋露出・うき
合計	2	0.0125	

床版 剥離・鉄筋露出・うき
b1: 断面修復図
V=0.008m³
8000mm × 100mm × 10mm

床版ひびわれ
a2: ひびわれ注入工
L=4.50m, W=0.2mm

床版 剥離・鉄筋露出・うき
b2: 断面修復図
V=0.0045m³
4500mm × 100mm × 10mm

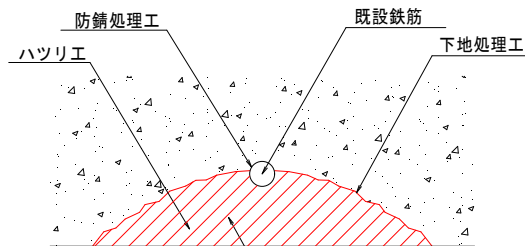
ひびわれ注入工



※ひびわれ幅が0.2~1.0mmで遊離石灰の発生していない箇所に適用する。

断面修復工

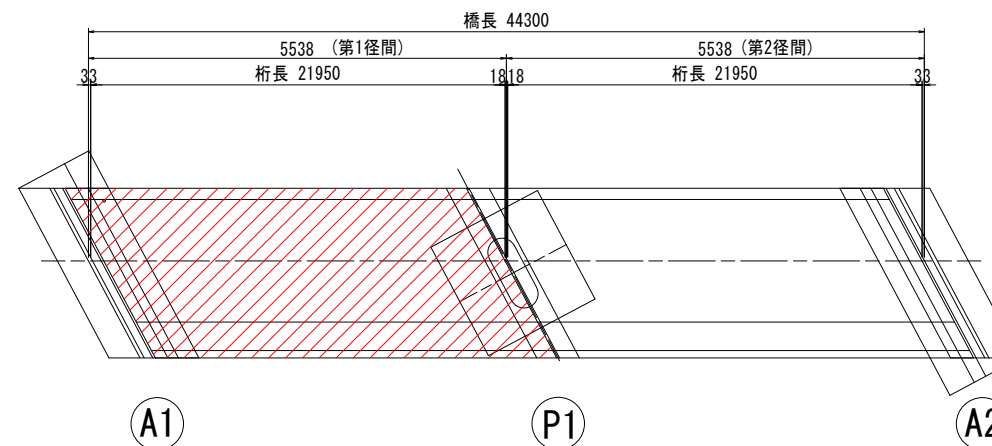
剥離及び浮き修復工



< 注意事項 >

- 断面修復はつり深さは、現地のコンクリート劣化状況により決定するものとする。
- 断面補修面積は、コンクリートの劣化状況により決定するものとし現地に確認すること。
- 断面修復は、脆弱部をたたき落した上で実地することとし、断面修復の際、鉄筋が露出している場合は、鉄筋に防錆処理を施すこと。

位置図



注記)

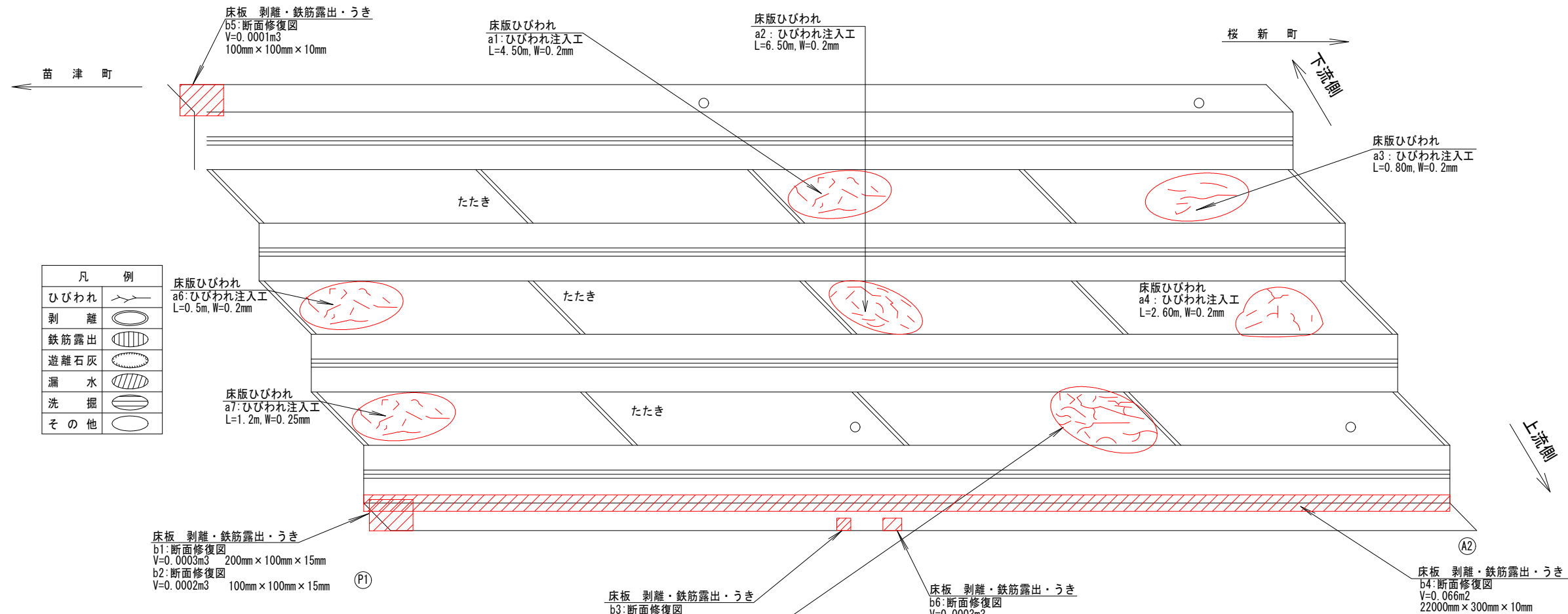
- 補修箇所は必ず現地確認のうえで対策を実施すること。
- 施工に際しては、現地寸法・損傷状況を確認のうえで対策を行うこと。
- ひびわれは、幅0.2mm以上を補修対象とする。
- コンクリートのうき・剥離が確認された場合は、コンクリートの脆弱部は除去し既設鉄筋の防錆処理後に断面修復を行うこと。

当初

令和8年度	図番	27葉4
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
上部工補修図 (その2) 第1径間 [床版]		
図示	鶴岡市	

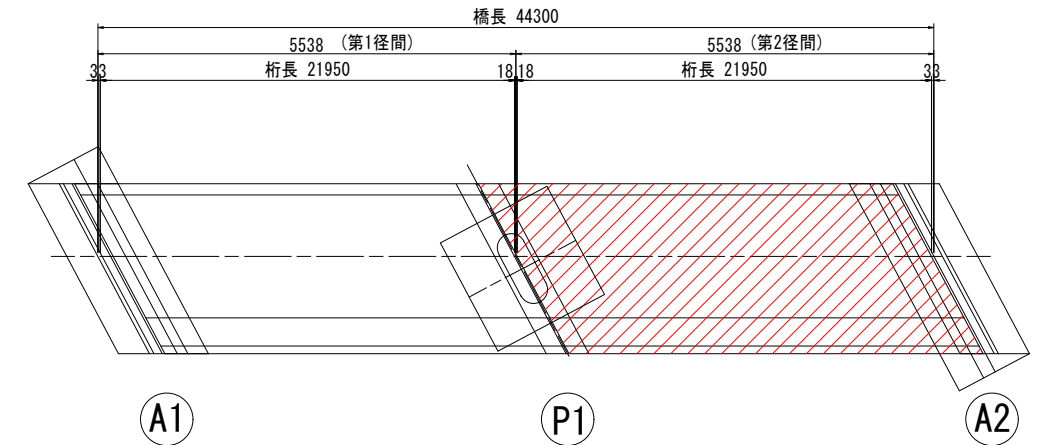
上部工補修図 (その2) S=1:50

第2径間 [床版]



凡例	例
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
漏水	
洗掘	
その他	

位置図



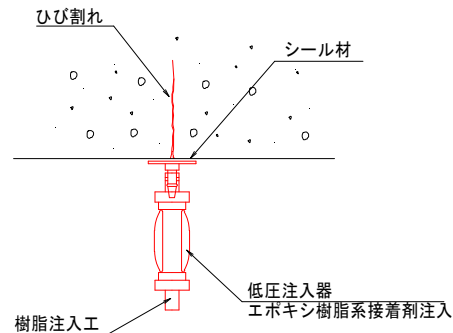
数量表 ひびわれ注入工

部 位・部 材	箇所	長さ (m)	損傷状況
第2径間 床版	a1	4.50	ひびわれ
第2径間 床版	a2	6.50	ひびわれ
第2径間 床版	a3	0.80	ひびわれ
第2径間 床版	a4	2.60	ひびわれ
第2径間 床版	a5	5.00	ひびわれ
第2径間 床版	a6	0.50	ひびわれ
第2径間 床版	a7	1.20	ひびわれ
合 計	7	21.10	

断面修復工

部 位・部 材	箇所	体積 (m³)	損傷状況
第2径間 床版	b1	0.0003	剥離・鉄筋露出・うき
	b2	0.0002	剥離・鉄筋露出・うき
	b3	0.0003	剥離・鉄筋露出・うき
	b4	0.0660	剥離・鉄筋露出・うき
	b5	0.0001	剥離・鉄筋露出・うき
	b6	0.0003	剥離・鉄筋露出・うき
合 計	6	0.0672	

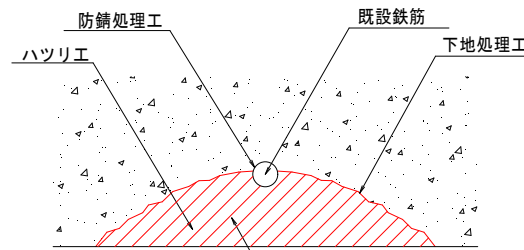
ひびわれ注入工



※ひびわれ幅が0.2~1.0mmで遊離石灰の発生していない箇所に適用する。

断面修復工

剥離及び浮き修復工



< 注意事項 >

- 断面修復はつり深さは、現地のコンクリート劣化状況により決定するものとする。
- 断面補修面積は、コンクリートの劣化状況により決定するものとし現地で確認すること。
- 断面修復は、脆弱部をたたき落した上で実施することとし、断面修復の際、鉄筋が露出している場合は、鉄筋に防錆処理を施すこと。

注記

- 補修箇所は必ず現地確認のうえで対策を実施すること。
- 施工に際しては、現地寸法・損傷状況を確認のうえで対策を行うこと。
- ひびわれは、幅0.2mm以上を補修対象とする。
- コンクリートのうき・剥離が確認された場合は、コンクリートの脆弱部は除去し既設鉄筋の防錆処理後に断面修復を行うこと。

当初

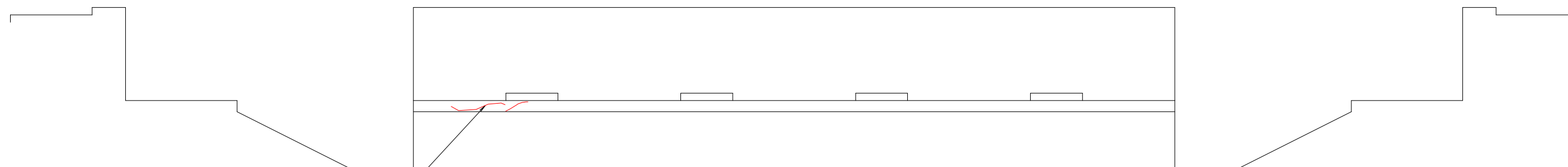
令和8年度	図番	27葉5
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
上部工補修図 (その3) 第2径間 [床版]		
図示	鶴岡市	

下部工補修図 (その1) S=1:30

[A1橋台]

上流側

下流側



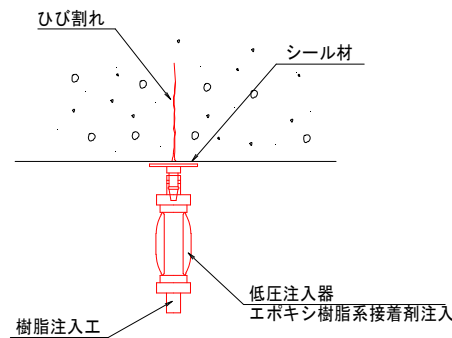
継体 ひびわれ
a1: ひびわれ注入工
L=0.40m, W=0.4mm

凡	例
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
漏水	
洗掘	
その他	

数量表 ひびわれ注入工法

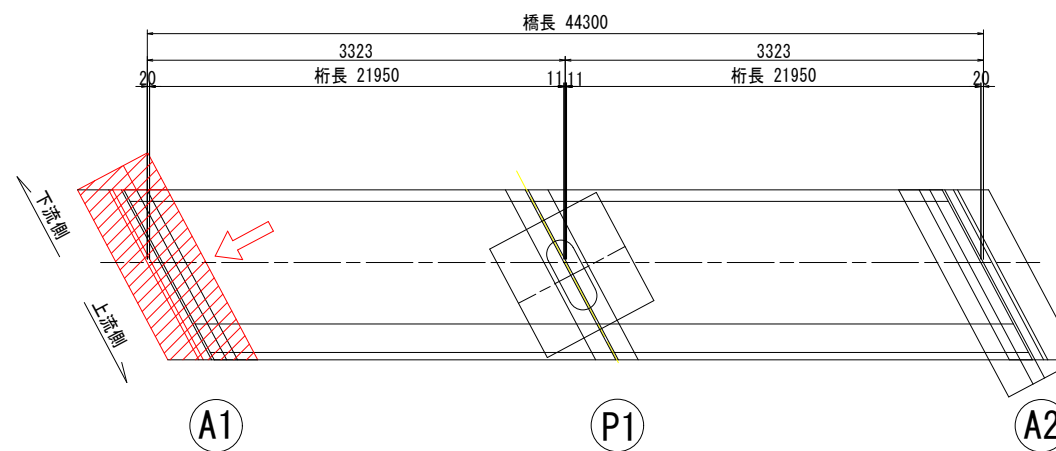
部位・部材	箇所	長さ (m)	損傷状況	
A1橋台	a1	1	0.40	ひびわれ
合計	1	0.40		

ひびわれ注入工



※ひびわれ幅が0.2~1.0mmで遊離石灰の発生していない箇所に適用する。

位置図



注記)

- 補修箇所は必ず現地確認のうえで対策を実施すること。
- 施工に際しては、現地寸法・損傷状況を確認のうえで対策を行うこと。
- ひびわれは、幅0.2mm以上を補修対象とする。
- コンクリートのうき・剥離が確認された場合は、コンクリートの脆弱部は除去し既設鉄筋の防錆処理後に断面修復を行うこと。

当初

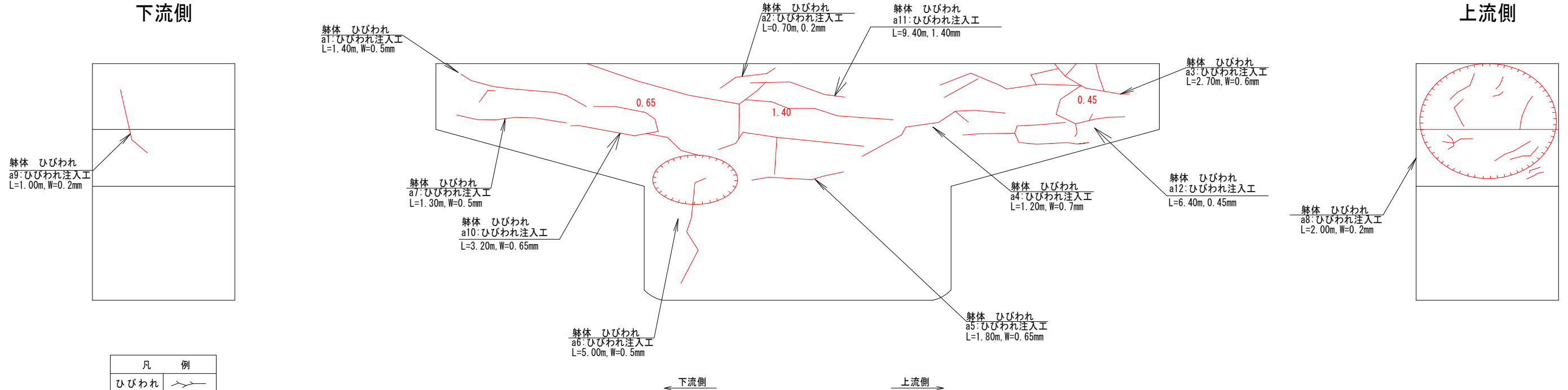
令和8年度	図番	27葉6
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
下部工補修図 (その1) [A1橋台]		
図示	鶴岡市	

下部工補修図 (その2) S=1:30

[P1橋脚・A1側]

下流側

上流側



躯体 ひびわれ
a9:ひびわれ注入工
L=1.00m, W=0.2mm

躯体 ひびわれ
a1:ひびわれ注入工
L=1.40m, W=0.5mm

躯体 ひびわれ
a2:ひびわれ注入工
L=0.70m, W=0.2mm

躯体 ひびわれ
a11:ひびわれ注入工
L=9.40m, W=0.40mm

躯体 ひびわれ
a3:ひびわれ注入工
L=2.70m, W=0.6mm

躯体 ひびわれ
a7:ひびわれ注入工
L=1.30m, W=0.5mm

躯体 ひびわれ
a10:ひびわれ注入工
L=3.20m, W=0.65mm

躯体 ひびわれ
a4:ひびわれ注入工
L=1.20m, W=0.7mm

躯体 ひびわれ
a12:ひびわれ注入工
L=6.40m, W=0.45mm

躯体 ひびわれ
a8:ひびわれ注入工
L=2.00m, W=0.2mm

躯体 ひびわれ
a6:ひびわれ注入工
L=5.00m, W=0.5mm

躯体 ひびわれ
a5:ひびわれ注入工
L=1.80m, W=0.65mm

凡	例
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
漏水	
洗掘	
その他	

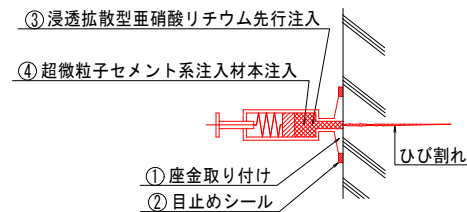
数量表

ひびわれ注入工法

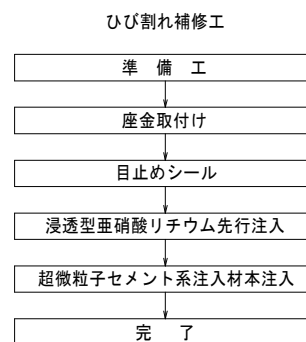
部位・部材	箇所	長さ(m)	損傷状況
P1橋脚 A1側 a1	1	1.40	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a2	1	0.70	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a3	1	2.70	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a4	1	1.20	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a5	1	1.80	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a6	1	5.00	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a7	1	1.30	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a8	1	2.00	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a9	1	1.00	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a10	1	3.20	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a11	1	9.40	ひびわれ
P1橋脚 A1側 a12	1	6.40	ひびわれ
合計	12	36.10	

ひびわれ注入工

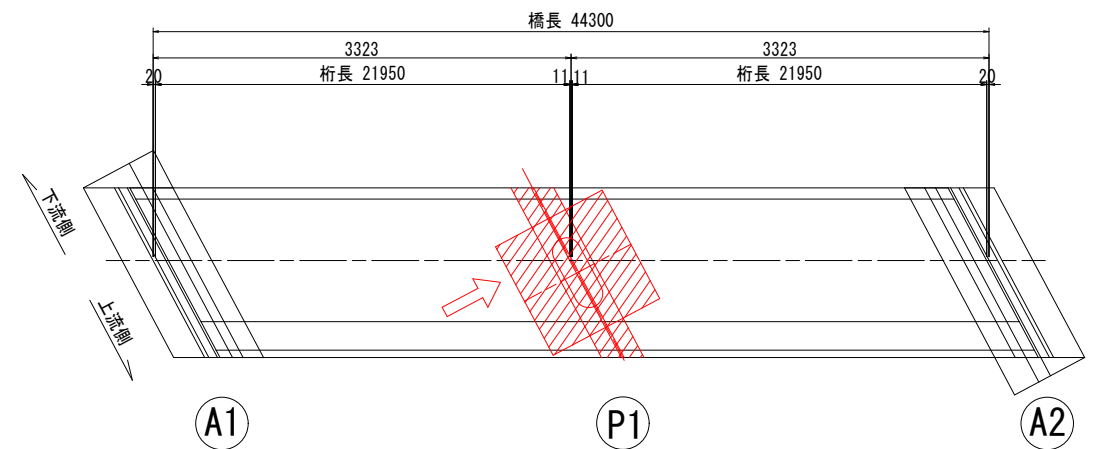
<リハビリシリンダ工法>



施工フロー



位置図



注記)

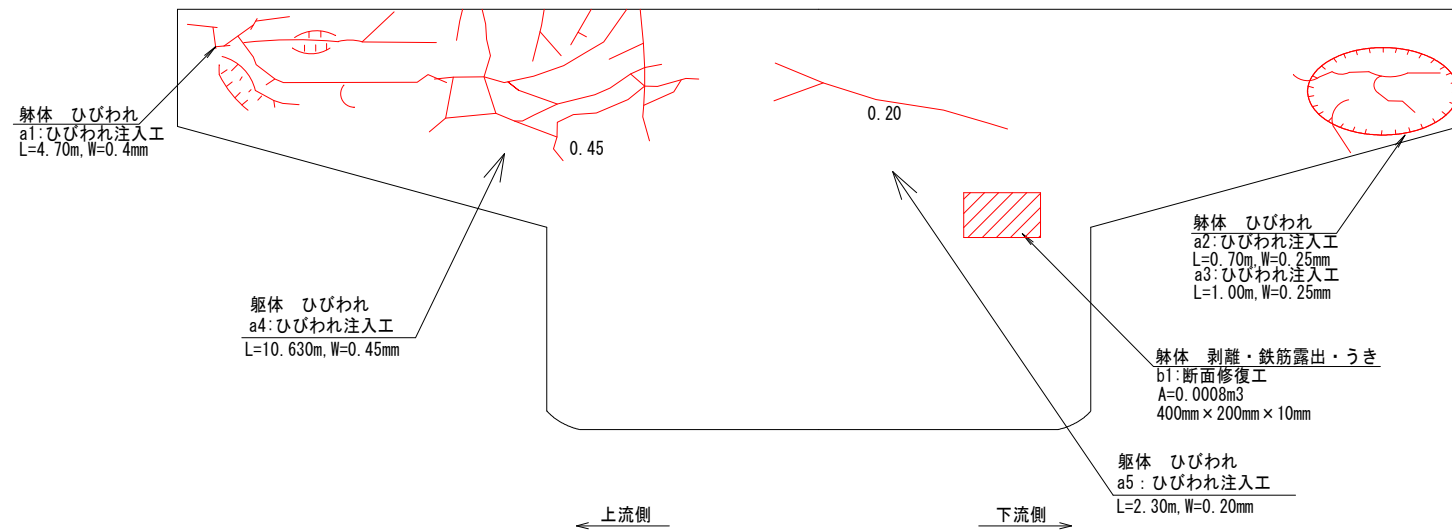
- 補修箇所は必ず現地確認のうえで対策を実施すること。
- 施工に際しては、現地寸法・損傷状況を確認のうえで対策を行うこと。
- ひびわれは、幅0.2mm以上を補修対象とする。
- ASR対策としての亜硝酸リチウムを浸透させて、ひびわれ注入工を実施すること。
- コンクリートのうき・剥離が確認された場合は、コンクリートの脆弱部は除去し既設鉄筋の防錆処理後に断面修復を行うこと。

当初

令和8年度	図番	27葉7
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
下部工補修図 (その3) [P1橋脚・A1側]		
図示	鶴岡市	

下部工補修図 (その3) S=1:30

[P1橋脚・A2側]



凡	例
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
漏水	
洗掘	
その他	

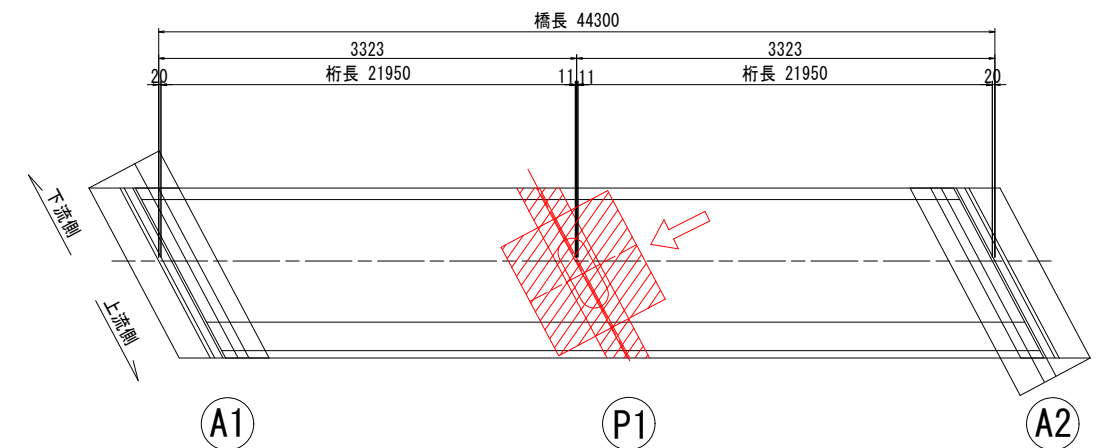
数量表 ひびわれ注入工法

部位・部材	箇所	長さ(m)	損傷状況
P1橋脚 A2側 a1	1	4.70	ひびわれ
P1橋脚 A2側 a2	1	0.70	ひびわれ
P1橋脚 A2側 a3	1	1.00	ひびわれ
P1橋脚 A2側 a4	1	10.630	ひびわれ
P1橋脚 A2側 a5	1	2.30	ひびわれ
合計	5	19.33	

断面修復工法

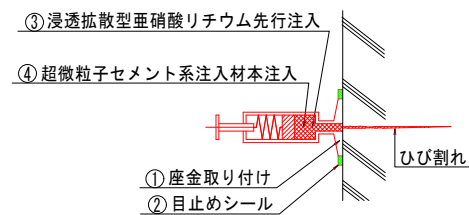
部位・部材	箇所	体積(m³)	損傷状況
P1橋脚 A2側 b1	1	0.0008	剥離・鉄筋露出・うき
合計	1	0.0008	

位置図



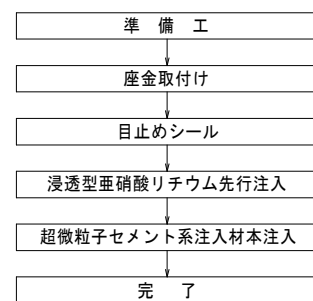
ひびわれ注入工

<リハビリシリンダ工法>

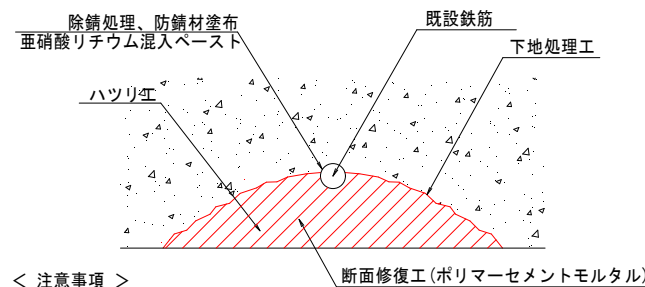


施工フロー

ひびわれ補修工



剥離及び浮き修復工



< 注意事項 >

- 断面修復はつり深さは、現地のコンクリート劣化状況により決定するものとする。
- 断面補修面積は、コンクリートの劣化状況により決定するものとし現地で確認すること。
- 断面修復は、脆弱部をたたき落した上で実施することとし、断面修復の際、鉄筋が露出している場合は、鉄筋に防錆処理を施すこと。

注記)

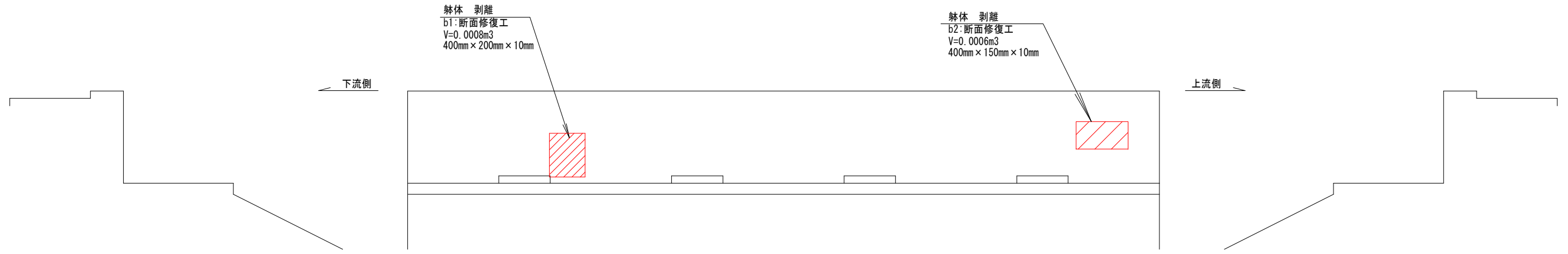
- 補修箇所は必ず現地確認のうえで対策を実施すること。
- 施工に際しては、現地寸法・損傷状況を確認のうえで対策を行うこと。
- ひびわれは、幅0.2mm以上を補修対象とする。
- ASR対策としての亜硝酸リチウムを浸透させて、ひびわれ注入工を実施すること。
- コンクリートのうき・剥離が確認された場合は、コンクリートの脆弱部は除去し既設鉄筋の防錆処理後に断面修復を行うこと。

当初

令和8年度	図番	27葉8
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
下部工補修図 (その4) [P1橋脚・A2側]		
図示	鶴岡市	

下部工補修図 (その4) S=1:30

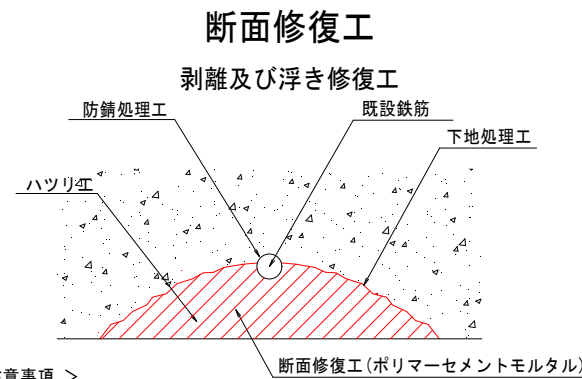
[A2橋台]



凡 例	
ひびわれ	
剥 離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
漏 水	
洗 掘	
そ の 他	

数量表 断面修復工法

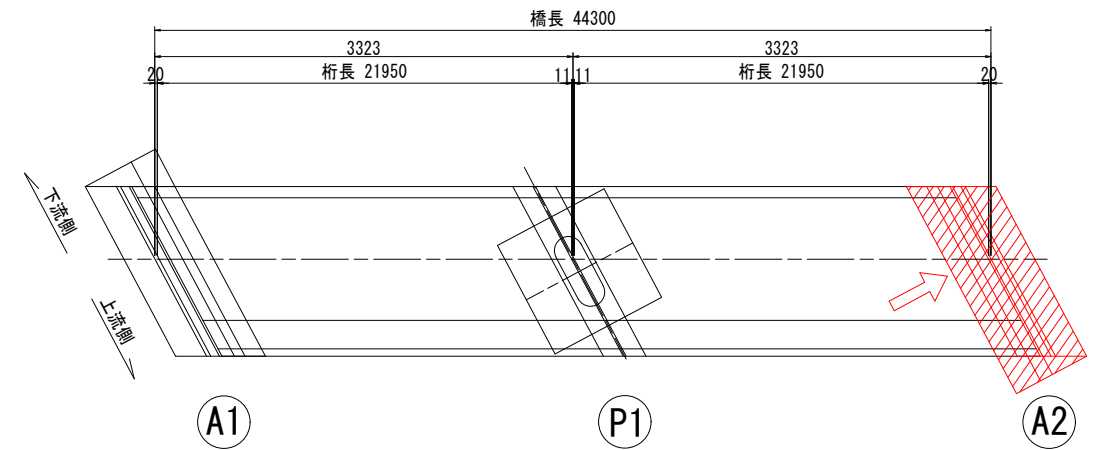
部 位・部 材	箇 所	体 積 (m ³)	損 傷 状 況
A2橋台	b1	0.0008	剥離・鉄筋露出・うき
A2橋台	b2	0.0006	剥離・鉄筋露出・うき
合 計	2	0.0014	



< 注意事項 >

- 断面修復はつり深さは、現地のコンクリート劣化状況により決定するものとする。
- 断面補修面積は、コンクリートの劣化状況により決定するものとし現地にて確認すること。
- 断面修復は、脆弱部をたたき落した上で実地することとし、断面修復の際、鉄筋が露出している場合は、鉄筋に防錆処理を施すこと。

位置図



注記)

- 補修箇所は必ず現地確認のうえで対策を実施すること。
- 施工に際しては、現地寸法・損傷状況を確認のうえで対策を行うこと。
- ひびわれは、幅0.2mm以上を補修対象とする。
- コンクリートのうき・剥離が確認された場合は、コンクリートの脆弱部は除去し既設鉄筋の防錆処理後に断面修復を行うこと。

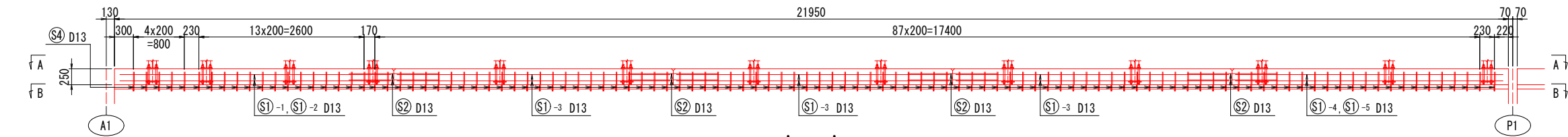
当初

令和8年度	図 番	27 葉 9
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
下部工補修図 (その2) [A2橋台]		
図 示	鶴 岡 市	

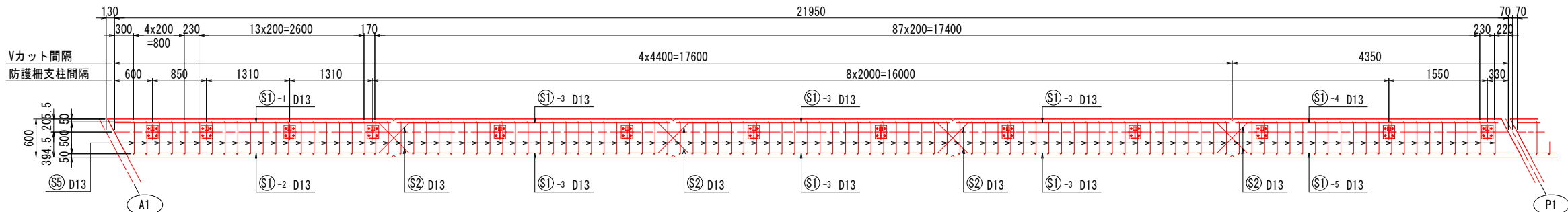
地覆改築工詳細図(その1) S = 1:40

車道側詳細図

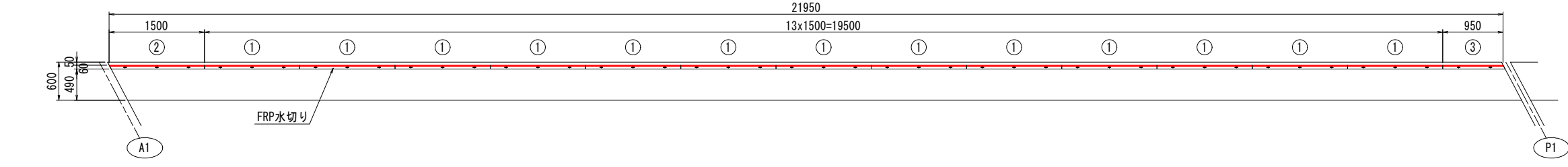
A1~P1 側面図



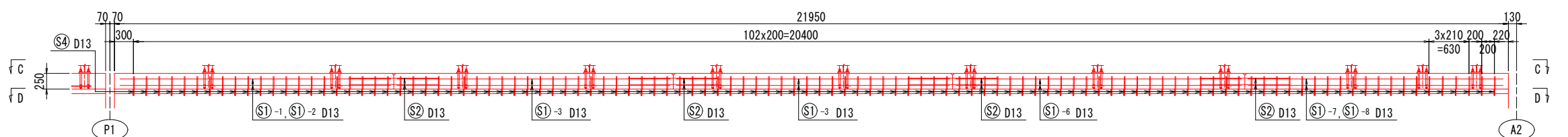
A - A



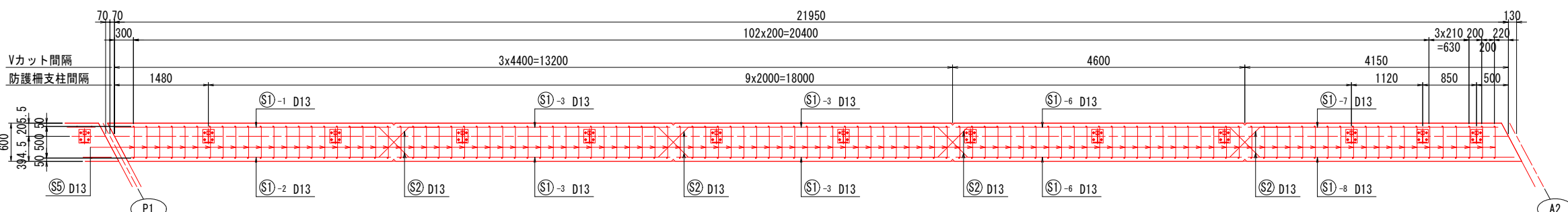
B - B (床版下面)



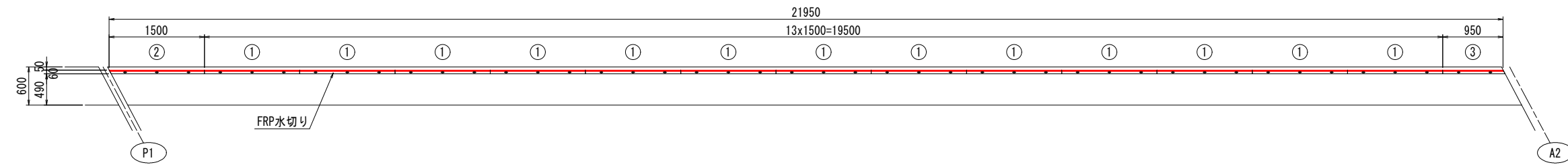
P1~A2 側面図



C - C

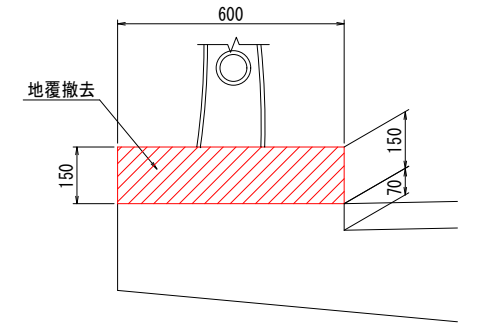


D - D (床版下面)

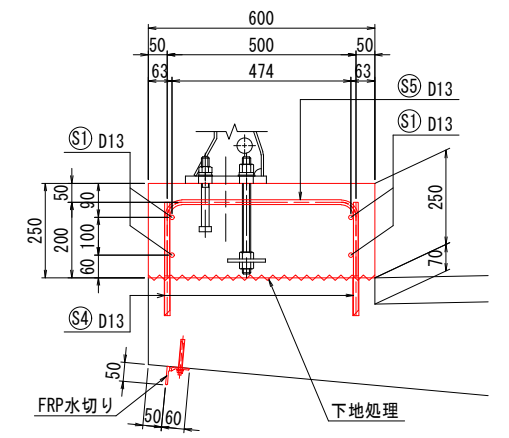


断面図 S = 1 : 10

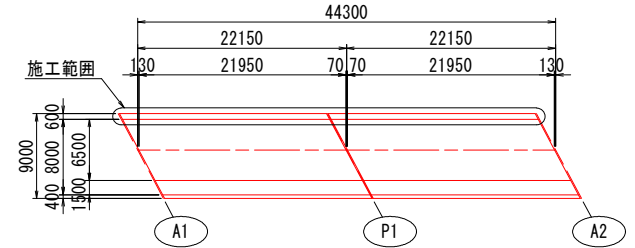
撤去



新設



配置図 S = 1 : 400



注記

1. 数値は全て、現場実測後決定のこと。
2. 削孔の際は、鉄筋探索後 既設鉄筋を避けて実施すること。
3. 既設のコンクリートをはつり撤去する際に 既設鉄筋も切断し、撤去すること。
4. 地覆Vカット部で使用するクロス鉄筋には 施工時に防錆処理を施すこと。
5. FRP水切りの部材の目録には、Vカットを設けること。

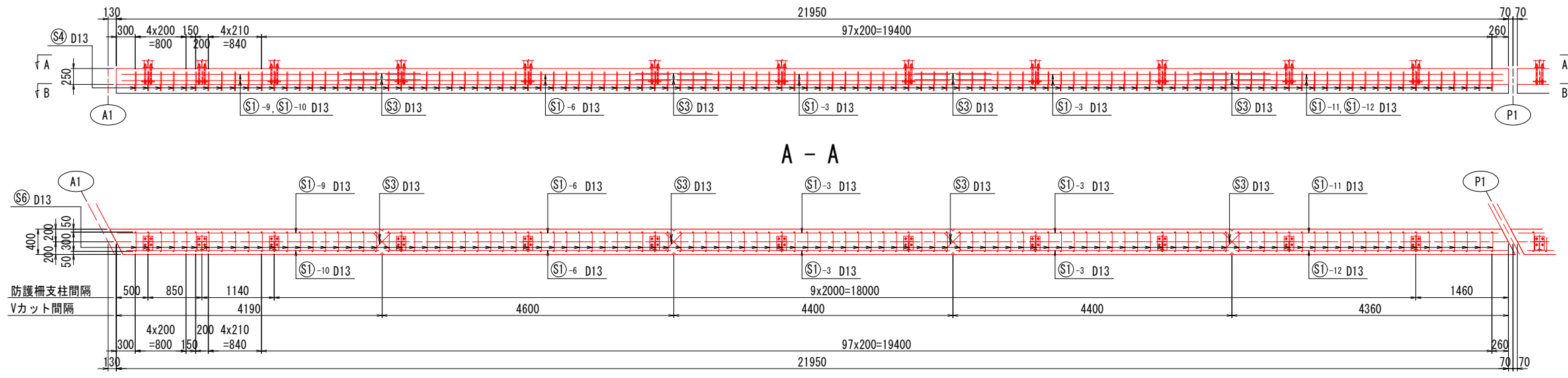
当初

令和 8 年度	図 番	27 葉 10
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
地覆改築工詳細図(その1)		
図 示	鶴 岡 市	

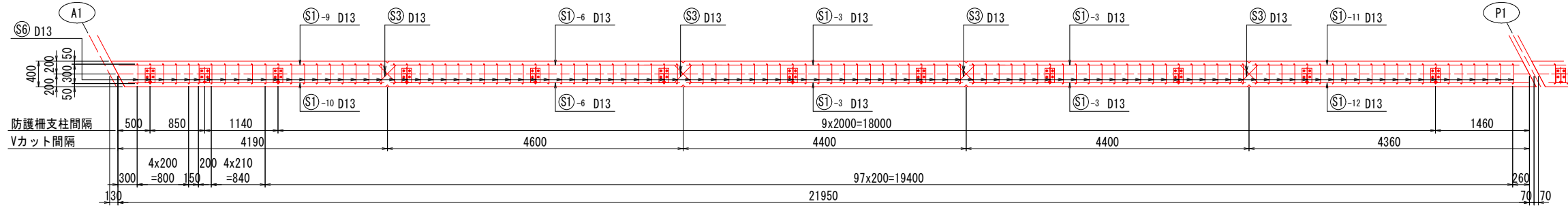
地覆改築工詳細図(その2) S = 1:40

歩道側詳細図

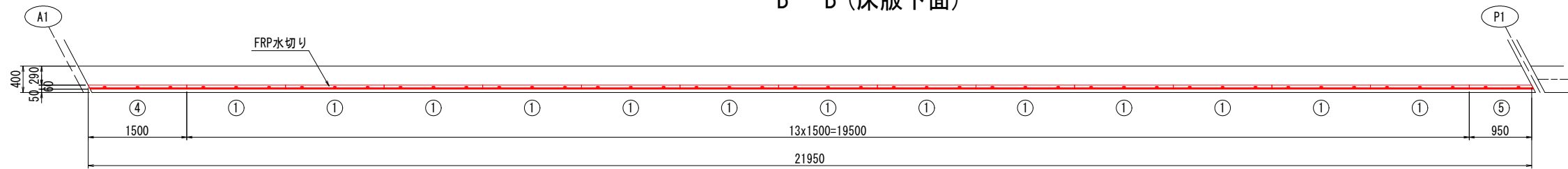
A1~P1 側面図



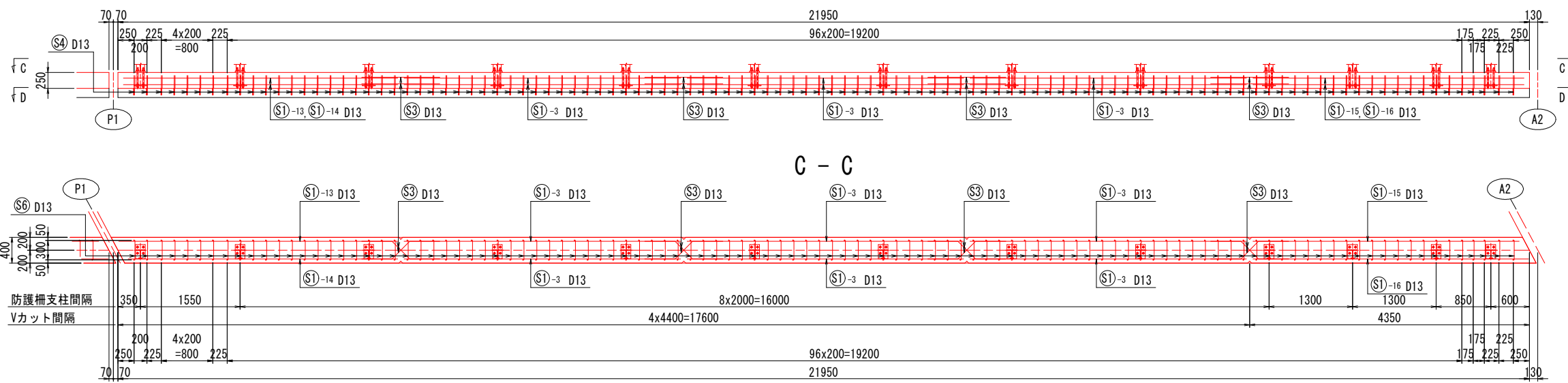
A - A



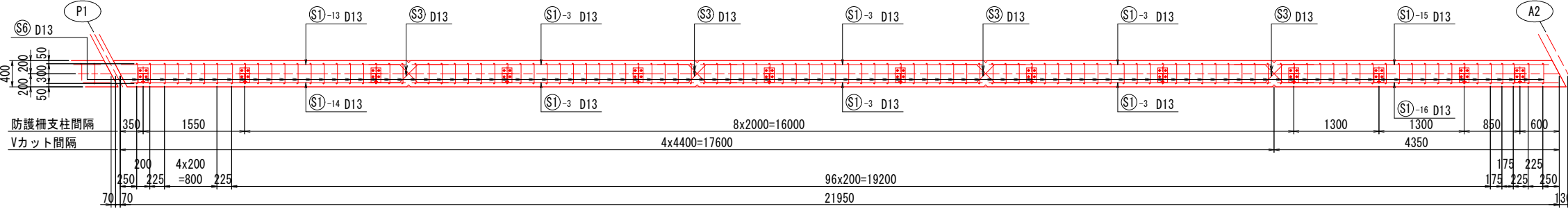
B - B (床版下面)



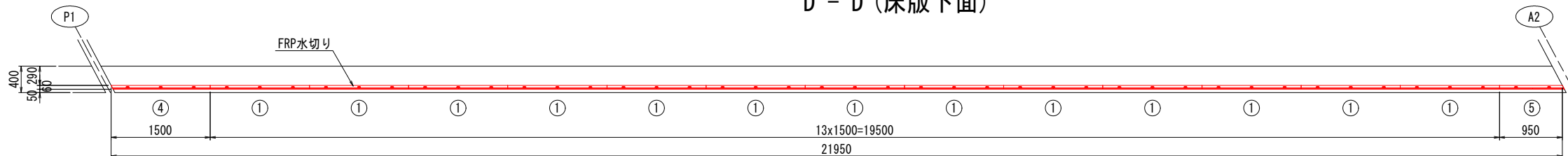
P1~A2 側面図



C - C

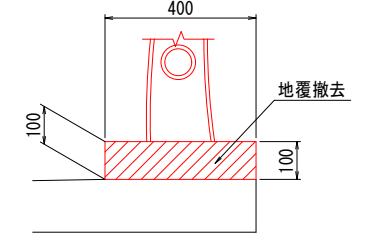


D - D (床版下面)

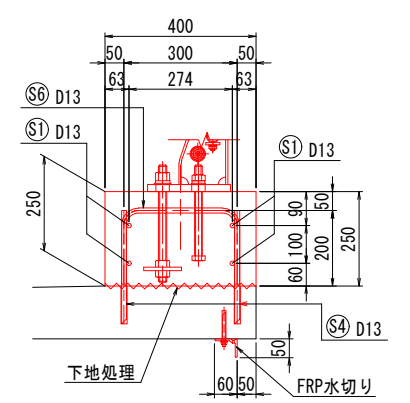


断面図 S = 1:10

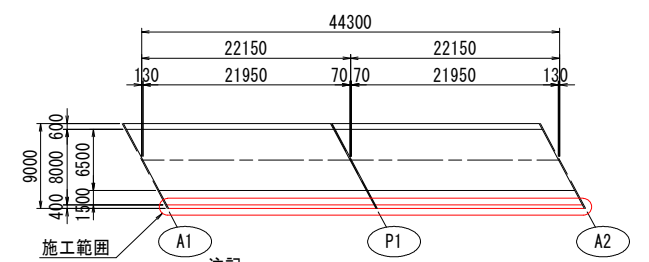
撤去



新設



配置図 S = 1:400



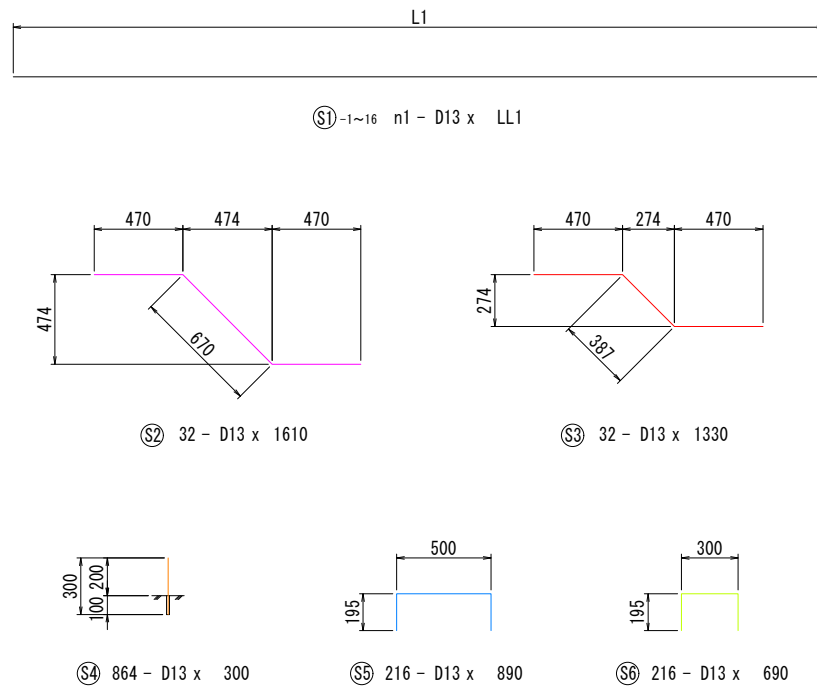
- 注記
1. 数値は全て、現場実測後決定のこと。
 2. 削孔の際は、鉄筋探査後既設鉄筋を避けて実施すること。
 3. 既設のコンクリートをはつり撤去する際に既設鉄筋も切断し、撤去すること。
 4. 地覆Vカット部で使用するクロス鉄筋には施工時に防錆処理を施すこと。
 5. FRP水切りの部材の継目には、Vカットを設けること。

当初

令和8年度	図番	27葉11
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
地覆改築工詳細図(その2)		
図示	鶴岡市	

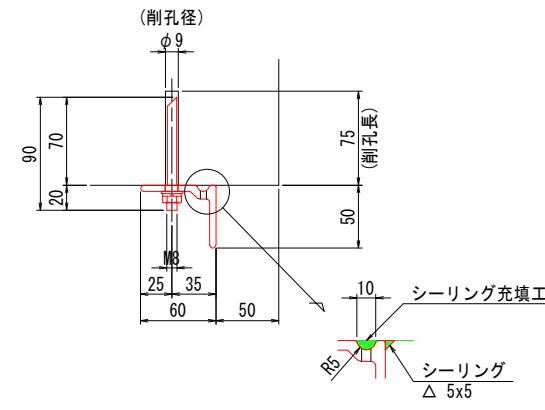
地覆改築工詳細図(その3)

鉄筋加工図 S=1:20

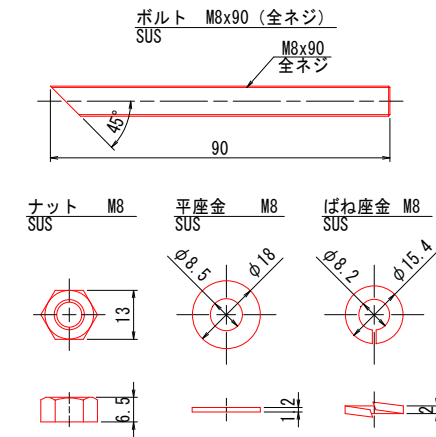


	L1	LL1	n1
①-1	4341	4350	4
①-2	4089	4090	4
①-3	4300	4300	40
①-4	4139	4140	2
①-5	4391	4400	2
①-6	4500	4500	8
①-7	3939	3940	2
①-8	4191	4200	2
①-9	4128	4130	2
①-10	3982	3990	2
①-11	4152	4160	2
①-12	4298	4300	2
①-13	4338	4340	2
①-14	4192	4200	2
①-15	4142	4150	2
①-16	4288	4290	2

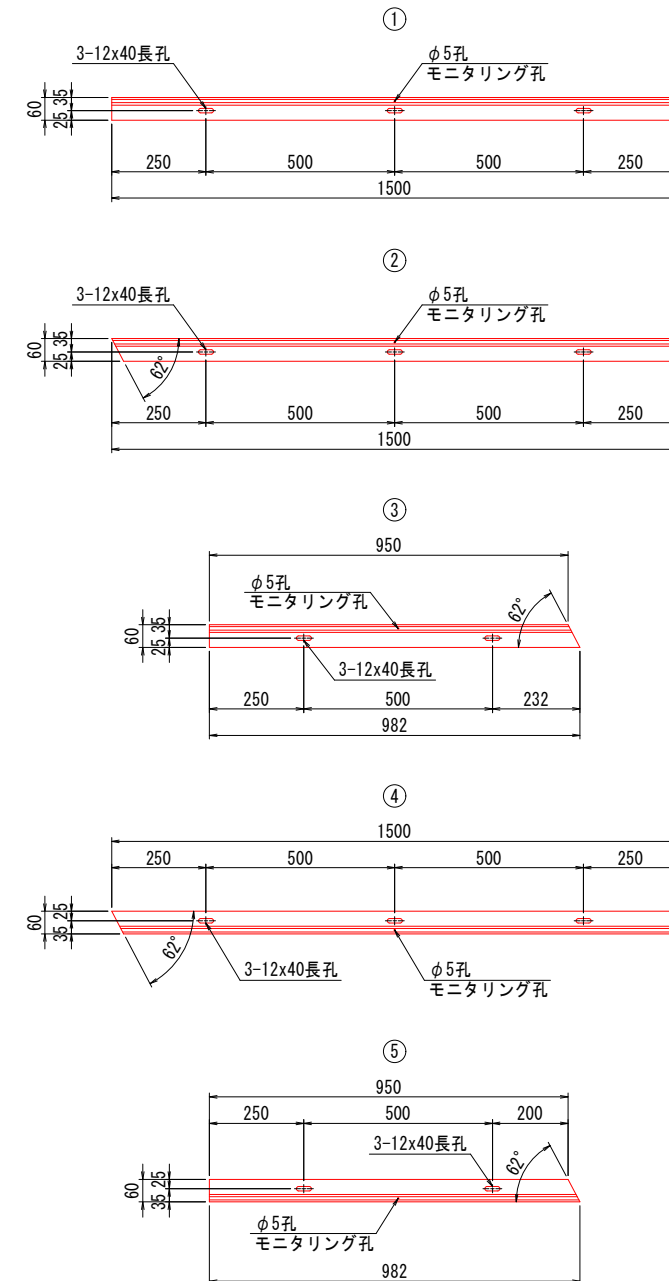
FRP水切り詳細 S=1:3



ボルト類詳細図 S=1:1



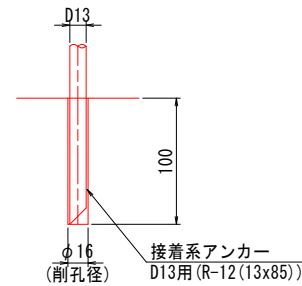
FRP水切り板詳細 S=1:10



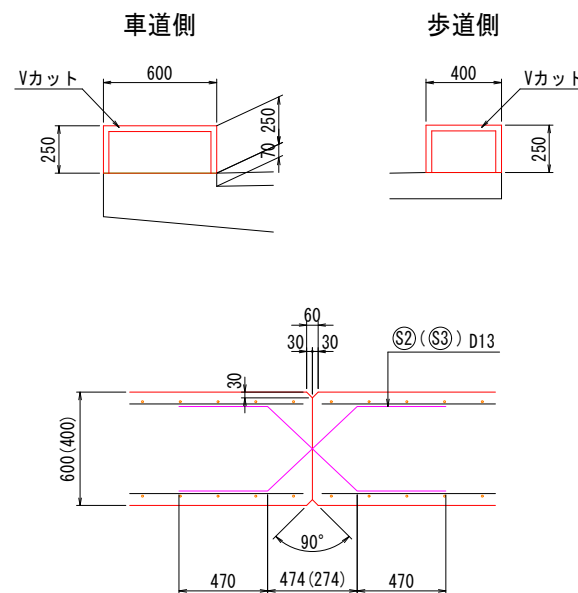
FRP水切り材料(製作数=1)

- ① 52 - L 50 x 60 x 5 x 1500 (FRP)
- ② 2 - L 50 x 60 x 5 x 1500 (FRP)
- ③ 2 - L 50 x 60 x 5 x 982 (FRP)
- ④ 2 - L 50 x 60 x 5 x 1500 (FRP)
- ⑤ 2 - L 50 x 60 x 5 x 982 (FRP)
- 176 - Anchor Bolt M8 x 90 (SUS304) (1-N, 1-W, 1-SW)

定着部詳細 S=1:3



Vカット詳細 S=1:20



鉄筋質量表

種類	径	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	1本当り重量 (Kg)	重量 (kg)	適用
①-1	D13	4350	4	0.995	4.33	17	
①-2	D13	4090	4	0.995	4.07	16	
①-3	D13	4300	40	0.995	4.28	171	
①-4	D13	4140	2	0.995	4.12	8	
①-5	D13	4400	2	0.995	4.38	9	
①-6	D13	4500	8	0.995	4.48	36	
①-7	D13	3940	2	0.995	3.92	8	
①-8	D13	4200	2	0.995	4.18	8	
①-9	D13	4130	2	0.995	4.11	8	
①-10	D13	3990	2	0.995	3.97	8	
①-11	D13	4160	2	0.995	4.14	8	
①-12	D13	4300	2	0.995	4.28	9	
①-13	D13	4340	2	0.995	4.32	9	
①-14	D13	4200	2	0.995	4.18	8	
①-15	D13	4150	2	0.995	4.13	8	
①-16	D13	4290	2	0.995	4.27	9	
②	D13	1610	32	0.995	1.60	51	
③	D13	1330	32	0.995	1.32	42	
④	D13	300	864	0.995	0.30	259	
⑤	D13	890	216	0.995	0.89	192	
⑥	D13	690	216	0.995	0.69	149	
合計 =						1033 kg	
④ ねじ鉄筋						259 kg	
鉄筋重量 (SD345)							
D13 = 388 - 129 = 259 kg							
ねじ鉄筋 D13 = 259 kg							
合計 1033 kg							
接着系アンカー (R-12 (13x85))							
D13用 = 864 個							

注記

1. 数値は全て、現場実測後決定のこと。
2. 削孔の際は、鉄筋探査後 既設鉄筋を避けて実施すること。
3. 既設のコンクリートをはつり撤去する際に 既設鉄筋も切断し、撤去すること。
4. 地覆Vカット部で使用するクロス鉄筋には 施工時に防錆処理を施すこと。
5. FRP水切りの部材の継目には、Vカットを設けること。

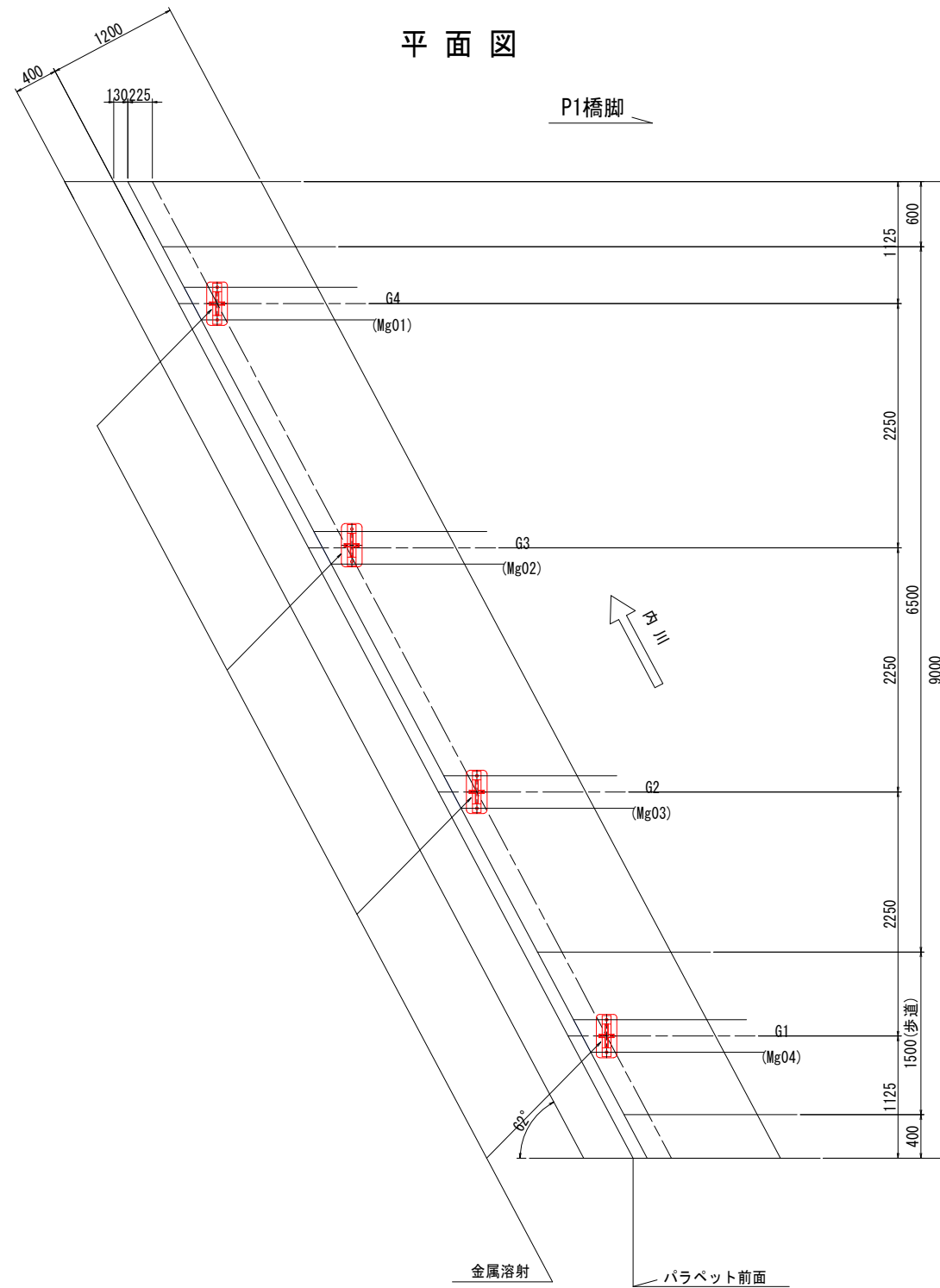
当初

令和8年度	図番	27 葉 12
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
地覆改築工詳細図(その2)		
図示	鶴岡市	

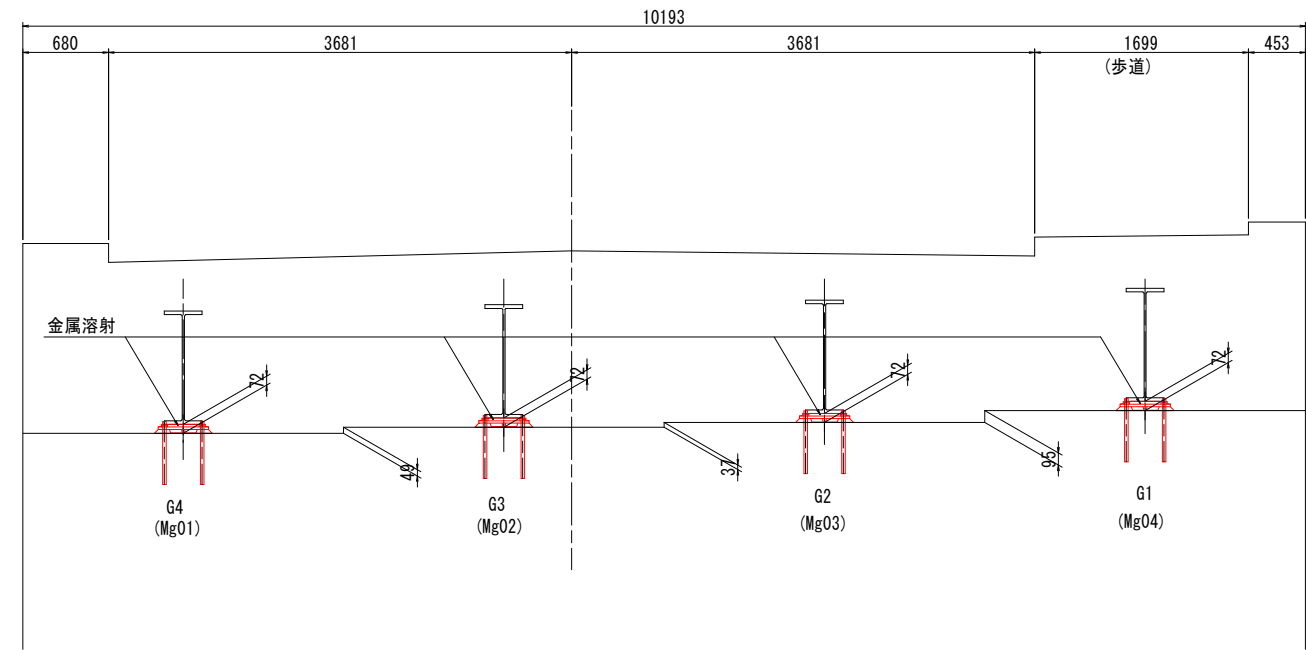
支承補修図 (その1) S=1:30

[A1・A2橋台]

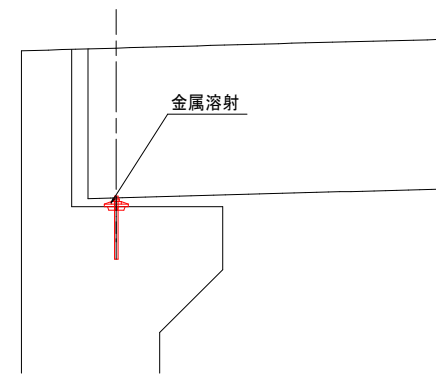
平面図



正面図



側面図



A1橋台支承補修数量

工種	規格等	数量	備考
金属溶射	亜鉛+アルミ	4基	反力50t

A2橋台支承補修数量

工種	規格等	数量	備考
金属溶射	亜鉛+アルミ	4基	反力50t

注記)

1. 現地にて、寸法確認の上施工する事。
2. 支承部の防錆処理をプラストにより、確実に行う事。
3. プラスト処理後、直ちに金属溶射を行う事。
4. 橋座面の清掃を行い、作業空間を確保する事。

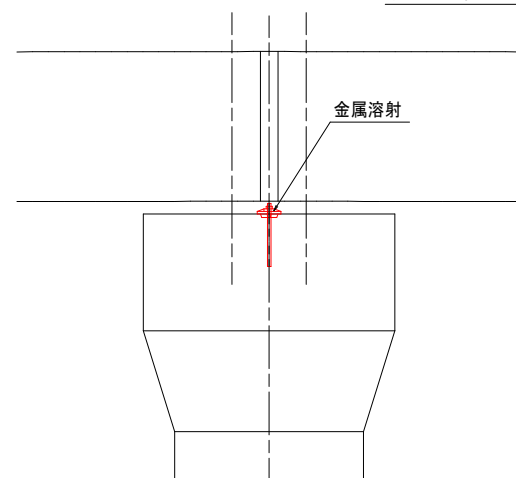
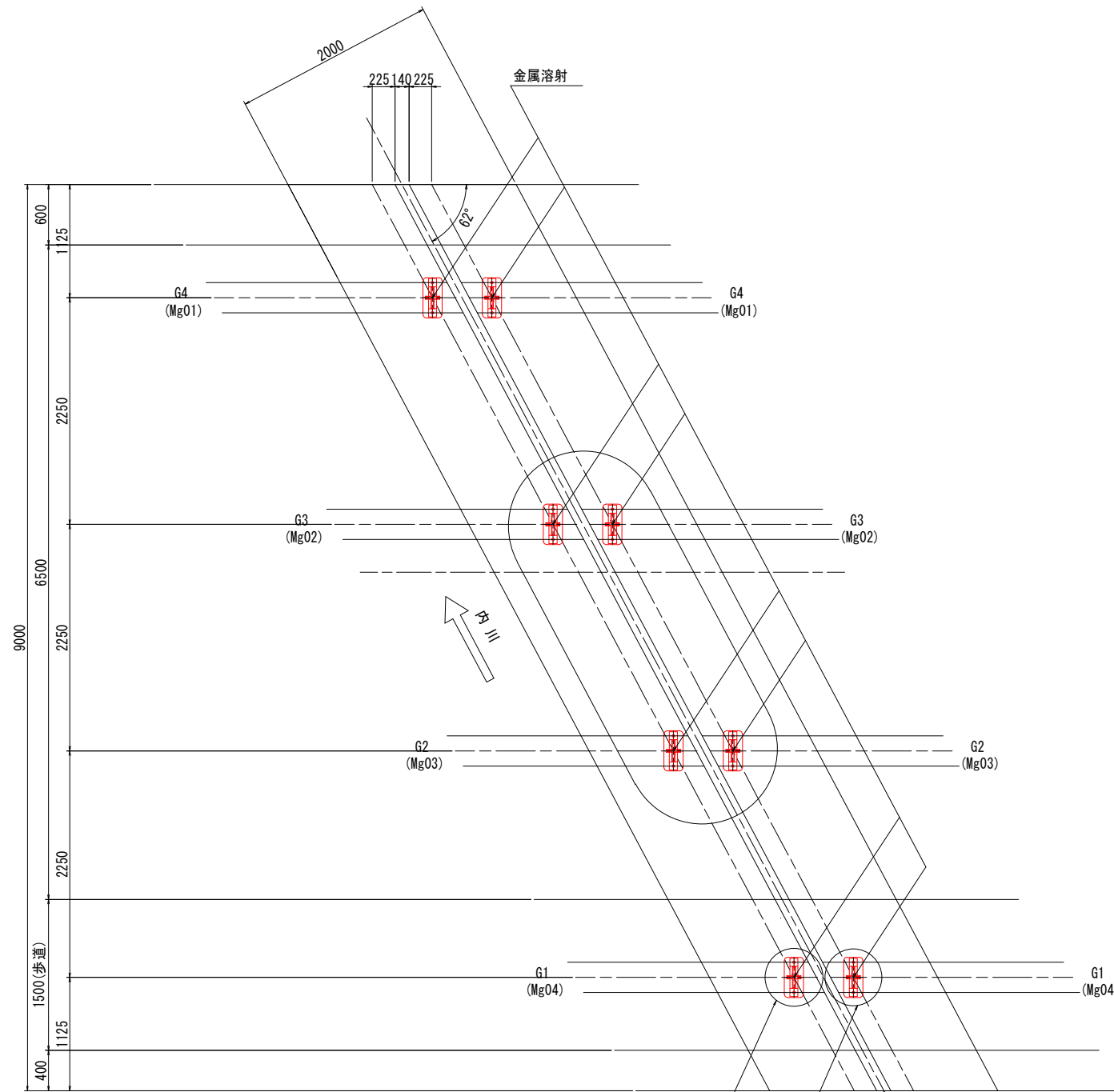
当初

令和8年度	図番	27葉13
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
支承補修図 (その1) [A1・A2橋台]		
図示	鶴岡市	

支承補修図 (その2) S=1:30

[P1橋脚]

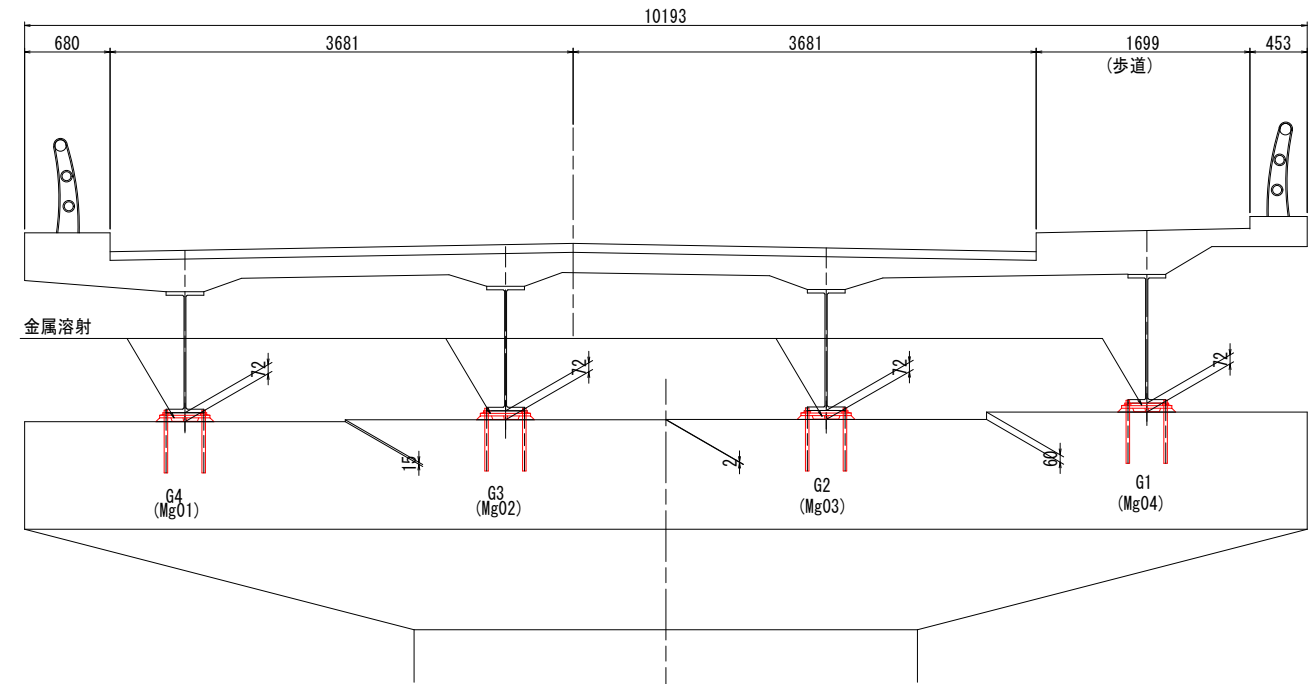
平面図



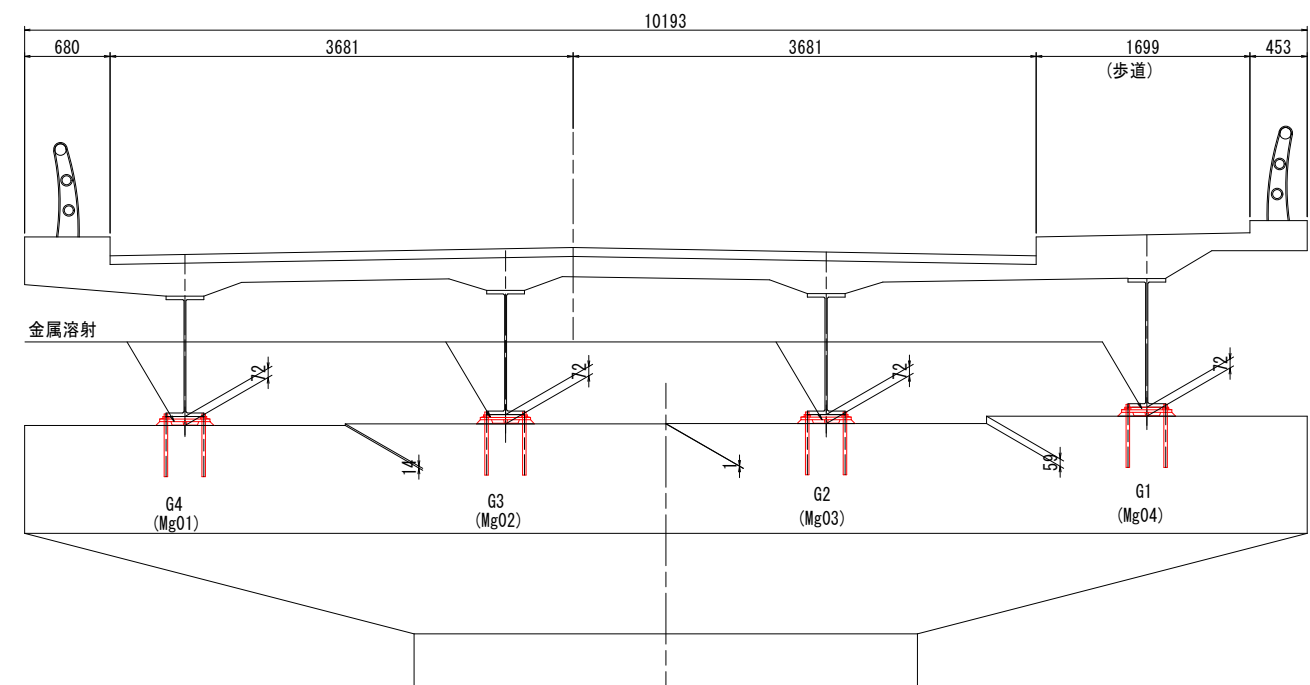
A1橋台 左岸側
A2橋台 右岸側

正面図

左岸側



右岸側



橋脚支承補修数量

工種	規格等	数量	備考
金属溶射	亜鉛+アルミ	8基	反力50t

注記)

1. 現地にて、寸法確認の上施工する事。
2. 支承部の防錆処理をプラストにより、確実に行う事。
3. プラスト処理後、直ちに金属溶射を行う事。
4. 橋座面の清掃を行い、作業空間を確保する事。


当初

令和8年度	図番	27葉14
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
支承補修図 (その2) [P1橋脚]		
図示	鶴岡市	

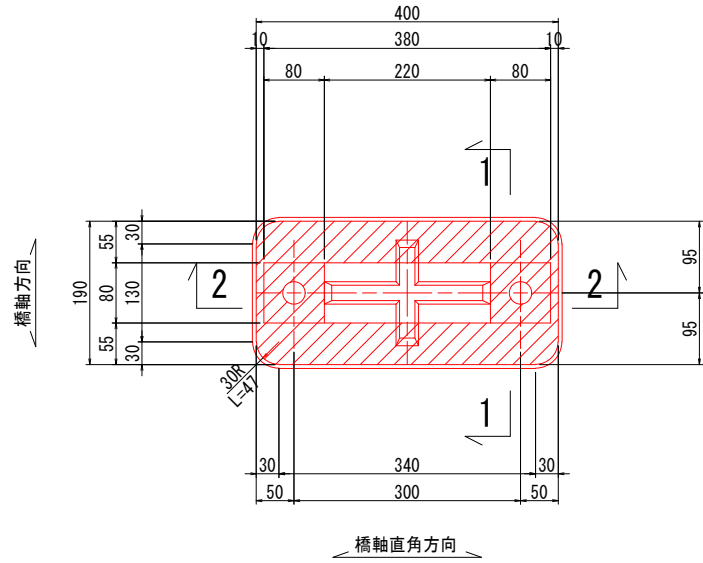
支承補修図 (その3) S=1:5

(A1、A2橋台 P1橋脚)

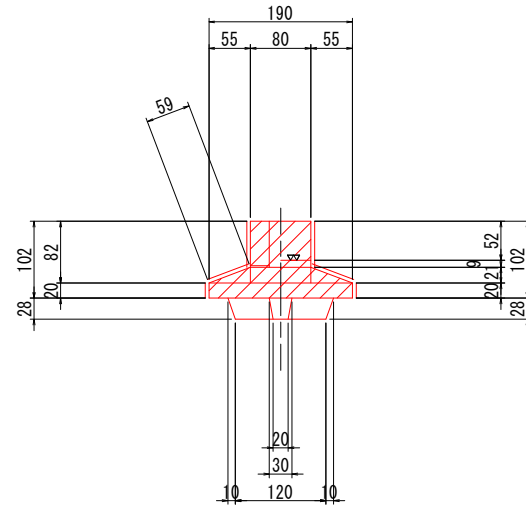
支承詳細図 (支承補修工 金属溶射)

 : 金属溶射

平面図

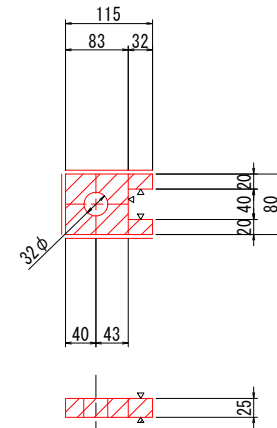
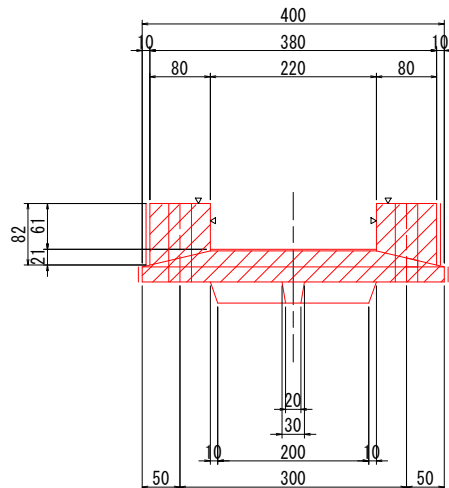


1 - 1

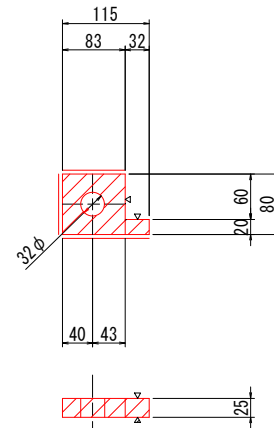


橋軸直角方向

2 - 2



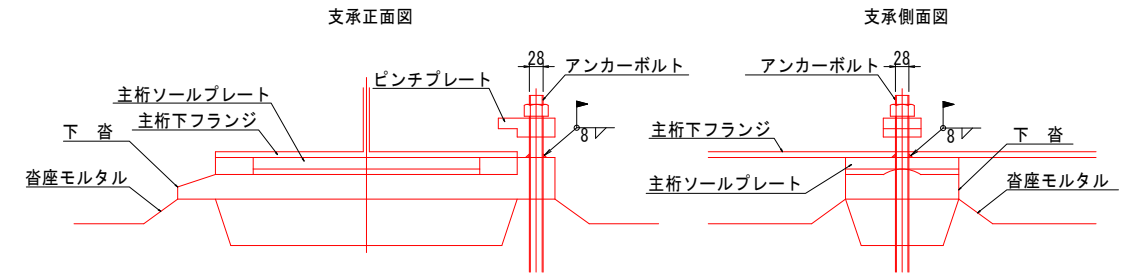
A1 n= 2個 (G1G4桁支承外側)
P1 n= 4個 (G1G4桁支承外側)
A2 n= 2個 (G1G4桁支承外側)
合計 n= 8 個



A1 n= 6個 (G1G4桁支承内側 G2G3桁支承両側)
P1 n= 12個 (G1G4桁支承内側 G2G3桁支承両側)
A2 n= 6個 (G1G4桁支承内側 G2G3桁支承両側)
合計 n= 24個

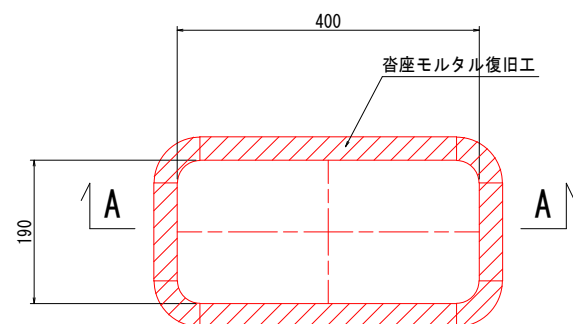
アンカーボルト突出部補修工

ピンチプレートと下沓の隙間が大きい場合
P1橋脚 A1側 G1桁、A2側 G1桁

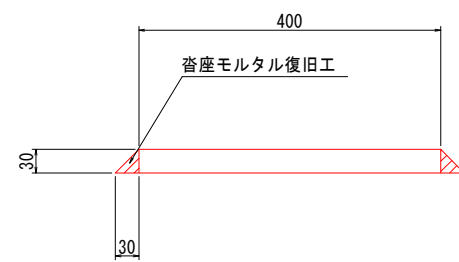


・アンカーボルトと下沓を全周溶接 (全周不可の場合は可能な限り)

沓座モルタル復旧



A - A



モルタル復旧工数量

工種	数量	備考
モルタル復旧工	16基	

注記)

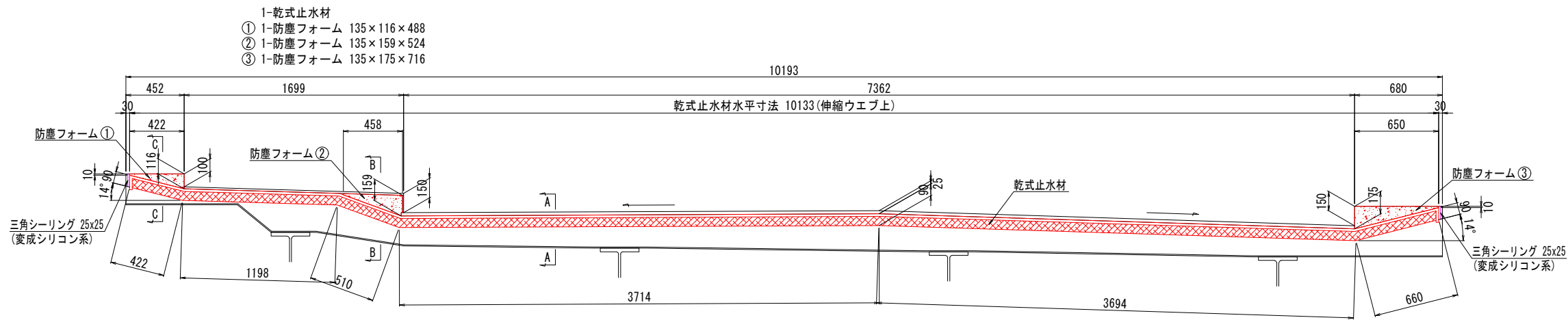
1. 現地にて、寸法確認の上施工する事。
2. 支承部の防錆処理をプラストにより、確実に行う事。
3. プラスト処理後、直ちに金属溶射を行う事。
4. P1橋脚上のアンカーボルト突出部は、引き抜け防止対策としてピンチプレート、アンカーボルト、下沓を溶接して固定する事。

当初

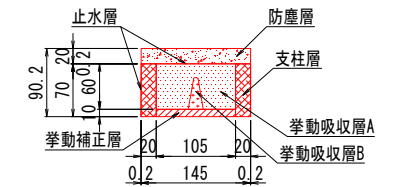
令和 8 年度	図番	27 葉 15
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
支承補修図 (その3)		
図示	鶴岡市	

伸縮装置止補修図(その1) (参考図) S=1:20

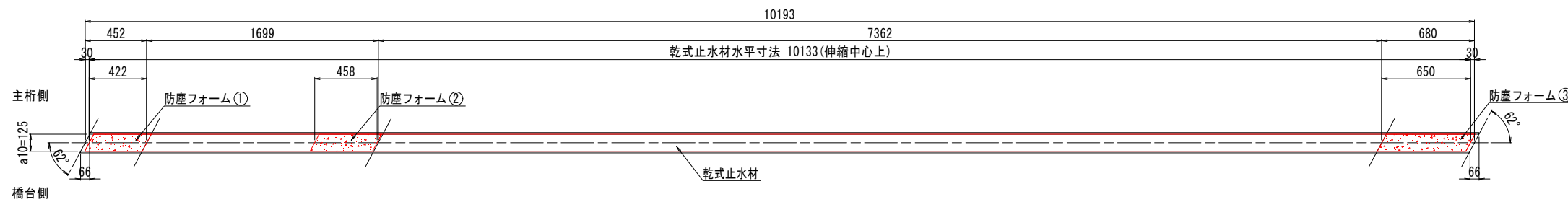
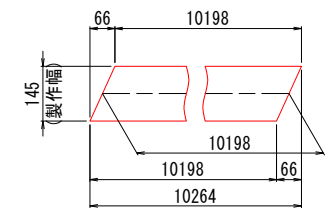
A1橋台



乾式止水材詳細図 S=1:5

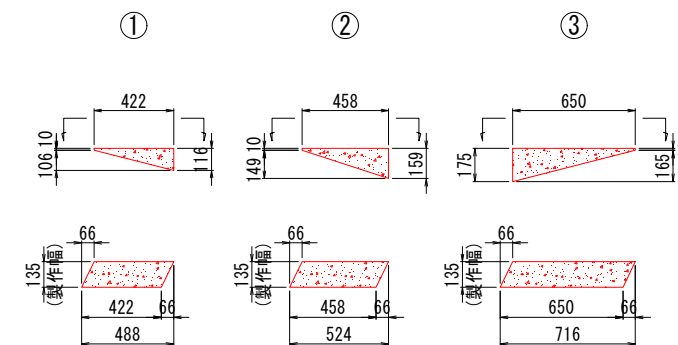


乾式止水材端部詳細図 S=1:10

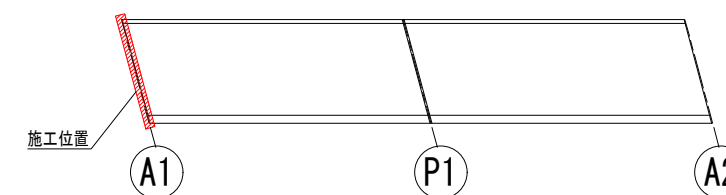


防塵フォーム詳細図

(ポリエチレンフォーム)
 [製作幅=最大遊間+10=135]

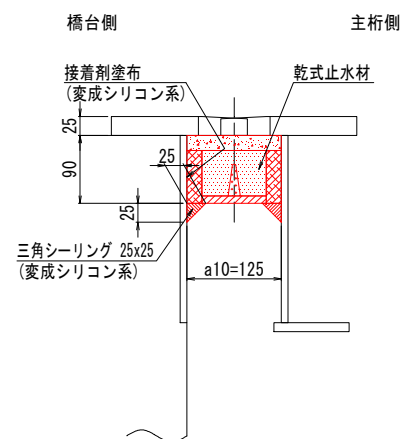


配置図

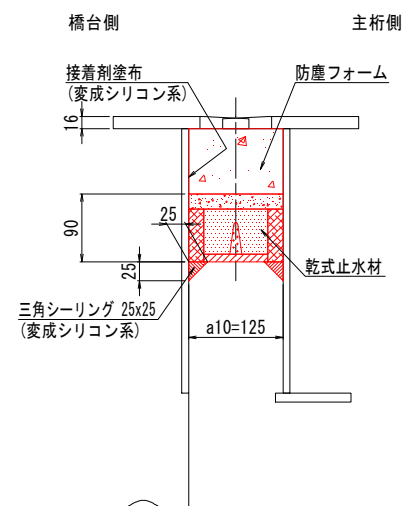


- 注記)
- 各種止水材を設置する際、伸縮装置本体の止水材接着面の下地処理を確実にすること。
 - 接着剤(t=3)に接する両部材面及び各種シーリングに接する部材面にはそれらの施工の前にプライマー(0.1kg/m²)を塗布すること。
 - 施工及び部材製作に際しては現地調査を行ない、本図面との照合を行なうこと。
 - 非排水化(二次止水)について協議すること。

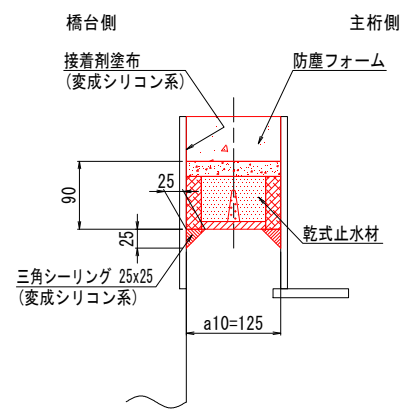
A-A S=1:5
 車道部



B-B S=1:5
 歩道部



C-C S=1:5
 地覆部

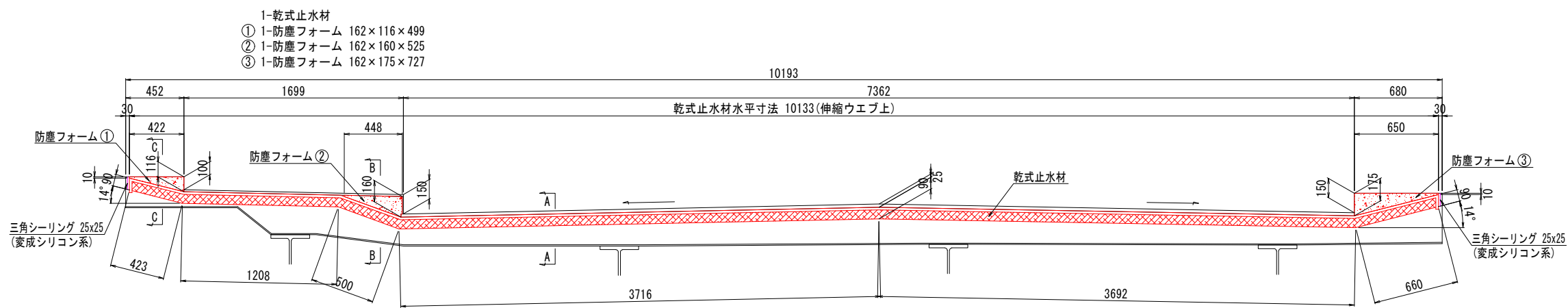


当初

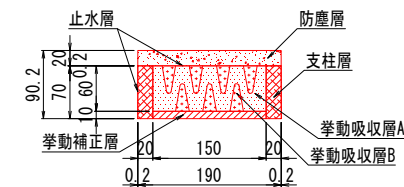
令和8年度	図番	27葉16
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
伸縮装置補修図(その1) (参考図)		
図示	鶴岡市	

伸縮装置止補修図(その2) (参考図) S = 1:20

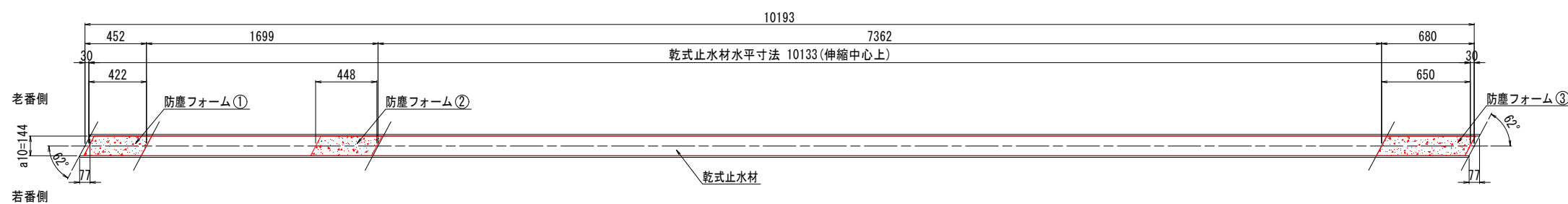
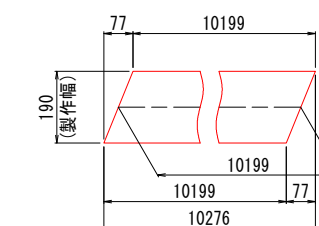
P1橋脚



乾式止水材詳細図 S=1:5

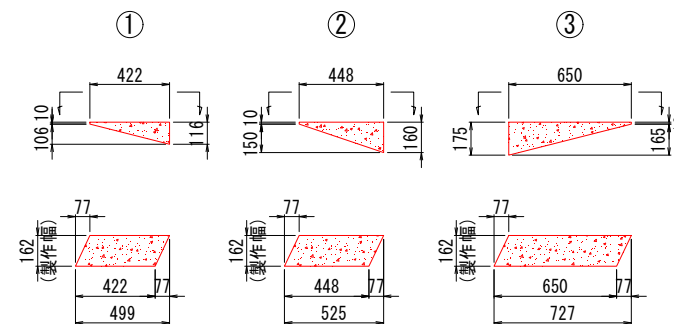


乾式止水材端部詳細図 S=1:10



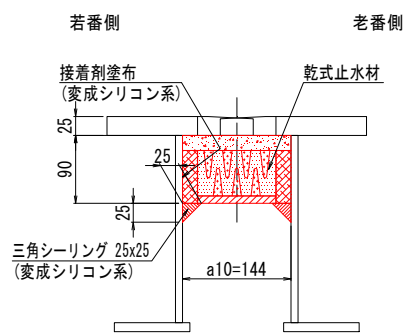
防塵フォーム詳細図

(ポリエチレンフォーム)
 [製作幅=最大遊間+10=162]

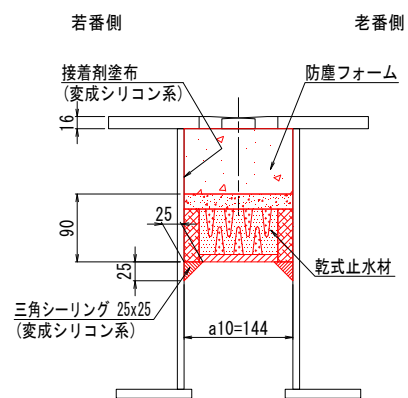


- 注記)
1. 各種止水材を設置する際、伸縮装置本体の止水材接着面の下地処理を確実にすること。
 2. 接着剤(t=3)に接する両部材面及び各種シーリングに接する部材面にはそれらの施工の前にプライマー(0.1kg/m²)を塗布すること。
 3. 施工及び部材製作に際しては現地調査を行ない、本図面との照合を行なうこと。
 4. 非排水化(二次止水)について協議すること。

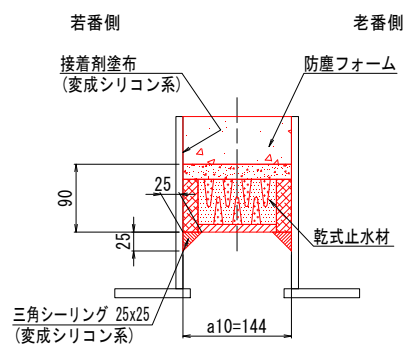
A-A S=1:5
 車道部



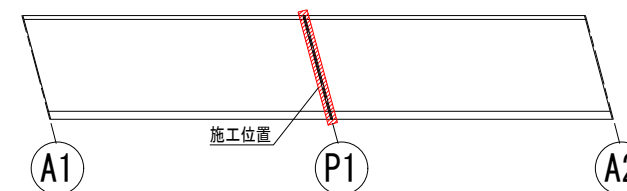
B-B S=1:5
 歩道部



C-C S=1:5
 地覆部



配置図

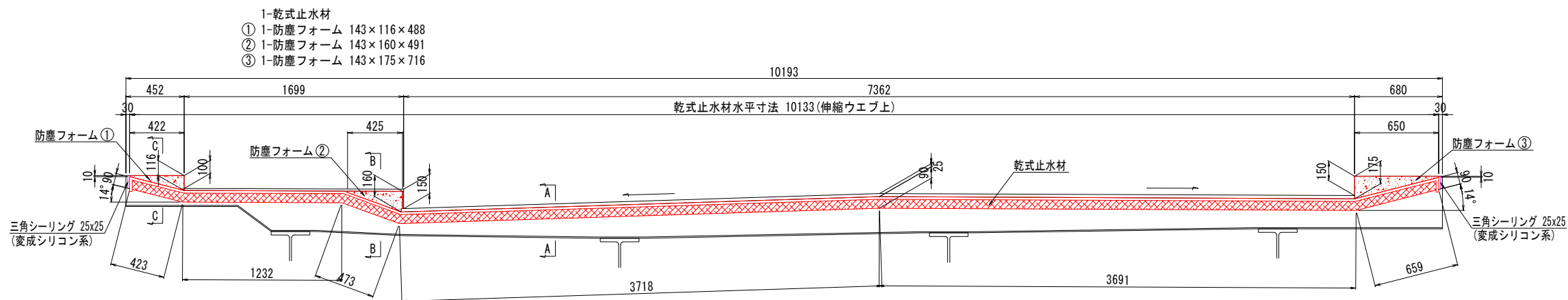


当初

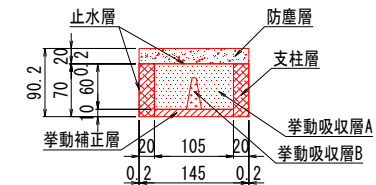
令和8年度	図番	27葉17
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
伸縮装置補修図(その2) (参考図)		
図示	鶴岡市	

伸縮装置止補修図(その3) (参考図) S = 1:20

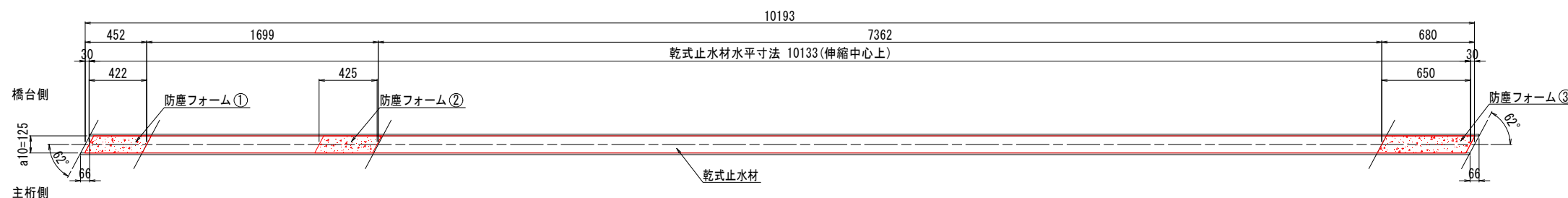
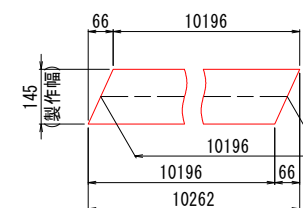
A2橋台



乾式止水材詳細図 S=1:5

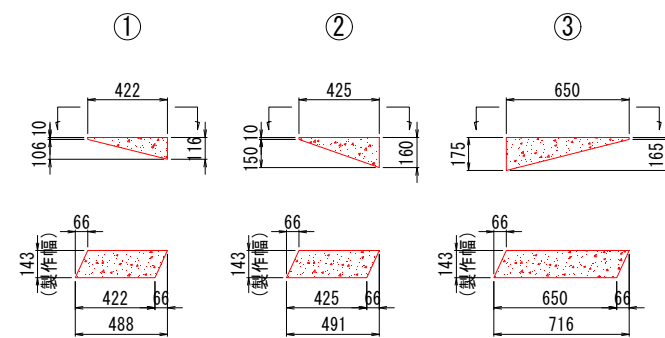


乾式止水材端部詳細図 S=1:10



防塵フォーム詳細図

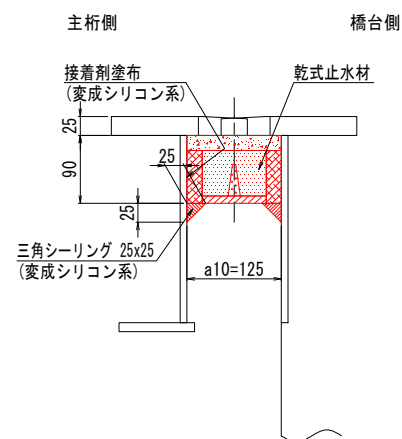
(ポリエチレンフォーム)
 [製作幅=最大遊間+10=143]



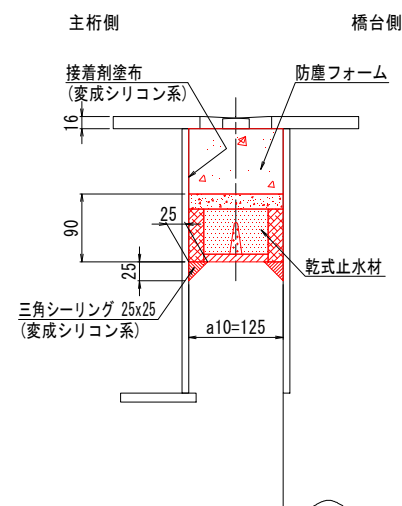
注記)

1. 各種止水材を設置する際、伸縮装置本体の止水材接着面の下地処理を確実にこなすこと。
2. 接着剤(t=3)に接する両部材面及び各種シーリングに接する部材面にはそれらの施工の前にプライマー(0.1kg/m²)を塗布すること。
3. 施工及び部材製作に際しては現地調査を行ない、本図面との照合を行なうこと。
4. 非排水化(二次止水)について協議すること。

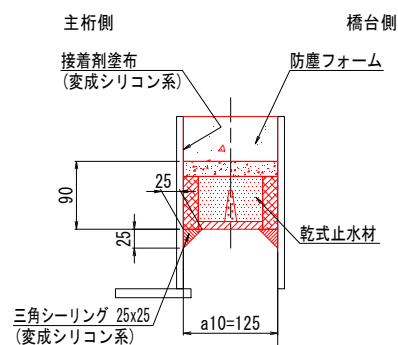
A-A S=1:5 車道部



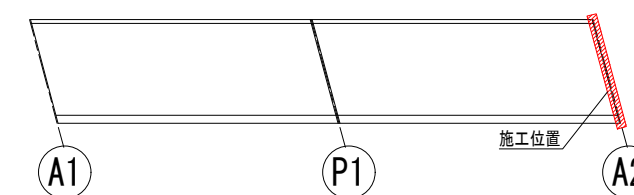
B-B S=1:5 歩道部



C-C S=1:5 地覆部



配置図

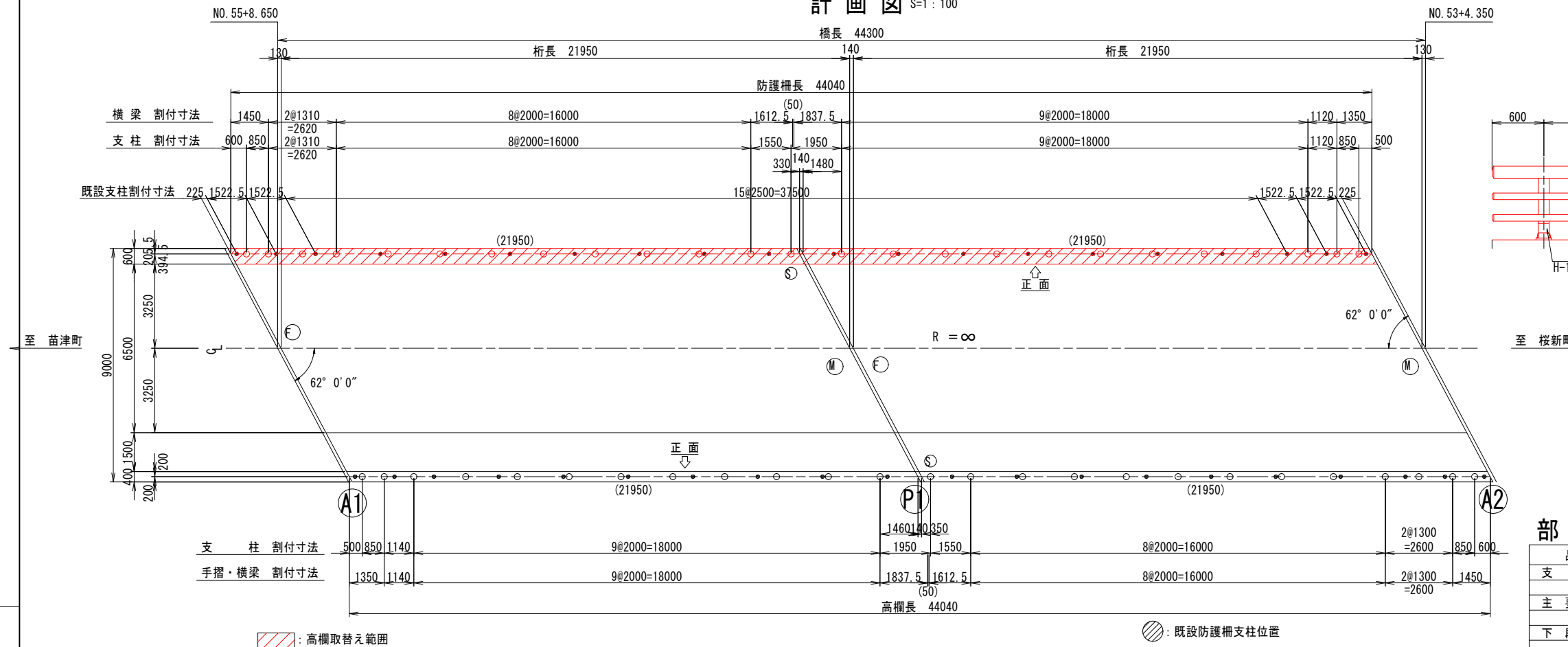


当初

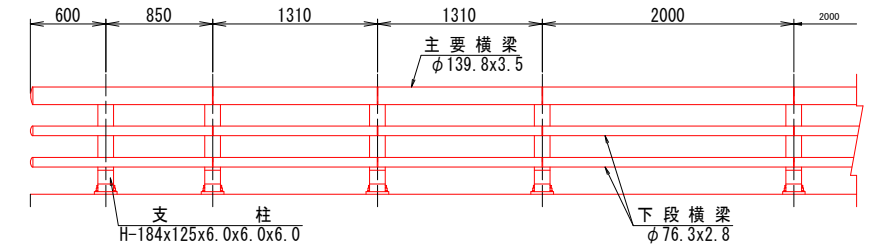
令和8年度	図番	27葉18
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
伸縮装置補修図(その3) (参考図)		
図示	鶴岡市	

高欄・防護柵取替え工図(車道側)

計画図 S=1:100



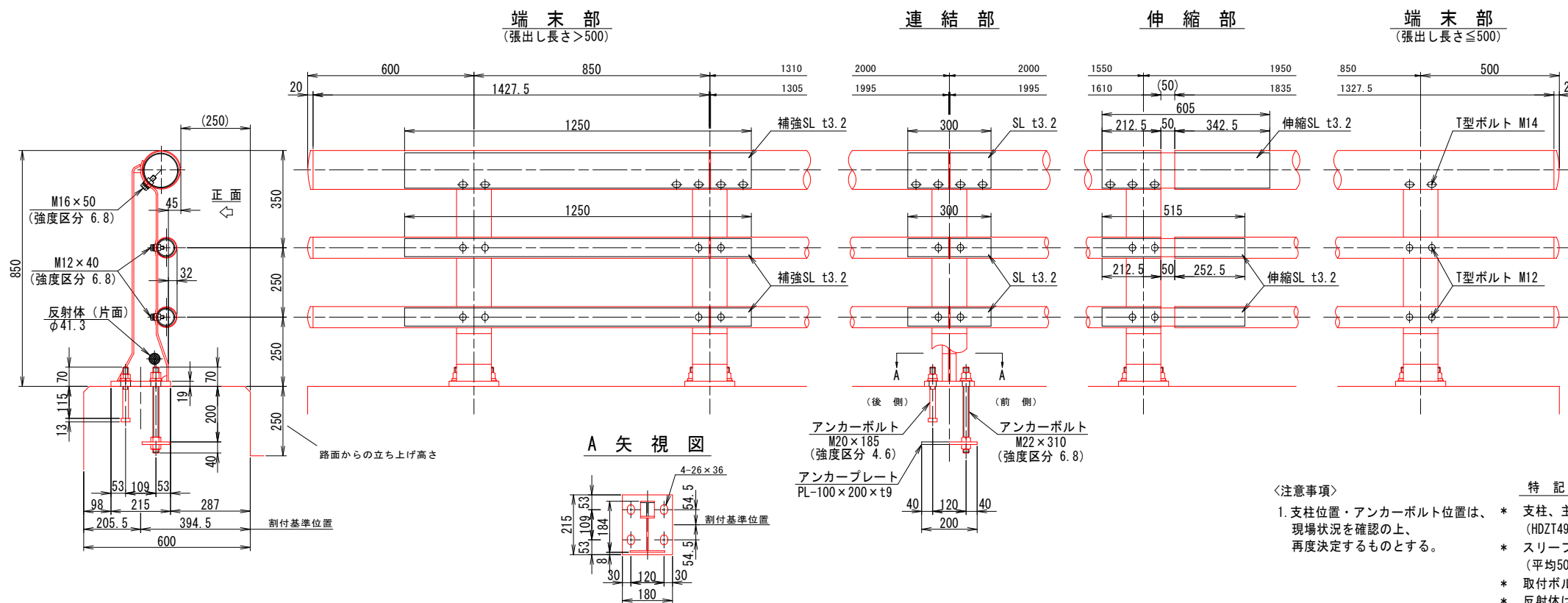
防護柵姿図 S=1:30



部材数量表

品名	寸法 (mm)	単位	数量	単位質量 (kg/単位)	質量 (kg)	材質
支柱	H-184x125x6.0x6.0x6.0	本	25	14.94	373.50	SS400
主要横梁	φ139.8x3.5	m	44.040	11.80	519.67	STK400
下段横梁	φ76.3x2.8	m	88.080	5.08	447.45	STK400
主要横梁 スリーブ	φ127.0x3.2x300	個	21	3.08	64.68	STK400
下段横梁 スリーブ	φ65.0x3.2x300	個	42	1.50	63.00	〃
主要横梁 伸縮スリーブ	φ127.0x3.2x605	個	1	6.02	6.02	〃
下段横梁 伸縮スリーブ	φ65.0x3.2x515	個	2	2.54	5.08	〃
主要横梁 補強スリーブ	φ127.0x3.2x1250	個	1	12.43	12.43	〃
下段横梁 補強スリーブ	φ65.0x3.2x1250	個	2	6.16	12.32	〃
取付ボルト	M16x50	セット	93	0.12	11.16	強度区分 6.8
〃	M12x40	〃	96	0.06	5.76	〃
T型ボルト	M14	〃	2	0.09	0.18	強度区分 4.6
〃	M12	〃	4	0.07	0.28	〃
アンカーボルト	M22x310	セット	50	1.22	61.00	強度区分 6.8
〃	M20x185	〃	50	0.61	30.50	強度区分 4.6
アンカープレート	PL-100x200xt9	枚	25	1.41	35.25	SS400
(44.040 m当り)				合計質量	1648.28 kg	

防護柵詳細図 S=1:10



既設防護柵撤去数量

既設防護柵撤去延長	L= 44.04 m
既設防護柵撤去質量	W= 44.04 x 40Kg/m = 1761 Kg (既設防護柵の単位質量はW=40Kg/mを想定) 既設防護柵は4.0m程度に切断 (n=11箇所)

エキストラ加工数量

均配加工 (i ≥ 3%)	
R曲げ加工	R ≤ 10m
	R > 10m
突き合わせ溶接加工	
端末補強スリーブ	1ヶ所
橋面板取付用金具	

【注意事項】

1. 支柱位置・アンカーボルト位置は、現場状況を確認の上、再度決定するものとする。

特記仕様

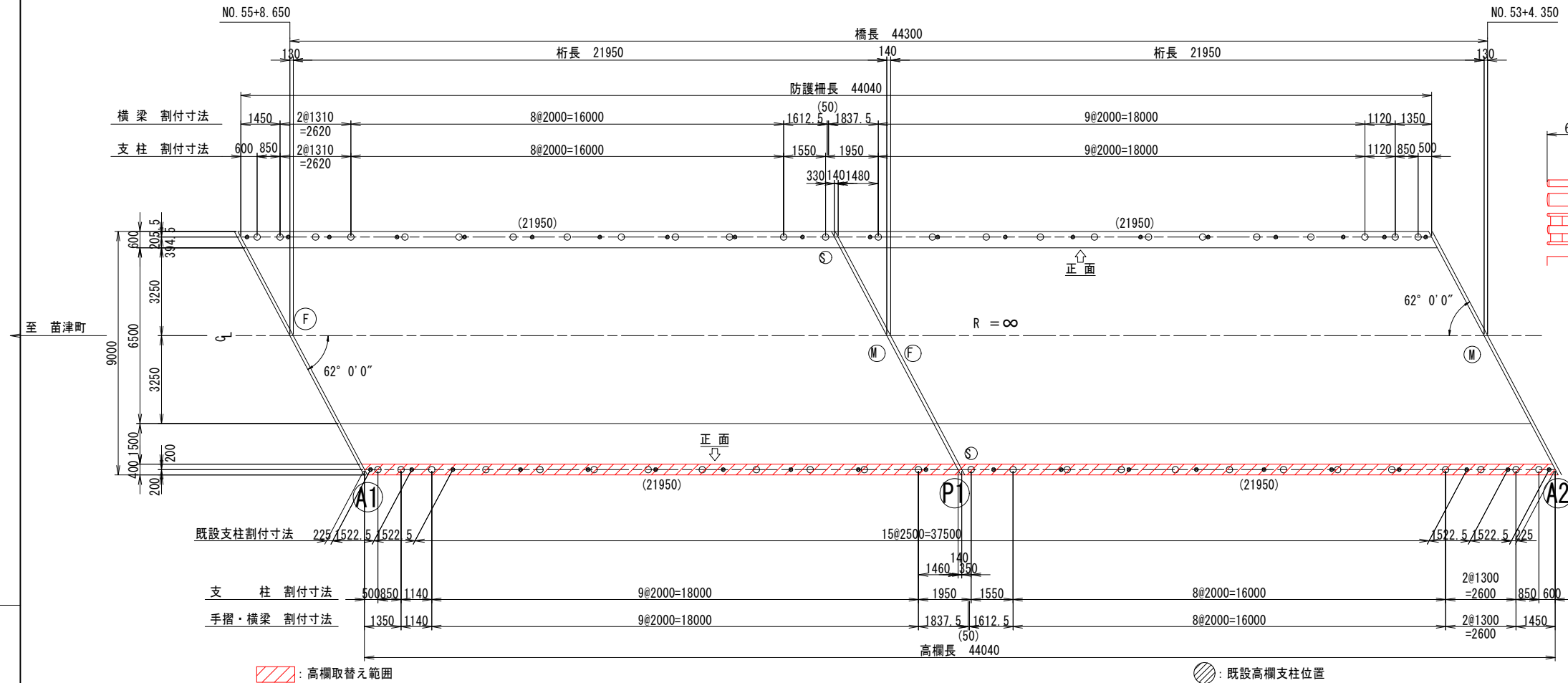
- * 支柱、主要横梁、下段横梁は、溶融亜鉛めっき (HDZT49) + 静電粉体塗装 (平均50μm以上) とする。
- * スリーブは、亜鉛めっき + 静電粉体塗装 (平均50μm以上) とする。
- * 取付ボルト類は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。
- * 反射体はスワレフレックス (ベース:黒、反射体:白) とする。

当初

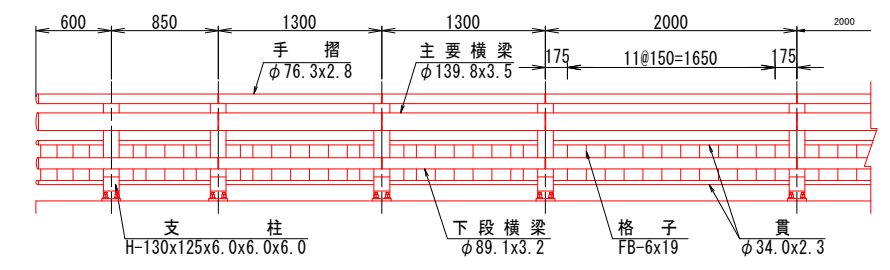
令和8年度	図番	27 葉 19
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線橋脚橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
高欄・防護柵取替え工図 (車道側)		
図示	鶴岡市	

高欄・防護柵取替え工図(歩道側)

計画図 S=1:100



高欄姿図 S=1:30



部材数量表

品名	寸法 (mm)	単位	数量	単位質量 (kg/単位)	質量 (kg)	材質
支柱	H-130x125x6.0x6.0x6.0	本	25	14.20	355.00	SS400
主要横梁	φ139.8x3.5	m	44.040	11.80	519.67	STK400
下段横梁	φ89.1x3.2	m	44.040	6.78	298.59	STK400
手摺	φ76.3x2.8	m	44.040	5.08	223.72	STK400
パネル貫	φ34.0x2.3	m	88.080	1.80	158.54	STK400
格子	FB-6x19	m	44.040	1.51	66.50	SS400
主要横梁スリーブ	φ127.0x3.2x300	個	21	3.08	64.68	STK400
下段横梁スリーブ	φ76.3x3.5x300	個	21	1.95	40.95	SGH400
手摺スリーブ	φ67.0x3.2x125	個	22	0.63	13.86	SGH400
主要横梁伸縮スリーブ	φ127.0x3.2x605	個	1	6.02	6.02	STK400
下段横梁伸縮スリーブ	φ76.3x3.5x515	個	1	3.27	3.27	SGH400
手摺伸縮スリーブ	φ65.0x3.2x400	個	1	1.98	1.98	SGH400
パネル貫伸縮スリーブ	φ25.4x2.3x300	個	2	0.39	0.78	STKM-13A
主要横梁補強スリーブ	φ127.0x3.2x1250	個	1	12.43	12.43	STK400
下段横梁補強スリーブ	φ76.3x3.5x1250	個	1	7.92	7.92	SGH400
取付ボルト	M16x50	セット	93	0.12	11.16	強度区分 6.8
取付ボルト	M12x40	個	94	0.06	5.64	強度区分 4.6
取付ボルト	M10x60	個	98	0.07	6.86	強度区分 4.6
取付ボルト	M14	個	2	0.09	0.18	強度区分 6.8
取付ボルト	M12	個	6	0.07	0.42	強度区分 4.6
端パネル金具	M10x30, PL-t3.2	セット	2	0.37	0.74	強度区分 4.8他
アンカーボルト	M22x310	セット	50	1.22	61.00	強度区分 6.8
アンカーボルト	M20x240	セット	50	0.71	35.50	強度区分 4.6
アンカープレート	PL-100x200x9 (44.040 m当り)	枚	25	1.41	35.25	SS400
			合計質量		1930.66 kg	

既設高欄撤去数量

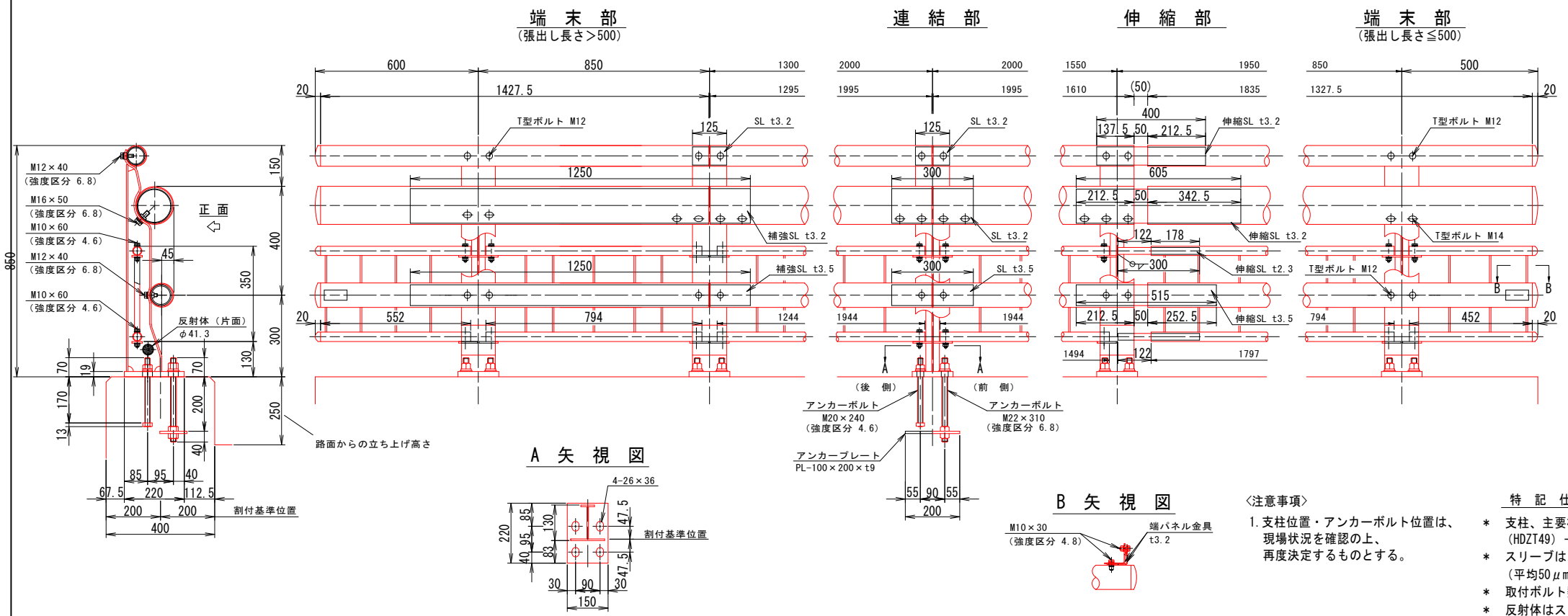
既設高欄撤去延長	L=44.04 m
既設高欄撤去質量	W=44.04 x 40Kg/m = 1761 Kg (既設高欄の単位質量はW=40Kg/mを想定)
	既設高欄は4.0m程度に切断 (n=11箇所) W=160 Kg/箇所

エキストラ加工数量

勾配加工 (i≧3%)	
R曲げ加工 (R≦10m)	
R曲げ加工 (R>10m)	
突き合わせ溶接加工	
端部補強スリーブ	1ヶ所
橋名板取付用具	

令	年度	図番	27 葉 20
路線名	市道一日市町天神町苗津線		
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋梁補修工事		
位置	鶴岡市苗津町地内		
高欄・防護柵取替え工図(歩道側)			
図示	鶴岡市		

高欄詳細図 S=1:10



- 【注意事項】
- 支柱位置・アンカーボルト位置は、現場状況を確認の上、再度決定するものとする。

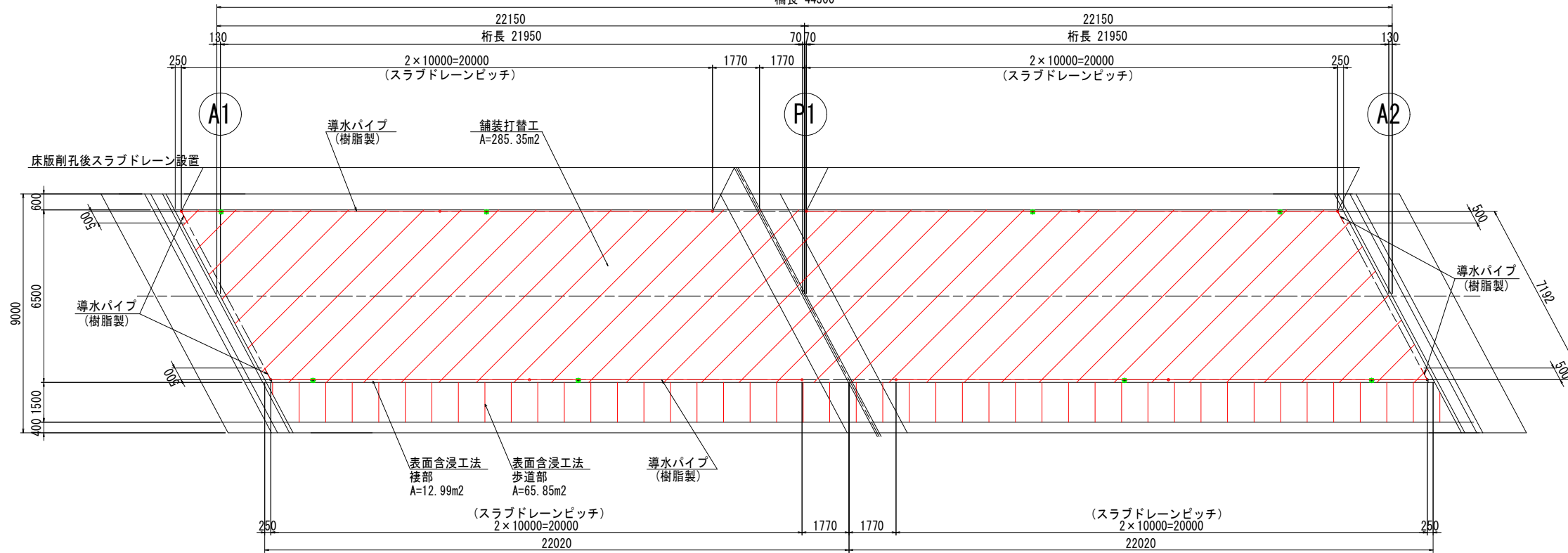
特記仕様

- * 支柱、主要横梁、下段横梁、手摺、貫、格子は、溶融亜鉛めっき (HDZ149) + 静電粉体塗装 (平均50μm以上) とする。
- * スリーブは、亜鉛めっき + 静電粉体塗装 (平均50μm以上) とする。
- * 取付ボルト類は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。
- * 反射体はスワレフレックス (ベース:黒、反射体:白) とする。

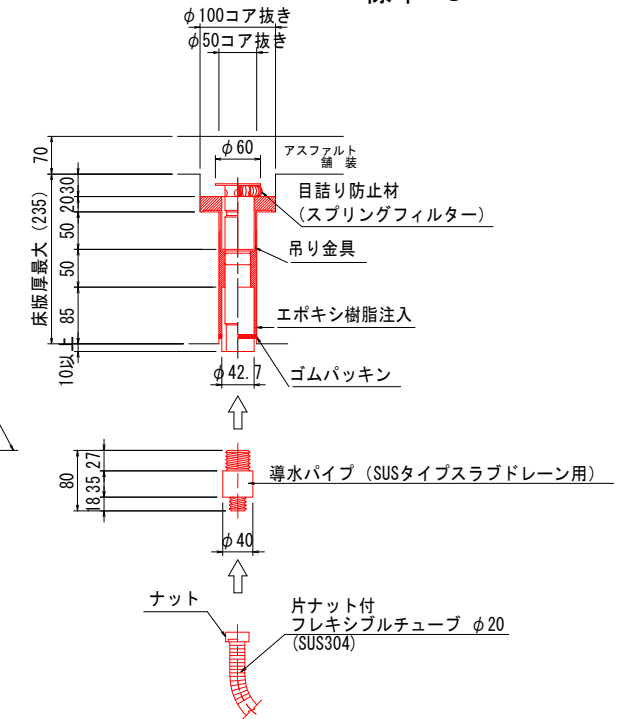
橋面防水工・舗装打替え工図 S=1:100

平面図

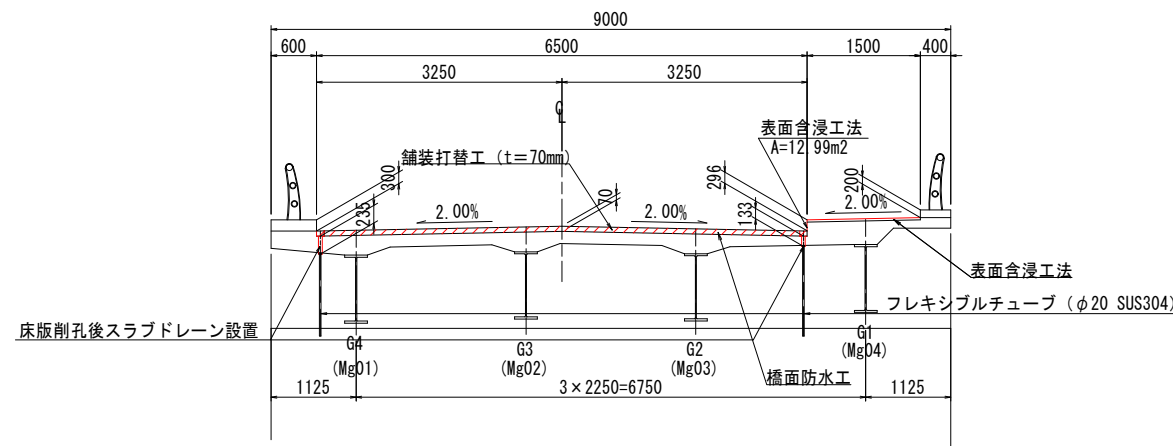
橋長 44300



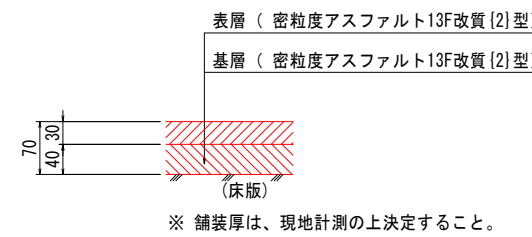
スラブドレン詳細図 S=1:5 標準-3



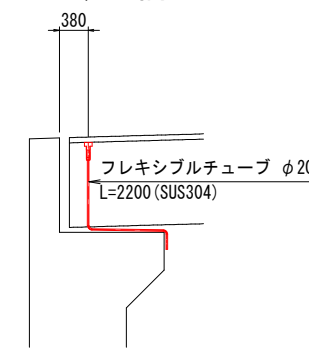
断面図



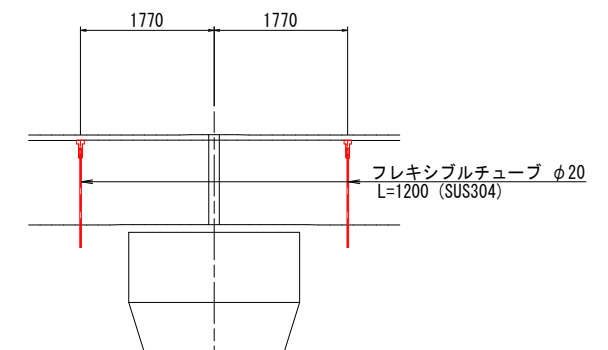
舗装構成図 S=1:5



A1, A2橋台

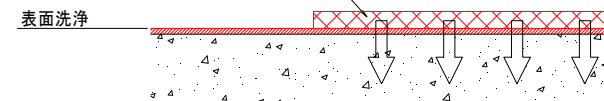


P1橋脚



コンクリート表面保護工 (表面含浸工)

含浸材塗布
ケイ酸塩系表面含浸材塗布
(標準塗布量 0.22kg/m² (1回塗り))



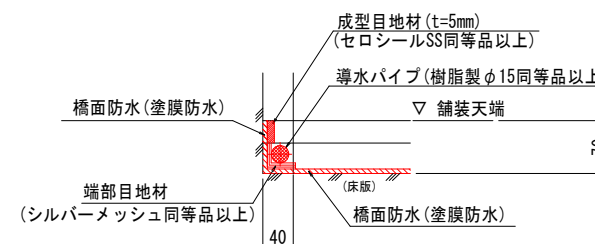
表面保護工 (表面含浸工) 数量表

名称	規格	面積 (m ²)
表面含浸材	けい酸塩系	78.84

注記

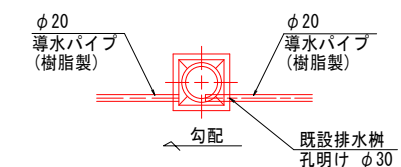
- 表面含浸材はけい酸塩系表面含浸材 (主成分がけい酸ナトリウムまたはけい酸カリウム) とする。
- 適用材料は、「コンクリートライブラリー137号 けい酸塩系表面含浸工法の設計施工指針 (案)」による性能評価確認済みのものを適用すること。
- コンクリート表面の洗浄、素地調整は十分に行うこと。
- 気温5℃以下では施工しないこと。
- 施工面の乾燥状態を確認のうえ、適用製品の施工条件を遵守すること。

端部処理構造図 S=1:5



※ 成型目地材は、路側のみ設置とする。(橋軸直角方向は不要)

既設樹との取合い S=1:10



注記

- 施工に当たっては、現地調査を行い再確認した上で、各補修工事に反映のこと。
- 床版を削孔する際は、事前に鉄筋探査を行い鉄筋を傷つけないように注意すること。
- 導水パイプは、既設排水樹に接続すること。
- 現況舗装撤去時には、その他の床版上面状況も確認し、損傷の有無を確認した上、舗装工事を行う必要がある。なお、損傷が確認された場合は、監督員と協議のうえ、断面修復を行う等、適時追加する必要がある。

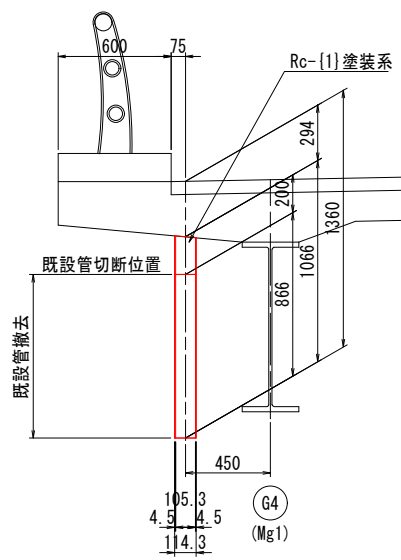
当初

令和8年度	図番	27 葉 21
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
橋面防水工・舗装打替え工図		
図示	鶴岡市	

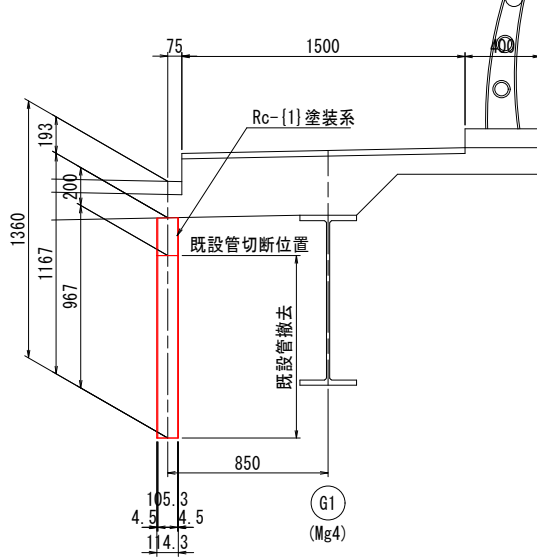
排水管補修図(その1) S=1:20

既設排水管撤去

車道側 (4箇所)

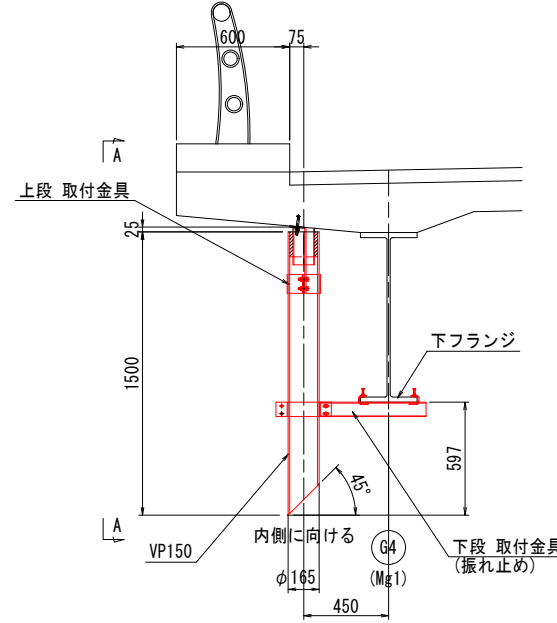


歩道側 (4箇所)

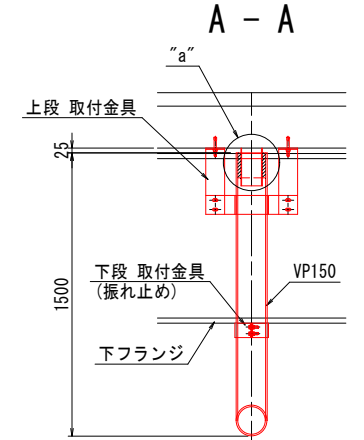
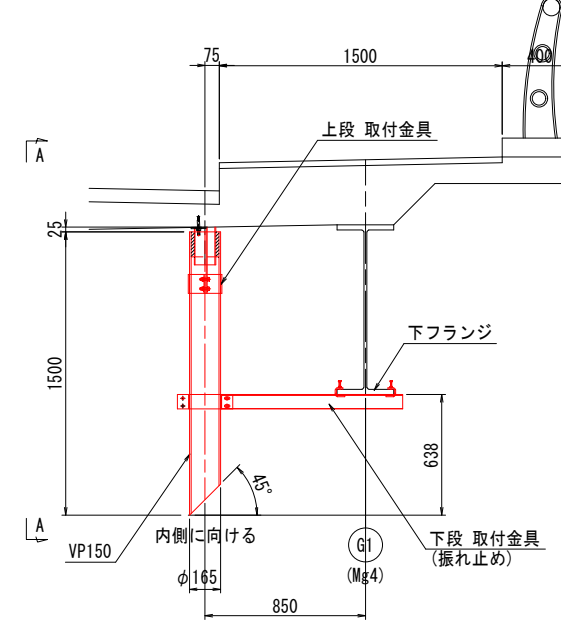


新設排水管設置

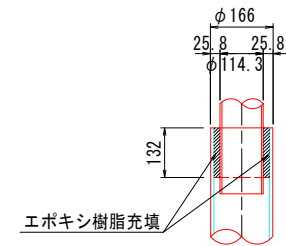
車道側 (4箇所)



歩道側 (4箇所)



"a"部詳細 S = 1 : 10



施工要領

- 施工前調査
- ↓
- 施工範囲の確認
- ↓
- 前処理 ・ 大きな汚れや錆を落とし清掃する。
- ↓
- 素地調整 ・ 循環式プラスト工法により素地調整を行い、素地を確認後4時間以内に下塗りを行う。
- ↓
- 下塗り・中塗り・上塗り ・ 中塗り、上塗りは前工程の塗膜が十分乾燥してから行う。

塗装仕様 (Rc-1) (スプレー^{*)})

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
素地調整	1種 ^{*)}		4時間以内
防食下地	有機ジンクリッチペイント	600	1日~10日 ^{*)}
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
中塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料中塗り	170	1日~10日
上塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料上塗り	140	1日~10日

*1: 原則はスプレー塗装とするが、発注者との協議の上で、はけ、ローラーに変更もできる。
 *2: 現場の施工条件に応じて塗装間隔を別途取り決める場合もある。
 *3: プラスト処理による除錆度はISO Sa 2 1/2 とする。

スクラップ

材料名	寸法	単位	数量	1ヶ当り	質量	摘要
既設排水管撤去	SGP φ114.3×4.5×866	個	4	10.57	42.3	(12.2kg/m)
	SGP φ114.3×4.5×967	個	4	11.8	47.2	(12.2kg/m)
				L=7.332m	合計	89.5 kg

材料表

材料名	寸法	単位	数量	1ヶ当り	質量	摘要
排水管	VP150 L=1500	本	8		8	
	VP150 L=12.0m			合計	8 本	
エポキシ樹脂充填材		l	8	1.5	12	

材料表 (上段取付金具) 8組

材料名	寸法	単位	数量	1ヶ当り	質量	摘要
取付部材	SUS PL-6×100×90	枚	16	0.43	6.9	SUS304 (47.6kg/m ²)
	SUS PL-6×100×350	枚	16	1.67	26.7	SUS304 (47.6kg/m ²)
	SUS PL-6×100×590	枚	16	2.81	45.0	SUS304 (47.6kg/m ²)
				合計	78.6 kg	

ボルト・ナット	SUS M12×40	組	32	0.072	2.3	SUS304
ワッシャー						
あと施工アンカー (心棒打込み式)	SUS C12-120(M12)	個	16	0.117	1.9	SUS304

材料表 (下段取付金具) 8組

取付部材	寸法	単位	数量	1ヶ当り	質量	摘要
溶融亜鉛メッキ	PL 75×371×6.0	枚	16	1.31	21.0	SS400 (3.53kg/m ²)
	HDZT77			合計	21.0 kg	
ボルト・ナット	M12×40	組	16	0.067	1.1	SS400
ワッシャー	M12×70	組	16	0.094	1.5	SS400
ボルト・ナット	M10×40	組	16	0.005	0.1	SS400
ワッシャー	(ゆるみ止め)					
吊り金具	H形鋼フランジ幅(100~400)	個	16			
チャンネル	定尺 L=2.50m	本	3			(L(561×961))-H75-W40

注記

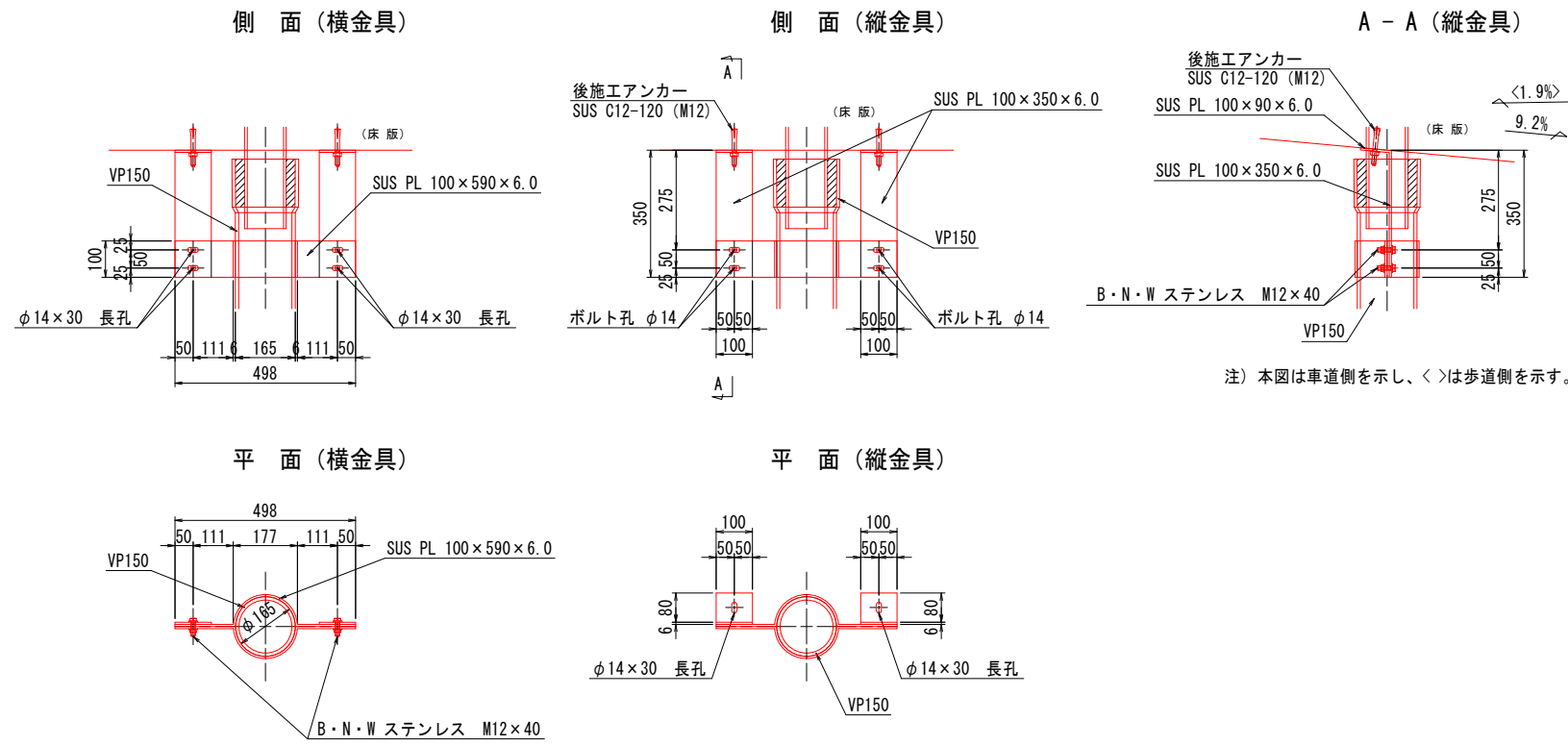
- 排水管の寸法は、既存の図面 (腰前橋排水装置図) により作成した。
- 補修工事にあたり、寸法等は再度現地検測を行って確認する事。
- 上段取付金具各部材及びボルト・ナット・ワッシャーアンカーについてはステンレスとする。
- 下段取付金具各部材及びボルト・ナット・ワッシャーについては溶融亜鉛メッキ処理とする。
ボルト・ナット・ワッシャー: JIS H 8641 HDZT49
- 上段取付金具と塩ビ管の間に隙間が出来る場合は、板ゴム等のパッキンにより密着性を図ること。

当初

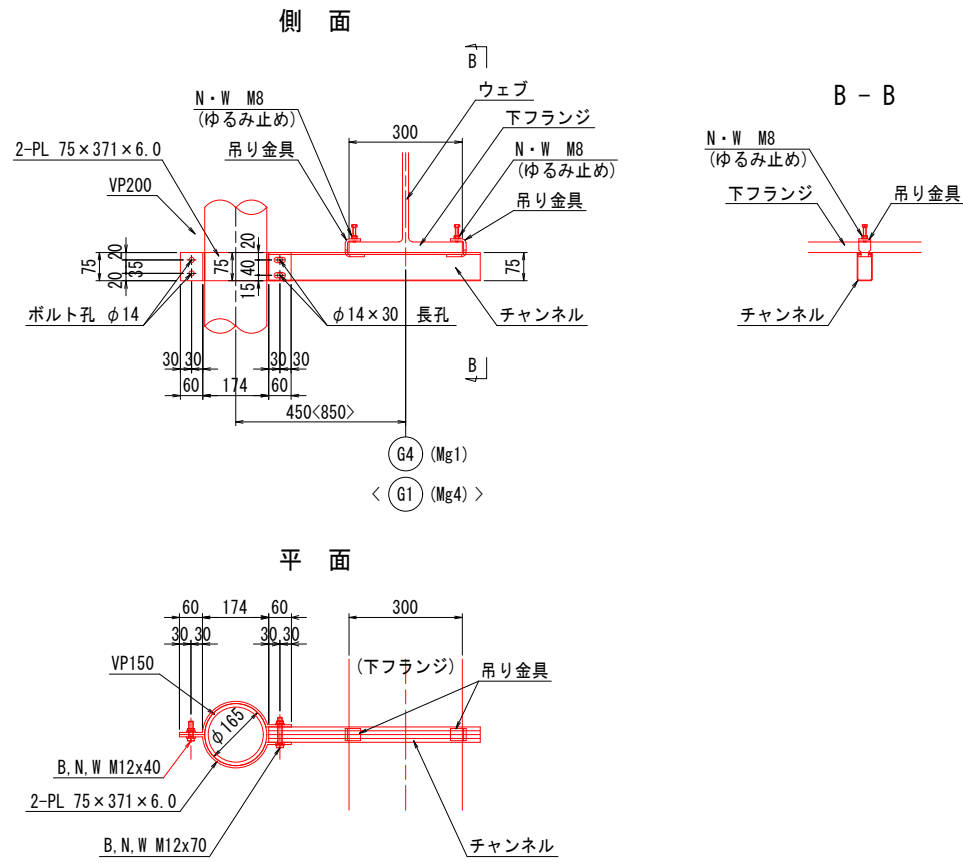
令和8年度	図番	27 葉 22
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
排水管補修図(その1)		
縮尺	図示	鶴岡市

排水管補修図(その2) S=1:10

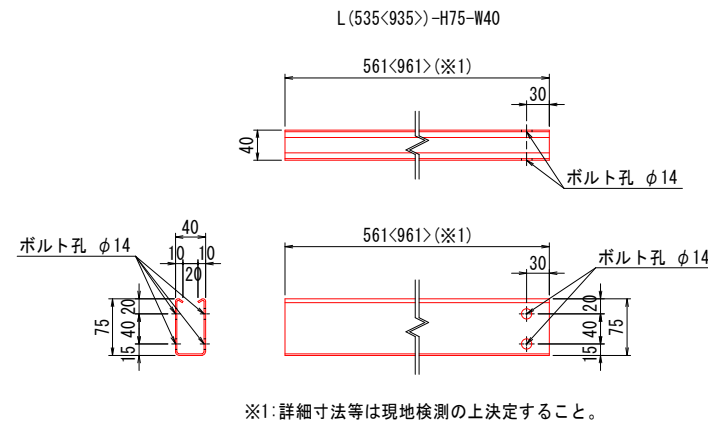
上段 取付部材詳細図 (SUS304)



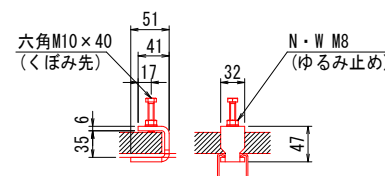
下段 取付部材詳細図 (振れ止め)(SS400)



チャンネル詳細 S = 1 : 5



吊り金具詳細 S = 1 : 5



- 注記
1. 排水管の寸法は、既存の図面(腰前橋排水装置図)により作成した。
 2. 補修工事にあたり、寸法等は再度現地検測を行って確認する事。
 3. 上段取付金具各部材及びボルト・ナット・ワッシャーアンカーについてはステンレスとする。
 4. 下段取付金具各部材及びボルト・ナット・ワッシャーについては溶融亜鉛メッキ処理とする。
ボルト・ナット・ワッシャー: JIS H 8641 HDZT49
 5. 上段取付金具と塩ビ管の間に隙間が出来る場合は、板ゴム等のパッキンにより密着性を図ること。

当初

令和8年度	図番	27葉 23
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
排水管補修図(その2)		
図示	鶴岡市	

補修橋歴板仕様 (参考図) S=1:2

400 × 300 × 3

工事名: 市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事		
令和〇〇年〇〇月 完成		
上・下部工補修工	ひびわれ注入工 (有機系材料)	L= 33.8m
	ひびわれ注入工 (亜硝酸リチウム)	L= 55.4m
	断面修復工 (左官工法)	V= 0.09m ³
	断面修復工 (モルタル注入工法)	V= 0.01m ³
地覆改築工	地覆撤去・新設 (車道側・歩道側)	V= 11.0m ³
塗装塗替工	鋼部材塗装塗替工 (RC-[1])	A= 581.7m ²
高欄・防護柵取替工	鋼製高欄	L= 44.04m
	鋼製防護柵	L= 44.04m
支承補修工	アンカーボルト突出部補修	N= 2箇所
	金属溶射	N= 16基
	沓座モルタル復旧	V= 0.008m ³
伸縮装置補修工	乾式止水材	L= 30.8m
舗装打替工	アスファルト舗装 (舗装2層t=7cm)	A= 570.8m ²
橋面防水工	塗膜系防水層 (車道部)	A= 285.4m ²
	表面含浸工法 (橋面歩道部)	A= 78.8m ²
排水管補修工	排水管取替え (VP管)	N= 8個
設計	株式会社エイト日本技術開発	
施工	〇〇〇	

300

400

塗装記録表 (参考図) S=1:2

370 × 270

塗 装 記 録 表		
塗 装 年 月		
塗 装 会 社		
塗 装 材 料	下 塗	〇 〇 〇 塗 料
	下 塗	
	中 塗	
	上 塗	
塗 装 製 造 会 社	下 塗	〇 〇 〇 (株)
	下 塗	
	中 塗	
	上 塗	
上 塗 色 (番号)	〇 〇 〇 色 (* * * - * * *)	

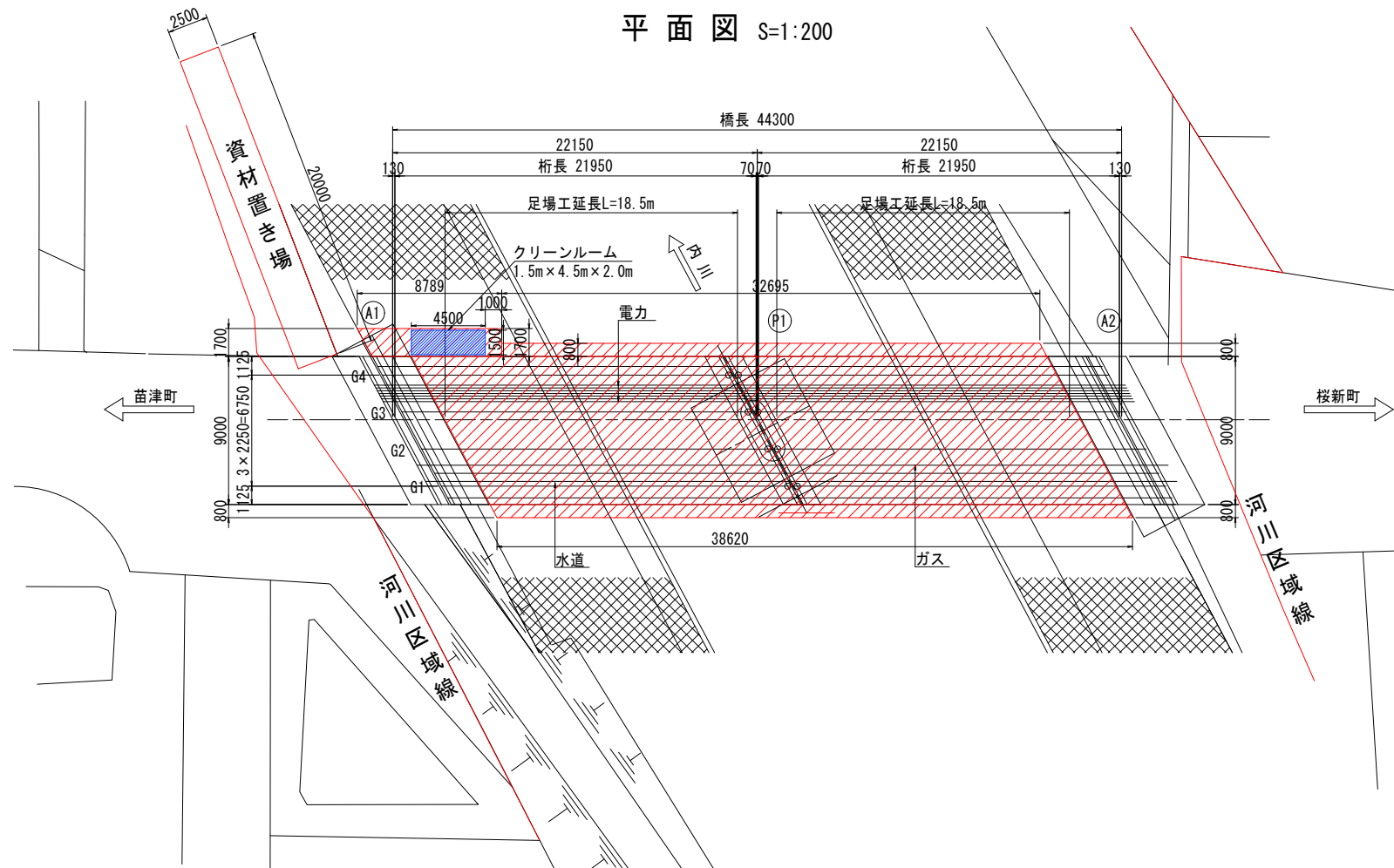
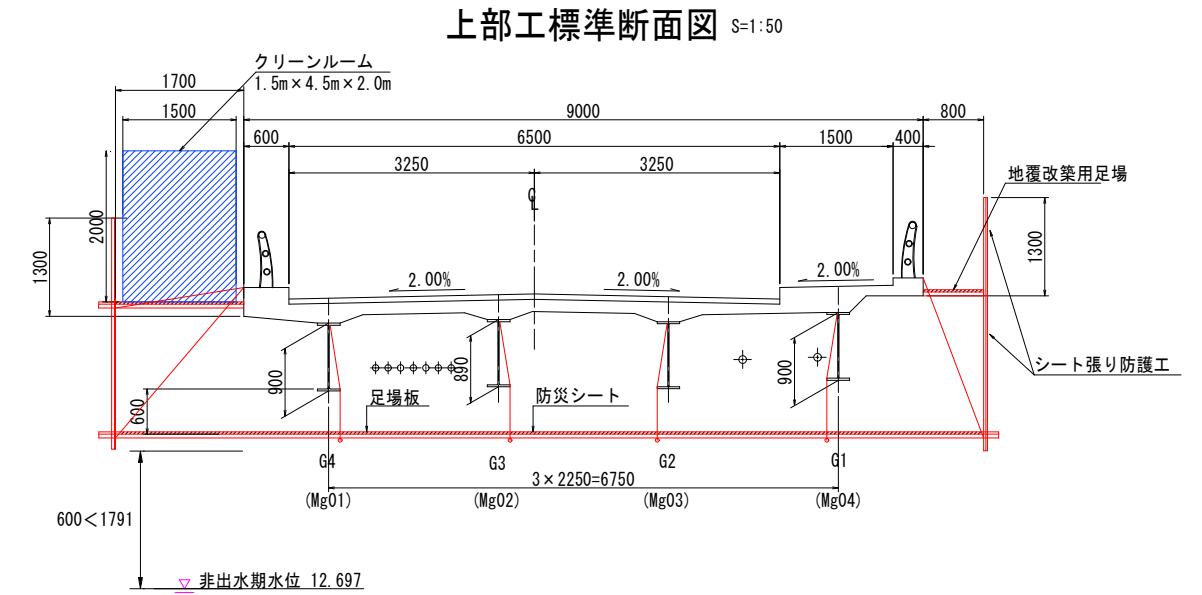
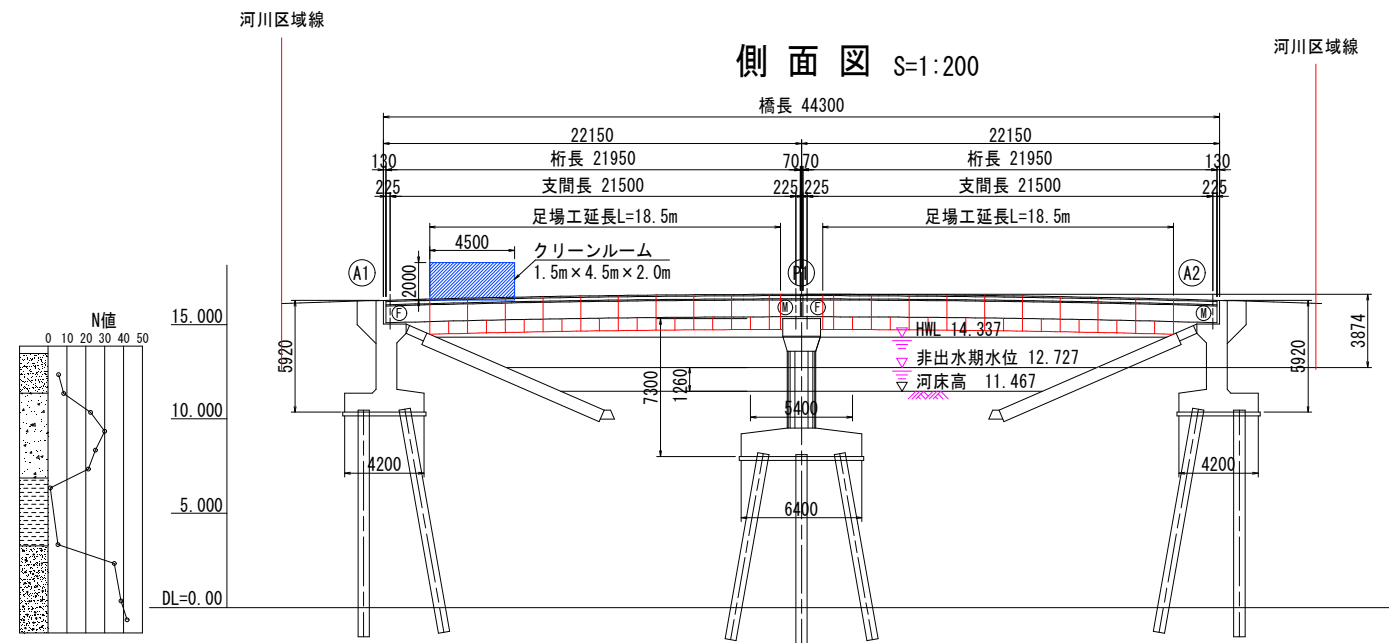
270

370

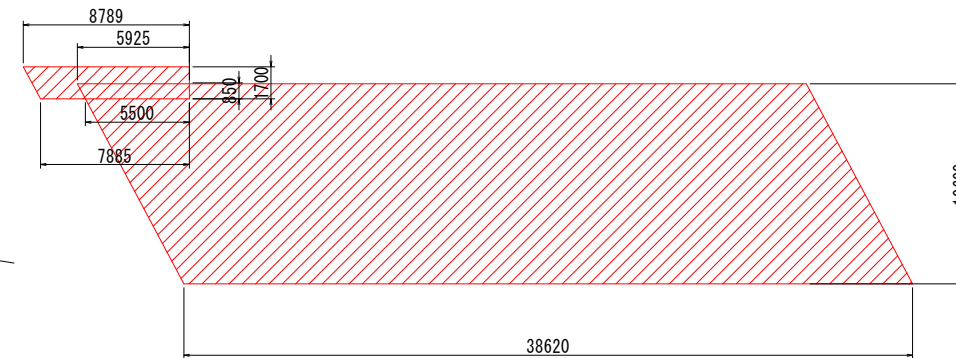
当初

令和8年度	図番	27葉24
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
補修橋歴板仕様 (参考図) 塗装記録表 (参考図)		
図示	鶴 岡 市	

腰前橋上部工補修用足場図 (参考図)



足場面積 : $(38.62m \times 10.60m) + ((8.79m + 7.88m) \times 1.70m \times 0.5) - ((5.93m \times 5.50m) \times 0.85m \times 0.5) = 418.68m^2$



注記)

1. 上部工補修工事用の吊り足場非出水期の施工とする。
2. 現地確認のうえ、効率的かつ安全に対象工種の工事ができるように時期や範囲も考慮した仮設足場工の計画を行い実施すること。
3. 塗装塗替え時の吊り足場は、剥離塗膜および有害物質の飛散、拡散防止を目的とした塗膜除去用養生設備、粉塵飛散防止を目的としたプラスト用養生設備を考慮すること。
4. 橋脚まわりの吊り足場は、梁より上部の補修用とし、柱部は水位が低い時期に河川内に人が立ち入って補修作業を行う。
5. クリーンルームは隣接する用地との関係から、下流左岸側に配置しているが、位置を変更する場合には足場形状も見直すこと。

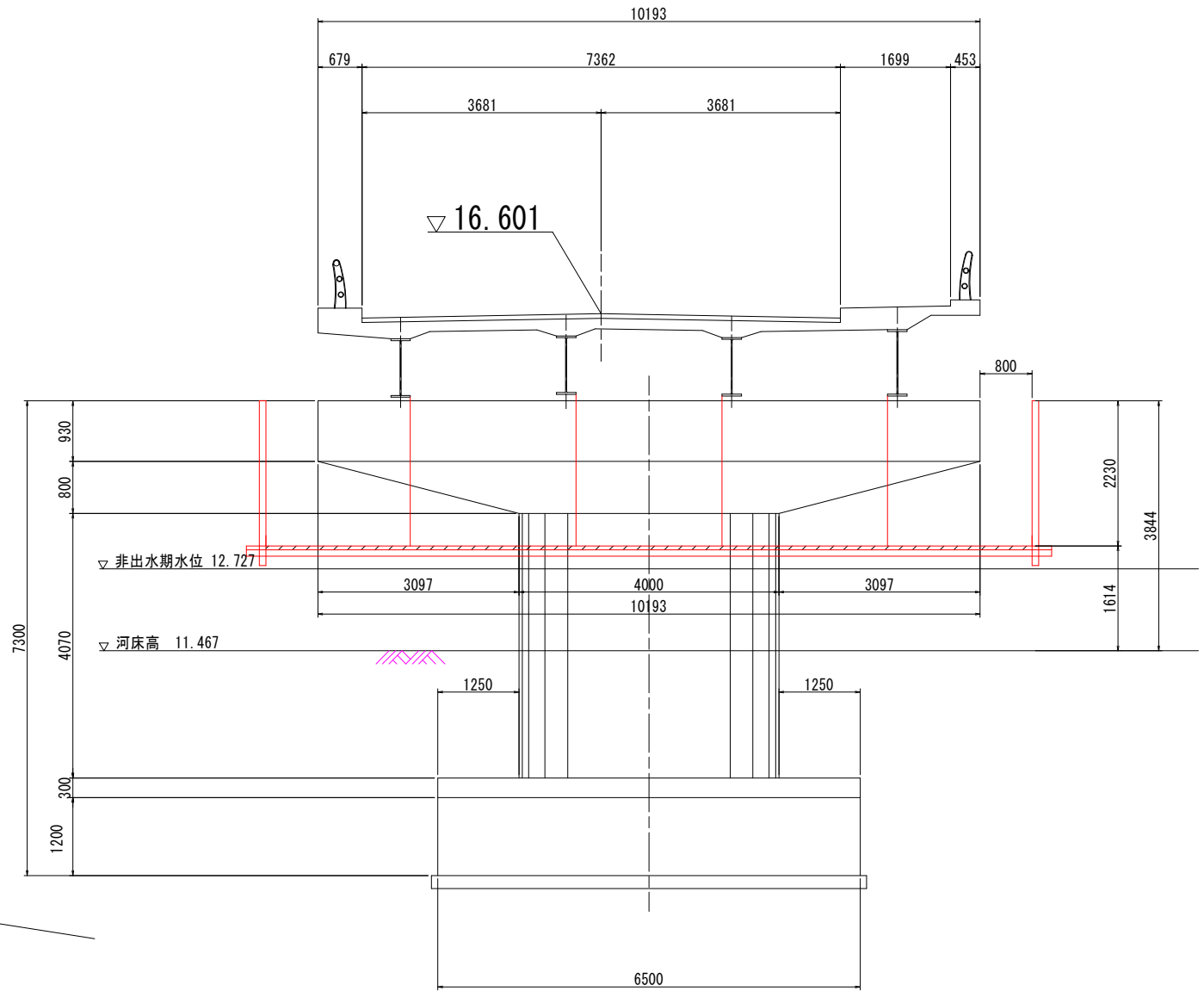
当初

令和 8 年度	図 番	27 葉 25
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
腰前橋上部工補修用足場図 (参考図)		
図 示	鶴 岡 市	

腰前橋下部工補修用足場図 (参考図)

横断図 S=1:50

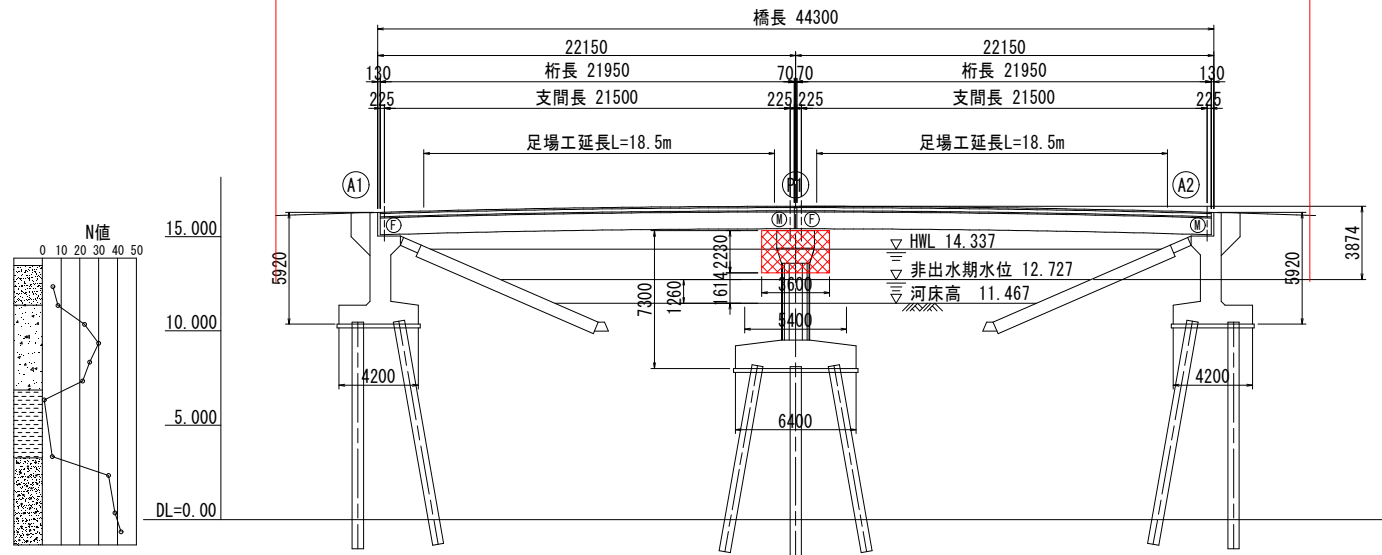
①橋脚



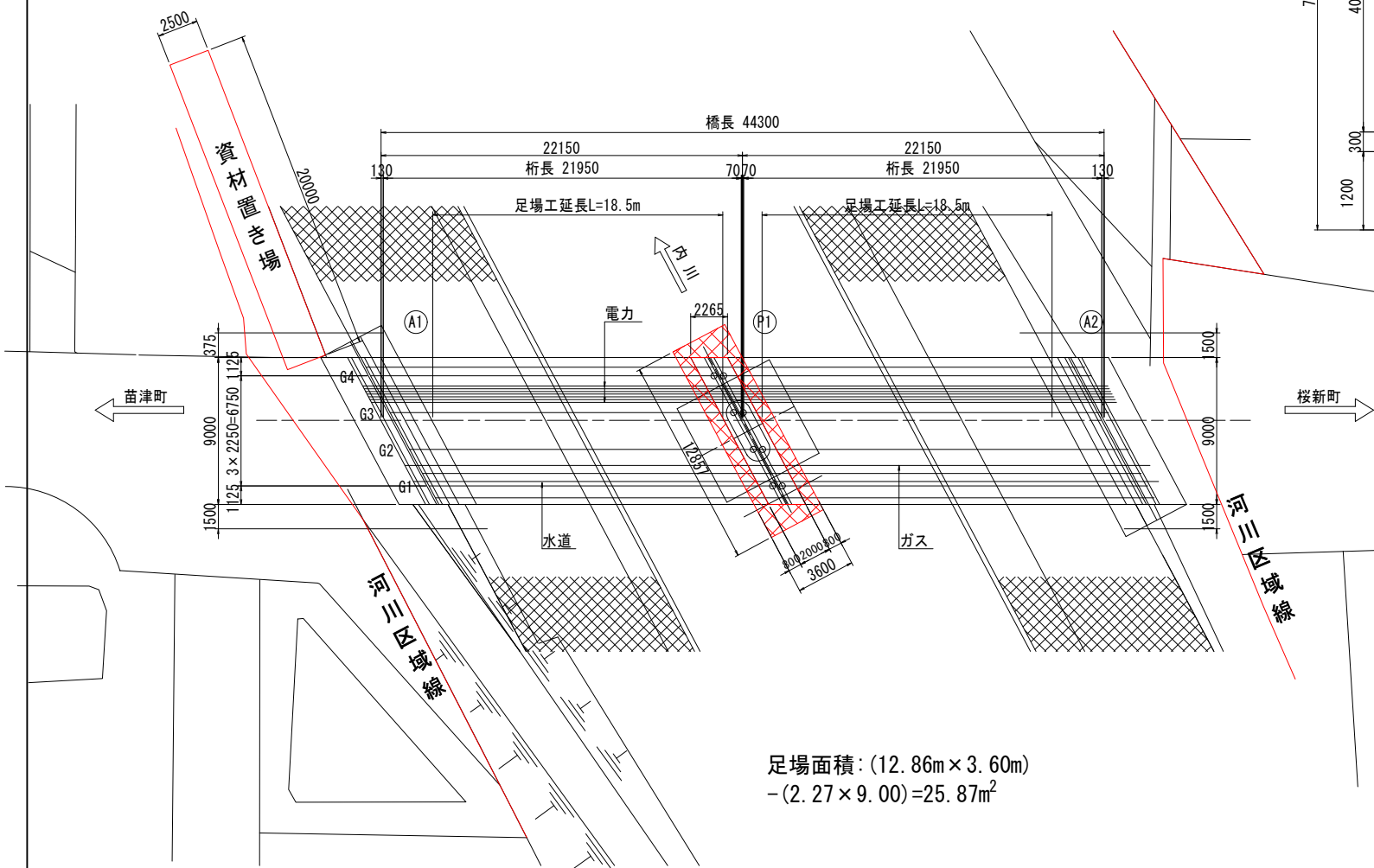
河川区域線

側面図 S=1:200

河川区域線



平面図 S=1:200

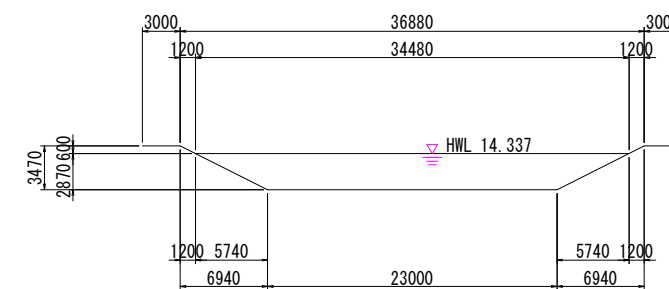


足場面積: (12.86m × 3.60m)
- (2.27 × 9.00) = 25.87m²

注記)

1. 下部工補修工用の吊り足場は非出水期の施工とする。
2. 現地確認のうえ、効率的かつ安全に対象工種の工事ができるように時期や範囲も考慮した仮設足場工の計画を行い実施すること。
3. 橋脚まわりの吊足場は、梁より上部の補修用とし、柱部は水位が低い時期に河川内にて人が立ち入って補修作業を行う。

内川河川断面図 S=1:300

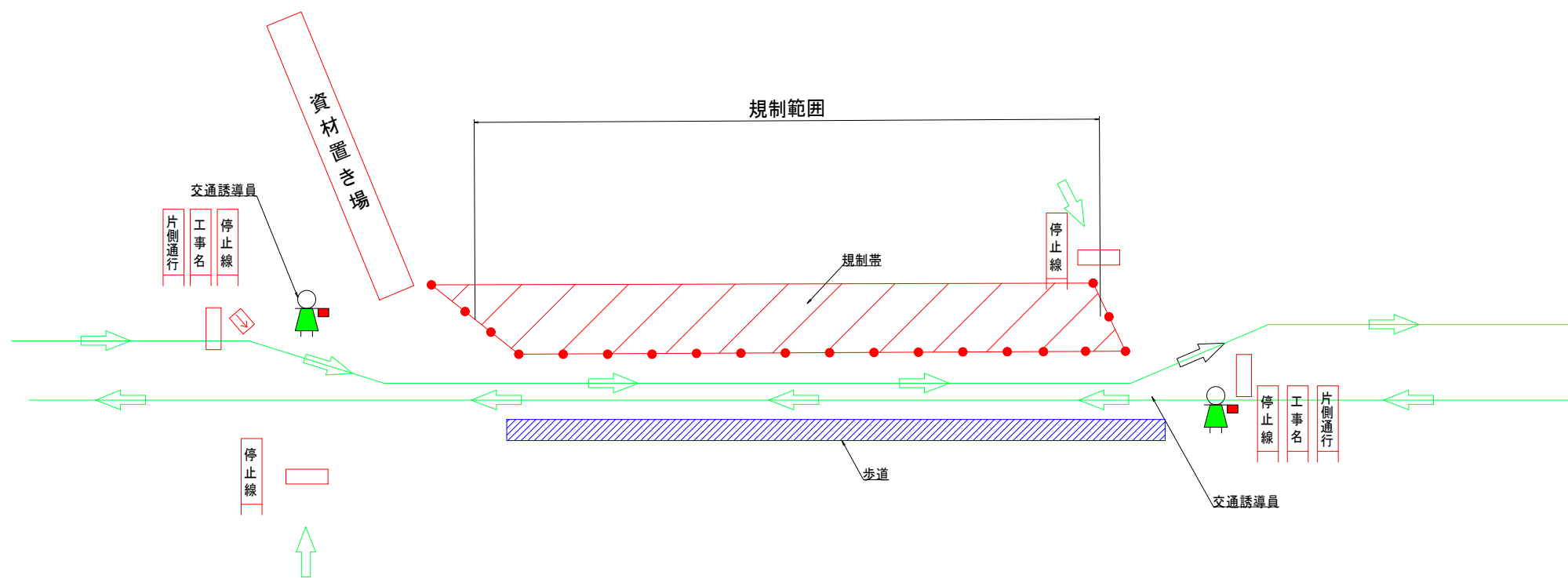


当初

令和8年度	図番	27 葉 26
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
腰前橋下部工補修用足場図 (参考図)		
図示	鶴岡市	

腰前橋 規制図 (参考図)

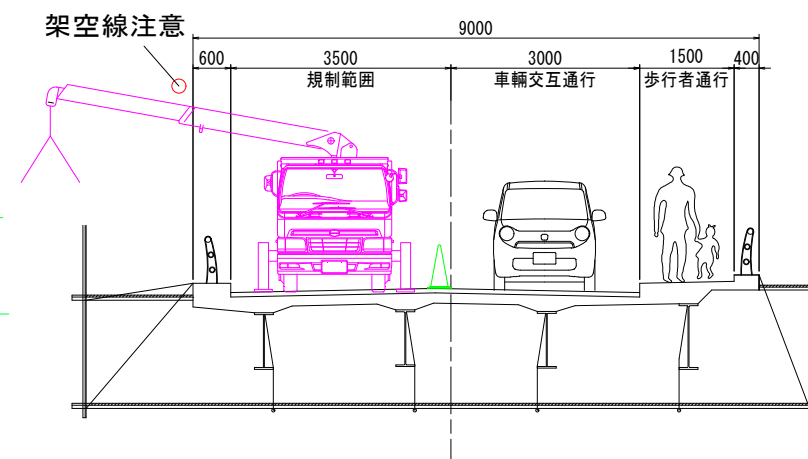
規制図 (パターン①) S=1:200



断面図 S=1:60

パターン①

防護柵取替工 地覆補修工
舗装打替工 橋面防水工



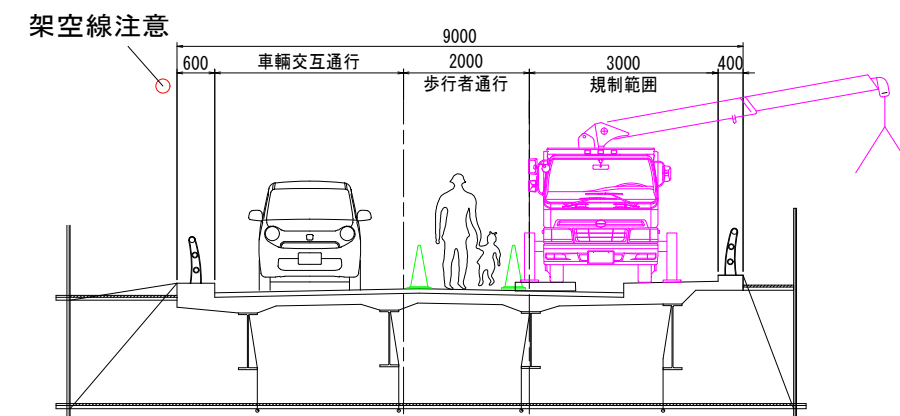
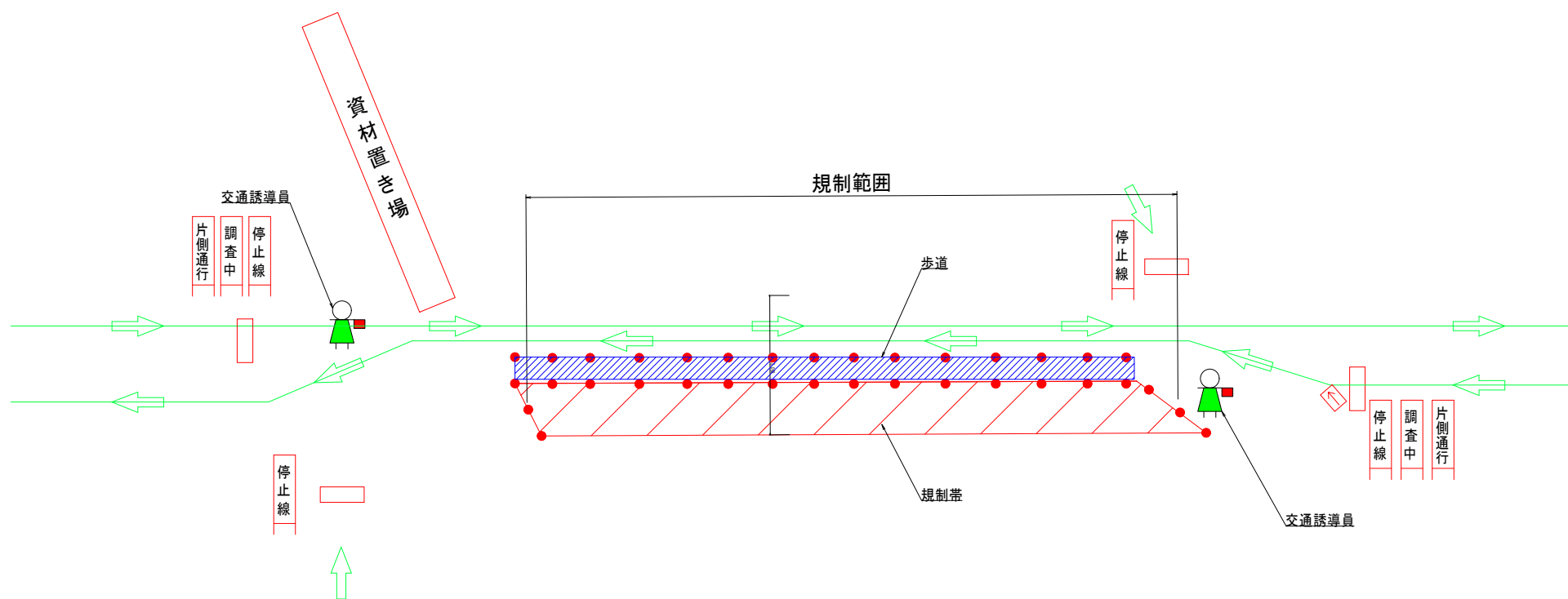
パターン②

高欄取替工 地覆補修工
舗装打替工 橋面防水工

吊り足場、下部工足場 設置・撤去時
(下流側架空線があるため上流側から施工)

※道路起点側・終点側から
50m, 100m, 200mの地点にそれぞれ
工事箇所予告標示板を設置

規制図 (パターン②) S=1:200



- 注記)
- 橋面側からの作業となる上記工種の作業は、関係者および近隣住民への周知をすうえて、市道の道路使用許可申請を行い片側交互通行規制で行う。
 - 道側施工時は誘導員をつけて歩行者を誘導すること。
 - 通学路であるため登下校時は児童の安全を確保すること。
 - 下流側に架空線があるため、注意して作業を行うこと。
 - アウトリガーを使用する場合には、外柵から外に配置しないようにすること。

保安施設設置数量

施設	数量
片側通行標示板	2
工事箇所予告標示板	6
工事看板 (橋梁調査中)	2
停止板	4
矢印板	1
交通誘導員	2
セーフティーコーン	20

当初

令和8年度	図番	27葉 27
路線名	市道一日市町天神町苗津線	
工事名	市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事	
位置	鶴岡市苗津町地内	
腰前橋規制図 (参考図)		
図示	鶴岡市	

※道路起点側・終点側から
50m, 100m, 200mの地点にそれぞれ
工事箇所予告標示板を設置

数量総括表

上段:当初
下段:変更

市道一日市町天神町苗津線腰前橋橋梁補修工事

工種	種別	規格	単位	数量	摘要
腰前橋橋梁補修工					
橋梁塗装工					
塗装塗替え工					
	部材角部面取り	R=2mm以上	m	756	755.90
	清掃・水洗い		m ²	582	581.7
	素地調整	1種ケレン 循環式ブラスト工法	m ²	582	NETIS登録KT-230028-A 581.7
	研削材及びケレンかす	場内集積・選別・積込	m ²	582	581.7
	防食下地	有機ジンクリッチペイント 600g/m ² 1回	m ²	582	581.7
	下塗	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料下塗 240g/m ² 2回	m ²	582	581.7
	中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 170g/m ² 1回 淡彩 グレーベージュ	m ²	582	581.7
	上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 140g/m ² 1回 淡彩 グレーベージュ	m ²	582	581.7
建設廃棄物処分費					
	ドラム缶	200L	缶	5	5
	廃棄物処分	特別管理産業廃棄物汚泥(廃塗膜等)処分費 鉛 基準値オーバー	kg	1,745	1,745
	協議書作成		式	1	1
	廃棄物運搬	許可車	台	1	1
ひびわれ注入工					
	ひびわれ注入工(A) 低圧注入工法	エポキシ樹脂系 L=34m	構造物	1	1
	ひびわれ注入工(B) リハビリシリンダ工法	浸透拡散型亜硝酸リチウム L=55m	構造物	1	1
断面修復工					
	断面修復工(左官工法)	鉄筋ケレン・防錆処理を含む 無収縮ホリマーセメントモルタル	構造物	1	1構造物 0.1m3未満 0.0950
	殻運搬	無筋	m ³	0.10	0.08
	殻処分	無筋	m ³	0.10	0.08
地覆補修工					
地覆取壊し工					
	既設構造物とりこわし	人力施工	m ³	6	5.71
	殻運搬	鉄筋	m ³	6	5.71
	殻処分	鉄筋	m ³	6	5.71
地覆工					
	コンクリート削孔	φ16×100	箇所	864	864

工 種	種 別	規 格	単 位	数 量	摘 要
	樹脂カプセル	接着系アンカー (R-12(13×85))	個	864	864
	鉄筋	SD345 D13	t	1.03	1.033
	ねじ鉄筋	SD345 D13	t	0.26	0.259
	コンクリート	24-8-25 膨張剤30kg/m³含む	m³	11	10.98
	型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m²	45	45.03
	目地工	樹脂発泡体 t=20mm	m²	4	4.0
	Vカット目地	シール材 グレー色	m	16	16.0
水切り板工					
	水切り板	FRP水切りボルト付 設置手間込み	m	88	87.9
支承補修工					
支承補修工					
	支承防錆(金属溶射) 亜鉛+アルミ	反力50 t	基	16	16.0
	素地調整	1種ケレン 循環式プラスト工法	m²	1	1.44
	モルタル復旧 無収縮モルタル 型枠		m³	0.008	0.008
			m²	0.7	0.68
	アンカーボルト突出部補修	現場溶接 6mm換算長	m	0.3	0.313
伸縮装置補修工					
伸縮装置補修工					
	伸縮装置止水工	下地処理工、設置工 仕上げ工	m	30.8	30.802
	乾式止水材	Type-100	m	20.5	20.526
	乾式止水材	Type-125	m	10.3	10.276
	防塵フォーム	ポリエチレンフォーム	ℓ	55	54.72
	接着剤	2成分形変成シリコン形	ℓ	19	18.77
	シーリング	2成分形変成シリコン形	ℓ	20	19.50
	プライマー	ウレタン樹脂系	kg	2	1.55
高欄・防護柵取換え工					
高欄取換え工					
	既設高欄・防護柵撤去	車道側・歩道側 アルミ製	m	88	88.08
	運搬・処分費	スクラップ アルミ	t	1.07	1.074
	高欄兼用防護柵設置	鋼製高欄 H=850 C(SP)種	m	44	44.04
	高欄兼用防護柵設置	鋼製高欄 H=850 C(SP)種	m	44	44.04
	橋名板	45cm×15cm×13mm JISH2202(鋳物用銅合金地金)	枚	4	4

工種	種別	規格	単位	数量	摘要
橋面防水工					
橋面防水工					
	橋面防水工（補修）	塗膜系防水（アスファルト系） ドレン・目地材込み	m ²	285	285.4
表面含浸工					
	表面含浸工	簡易清掃	m ²	79	78.84
	表面含浸工	下地処理	m ²	79	78.84
	表面含浸工	含浸材塗布	m ²	79	78.84
	表面含浸材	シリケートガード 0.25kg/m ² ケイ酸塩系 表面含浸材	m ²	79	78.84
橋面排水工					
	コンクリート削孔	コンクリート穿孔機 φ100削孔 長L=50mm	孔	12	12.0
	コンクリート削孔	コンクリート穿孔機 φ50削孔 長L=185mm	孔	12	12.0
	スラブドレン	標準-3 床板厚240~350 樹脂用φ25	基	12	12.0
	排水用導水管	樹脂製（内径15mm）	m	82	82.0
	フレキシブルチューブ	スラブドレン用 SUSφ20 片ナット付	m	14	13.6
排水管補修工					
	排水管撤去	鋼管 SGP100A	m	7	7.33
	排水管設置	塩ビ管 VP150	m	12	12
	取付金具	上部：ステンレス 下部：亜鉛溶融メッキ	式	1	1.0
	運搬・処分費	スクラップ H1	t	0.09	0.0895
橋梁舗装工					
舗装版取壊し工					
	舗装版切断	As舗装版 t=7cm (15cm以下)	m	117	117.3
	濁水運搬		m ³	0.1	0.1
	濁水処理	安藤組	m ³	0.1	0.1
	舗装版破碎工	As舗装版 t=7cm (15cm以下)	m ²	285	285.4
	殻運搬	アスファルト殻 機械積込	m ³	20	20.0
	殻処分費	アスファルト殻 鶴岡アスコン	m ³	20	20.0
橋面舗装工					
	アスファルト舗装工 (基層)	密粒度As13F改質Ⅱ型 t=4cm	m ²	285	285.4
	アスファルト舗装工 (表層)	密粒度As13F改質Ⅱ型 t=3cm	m ²	285	285.4

工種	種別	規格	単位	数量	摘要
履歴板・標識工					
占用許可標識設置工					
	占用許可標識 設置工	支柱φ60.5×2.3×3.0 標識板450×450	本	1	1
履歴板設置工					
	補修履歴板	SUS 400×300×3mm	枚	1	1
仮設工					
橋梁足場工					
	補修用足場工				橋梁架設工事の積算
	足場工費 プレートガーダー	吊足場 タイプA1 桁高<1.5m A=285m2	橋	1	1.0
	足場工費	床面シート張防護設置時 A=285m2	橋	1	1.0
	足場工費	朝顔 タイプB A=285m2	橋	1	1.0
	足場工費	板張防護工（両側朝 タイプB A=285m2	橋	1	1.0
橋脚回り足場工					
	足場工費	橋脚回り足場 タイプF A=26m2	橋	1	1.0
交通管理工					
	交通誘導員	交通誘導員 B	式	1	1
共通仮設費					
安全費					
	鉛対応環境対策資機材		式	1	1
	鉛対応安全衛生保護具		式	1	1
技術管理費					
	鉄筋探査	地覆部	m ²	44	43.90
	含有量試験及び 溶出試験				
		含有量試験及び溶出試験 鉛	検体	1	1
		含有量試験及び溶出試験 PCB	検体	1	1
		含有量試験及び溶出試験 クロム	検体	1	1

見 積 参 考 資 料

- 1) この「見積参考資料」は、対象工事の現場条件等を考慮し標準的な施工内容等を参考に示した資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工方法、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
- 2) この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。
- 3) 原則として、各種補正や単価等の金額に関する質問には回答できません。

鶴岡市建設部土木課
(併) 下水道部雨水事務室

第 3号

素地調整(1種ケレン)

1,000㎡当たり

単価表

循環式ブラスト工法 NETIS登録 KT-230028-A

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役		人	14.7			
橋りょう塗装工		人	117.6			
循環式ブラストマシン賃料	2ノズルタイプ	台/日	14.7			
ブラストノズル・ブラストホース賃料		台/日	14.7			
循環式ブラストマシン整備料	(鉛特別整備費)	台/日	14.7			
空気圧縮機(可搬スクルーエンジン)賃料	18~19m ³ /分	日	14.7			
発動発電機(ディーゼルエンジン駆動)賃料	125 k VA	日	14.7			
ダンプトラック(オンロード・ディーゼル)賃料	4t車	日	29.4			
研削材	スチールグリッド	m ²	1,000			
軽油 パトロール給油		ℓ	4,233			
雑材料		式	1			
諸雑費		式	1			
計						

第 14号

1構造物当たり

単価表

ひび割れ注入工

浸透拡散型亜硝酸リウム 深さ120mm L=55m

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人	3.21			
特殊作業員		人	5.32			
普通作業員		人	3.94			
浸透拡散型亜硝酸リウム	40%水溶液 プロコン40相当品	kg	6.71			
超微粒子セメント系注入材	アーマ #600 相当品	kg	6.04			
シール材	アーマ #120P 相当品	kg	13.21			
注入器具	リハビリシリンダー 相当品	本	222			
消耗品		式	1			
計						

第 22号

1㎡当たり

単価表

型枠

一般型枠、鉄筋・無筋構造物

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
型枠	一般型枠、鉄筋・無筋構造物	㎡	1			
	型枠の種類:一般型枠 構造物の種類:鉄筋・無筋構造物					
計						

第 23号

1㎡当たり

単価表

目地工

樹脂発泡体 t=20mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
目地板	30m2未満	㎡	1			
	1工事当り使用量:30m2未満					
計						

第 27号

素地調整(1種ケレン)

1,000㎡当たり

単価表

循環式ブラスト工法 NETIS登録 KT-230028-A

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役		人	14.7			
橋りょう塗装工		人	117.6			
循環式ブラストマシン賃料	2ノズルタイプ	台/日	14.7			
ブラストノズル・ブラストホース賃料		台/日	14.7			
循環式ブラストマシン整備料	(鉛特別整備費)	台/日	14.7			
空気圧縮機(可搬スクルーエンジン)賃料	18~19m ³ /分	日	14.7			
発動発電機(ディーゼルエンジン駆動)賃料	125 k VA	日	14.7			
ダンプトラック(オンロード・ディーゼル)賃料	4t車	日	14.7			
研削材賃料	スチールグリッド	m ²	1,000			
軽 油	1.2号	ℓ	3,289			
諸雑費		式	1			
計						
1 m ² 当たり						

第 29号

1㎡当たり

単価表

型枠

一般型枠、均しコンクリート

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
型枠	一般型枠、均しコンクリート	㎡	1			
	型枠の種類:一般型枠 構造物の種類:均しコンクリート					
計						

第 52号

1孔当たり

単価表

コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）
 φ100削孔 長L=50mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）	100mm以上110mm未満、50mm以上200mm未満	孔	1			
	削孔径:100mm以上110mm未満 削孔深さ:50mm以上200mm未満					
計						

第 53号

1孔当たり

単価表

コンクリート削孔
 φ50削孔 長L=185mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）	60mm以上64mm未満、50mm以上200mm未満	孔	1			
	削孔径：60mm以上64mm未満 削孔深さ：50mm以上200mm未満					
計						

第 58号

支持金具

塩ビ管 VP150用

1式当たり

単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
上部取付金具						
ステンレス鋼板	SUS304 PL-6	kg	78.6			
ステンレスボルト	SUS304 M12×40	本	32			
ステンレスナット	SUS304 M12	個	32			
ステンレスワッシャー	SUS304 M12	枚	32			
ステンレスあと施工アンカー	SUS304 C12-120(M12) 心棒打込み式	本	16			
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	30mm以上200mm未満	孔	16			
	削孔深さ：30mm以上200mm未満					
下部取付金具						
鋼板	SS400 PL-6 溶融亜鉛メッキ HDZT77	t	0.021			
ボルト・ナット・ワッシャー	SS400 M12×40 溶融亜鉛メッキ	組	16			
ボルト・ナット・ワッシャー	SS400 M12×70 溶融亜鉛メッキ	組	16			
ボルト・ナット・ワッシャー	SS400 M10×40 溶融亜鉛メッキ	組	16			

第 60号

1m当たり

単価表

舗装版切断

アスファルト舗装版、15cm以下

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	1			
	舗装版種別:アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚:15cm以下					
計						

第 62号

1㎡当たり

単価表

基層工

密粒度アスコン13F(改質Ⅱ型) t=40mm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
基層(車道・路肩部)	3.0m超、実数入力、各種(2.30以上2.40t/m3未満)、タック	㎡	1			
	平均幅員:3.0m超 1層当り平均仕上り厚:実数入力 材料:各種(2.30以上2.40t/m3未満)					
	瀝青材料種類:タックコート PK-4					
計						

